

令和2年 第2回定例会

摂津市議会会議録

令和2年6月11日 開会

令和2年6月26日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和2年第2回定例会

○6月11日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第40号～議案第55号	1- 3
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程3 議案第37号～議案第39号、議案第56号～議案第68号	1- 4
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部理事、市長公室長、生活環境部長、次世代育成部長、保健福祉部長、消防長）	
委員会付託	
日程4 報告第7号～報告第11号	1-16
報告（総務部長、上下水道部長、生活環境部長）	
日程5 議案第69号	1-19
提案理由の説明（生活環境部長）	
採決	
休会の決定	1-20
散会の宣告	1-20

○6月25日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
松本暁彦議員	2- 3
檜村一臣議員	2-19
光好博幸議員	2-31
渡辺慎吾議員	2-42

香川良平議員	-----	2-48
水谷毅議員	-----	2-61
野口博議員	-----	2-68
延会の宣告	-----	2-78

○6月26日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	-----	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	-----	3-2
開議の宣告	-----	3-3
会議録署名議員の指名	-----	3-3
日程1 一般質問		
弘豊議員	-----	3-3
森西正議員	-----	3-9
福住礼子議員	-----	3-17
安藤薫議員	-----	3-24
藤浦雅彦議員	-----	3-33
南野直司議員	-----	3-45
日程2 議案第37号～議案第39号、議案第56号～議案第68号	-----	3-49
委員長報告（総務建設常任委員長、文教上下水道常任委員長、民生常任委員長、 駅前等再開発特別委員長）		
討論（弘豊議員、水谷毅議員、嶋野浩一朗議員）		
採決		
日程3 議案第70号	-----	3-54
提案理由の説明（総務部長）		
質疑（藤浦雅彦議員）		
採決		
日程4 議案第71号	-----	3-58
提案理由の説明（市長公室長）		
質疑（三好俊範議員、渡辺慎吾議員、森西正議員）		
採決		
日程5 議案第72号	-----	3-63
提案理由の説明（総務部長）		
質疑（森西正議員、渡辺慎吾議員）		
採決		
日程6 議会議案第8号～議会議案第10号	-----	3-67
採決		
閉会の宣告	-----	3-69

☆添付資料

審議日程	資料－ 1
議案付託表	資料－ 2
一般質問要旨	資料－ 3
議決結果一覧	資料－ 6

摂津市議会会議録

令和2年6月11日

(第1日)

令和2年第2回摂津市議会定例会会議録

令和2年6月11日(木曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (18名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	弘 豊
9 番	増永和起	10 番	渡辺慎吾
11 番	森西 正	12 番	三好義治
13 番	檜村一臣	14 番	三好俊範
15 番	香川良平	16 番	松本暁彦
17 番	光好博幸	18 番	嶋野浩一朗

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	大橋徹之
総 務 部 長	山口 猛	総 務 部 理 事	辰巳裕志
生活環境部長	松方和彦	保 健 福 祉 部 長	野村眞二
保健福祉部理事	平井貴志	建 設 部 長	高尾和宏
上下水道部長	末永利彦	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人士
教 育 委 員 会 次世代育成部長	小林寿弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋本英樹
消 防 長	明原 修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	溝口哲也
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-----|-------|--|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | 議 案 | 第 40号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 41号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 42号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 43号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 44号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 45号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 46号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 47号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 48号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 49号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 50号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 51号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 52号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 53号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 54号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 55号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 | 第 37号 | 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号） |
| | 議 案 | 第 38号 | 令和2年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 | 第 39号 | 令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 | 第 56号 | 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 57号 | 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 58号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 59号 | 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 60号 | 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 61号 | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 62号 | 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 63号 | 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 64号 | 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 65号 | 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 66号 | 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 67号 | 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 | 第 68号 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件 |
| 4, | 報 告 | 第 7号 | 令和元年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件 |
| | 報 告 | 第 8号 | 令和元年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件 |
| | 報 告 | 第 9号 | 令和元年度摂津市水道事業会計予算繰越報告の件 |
| | 報 告 | 第 10号 | 令和元年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件 |
| | 報 告 | 第 11号 | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
| 5, | 議 案 | 第 69号 | 損害賠償の額を定める件 |

1 本日の会議に付した事件
 日程1から日程5まで

(午前10時1分 開会)

○村上英明議長 ただいまから令和2年第2回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。
市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

時節柄、マスク着用のままでお許しをいただきたいと思います。

本日、令和2年第2回定例会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位にはお忙しいところ、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

先ほど村上議長から伝達がございましたが、このたび、三好義治議員におかれましては、全国市議会議長会におきまして、勤続30年の表彰をお受けになりました。誠にめでたく、心よりお祝いを申し上げます。どうぞ今後とも市政運営にご指導いただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。また、ますますのご活躍をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

案件の説明に入ります前に、一言おわびを申し上げます。

先日来、議員各位には、税の過大還付等々、何かとお騒がせをし、また、いろいろとご心労を煩わし、申し訳ございません。心よりおわびを申し上げ、市民の皆様にもおわびを申し上げます。今後は、第三者委員会の設置等々、一日も早く市民の皆様の信頼を回復すべく、身を引き締め、市政運営にしっかりとハンドルを切ってまいりたいと存じますので、どうぞ引き続きのご指導のほど、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、今回お願いをいたします案件でございますが、報告案件といたしまして、令和元年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報

告の件ほか4件、予算案件といたしまして、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)ほか2件、人事案件といたしまして、農業委員会委員の任命について同意を求める件16件、条例案件といたしまして、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか11件、その他案件といたしまして、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件ほか1件、合計38件のご審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たり、ご挨拶といたします。

○村上英明議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、南野議員及び弘議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月26日までの16日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第40号など16件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 ただいま一括上程となりました議案第40号から議案第55号までについて、その提案理由を申し上げます。

本議案の農業委員会委員の任命について同意を求める件につきましては、令和2年7月19日で、16名全員につきまして3年間の任期が満了となりますことから、令

和2年7月20日からの新たな摂津市農業委員会委員につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、市長が任命することに議会の同意を求めるものでございます。

委員の選出に当たりましては、去る令和2年2月3日から3月2日までの期間に推薦及び応募の受付を行い、定数16人に対して16人の推薦または応募がございました。

内訳は、推薦を受けた方が14人、応募が2人ございます。

まず、議案第40号で任命しようとする候補者は、一津屋在住の濱口光緒氏、議案第41号での候補者は、鳥飼下在住の池上良雄氏、議案第42号での候補者は、鳥飼中在住の山手賢三氏、議案第43号での候補者は、千里丘在住の福田洋子氏、議案第44号での候補者は、別府在住の神寄勇人氏、議案第45号での候補者は、鳥飼西在住の石橋周三氏、議案第46号での候補者は、鳥飼野々在住の萩原明氏、議案第47号での候補者は、千里丘東在住の北本雅好氏、議案第48号での候補者は、千里丘東在住の西島俊治氏、議案第49号での候補者は、鳥飼上在住の岩田延弘氏、議案第50号での候補者は、千里丘東在住の近藤元二氏、議案第51号での候補者は、鳥飼八町在住の渡邊勝彦氏、議案第52号での候補者は、正雀在住の川本良明氏、議案第53号での候補者は、鳥飼八防在住の樋上繁昭氏、議案第54号での候補者は、新在家在住の森智氏、最後に、議案第55号での候補者は、鳥飼上在住の濱口護氏であります。

当委員の任期につきましては、令和2年7月20日から3年間であります。

なお、それぞれの履歴書を添付いたして

おりますので、ご参照いただきますようお願いを申し上げます。

以上、議案第40号から議案第55号までの提案理由といたします。どうぞご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本16件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号及び議案第55号を一括採決します。

本16件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、本16件は同意されました。

日程3、議案第37号など16件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第37号、

令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や都市再生機構負担金を計上するほか、補正財源の調整のため、財政調整基金繰入金を増額しております。

歳出につきましては、商品券交付金や小学校用PCネットワーク構築委託料などの追加補正となっております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億3,143万3,000円を追加し、その総額を473億8,563万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項1国庫負担金4,218万4,000円の増額は、国の低所得者保険料軽減負担金などがございます。

項2国庫補助金2億328万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などがございます。

款16府支出金、項1府負担金1,748万6,000円の増額は、府の低所得者保険料軽減負担金などがございます。

項2府補助金147万5,000円の増額は、大阪府教育支援体制整備事業補助金でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金5億583万9,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款20諸収入、項4雑入1億6,116万円の増額は、都市再生機構負担金などがございます。

次に、歳出についてでございますが、款2総務費、項1総務管理費2億8,964万7,000円の増額は、公共施設整備基金積立金などがございます。

項3戸籍住民基本台帳費1,334万6,000円の増額は、個人番号カード関連事務交付金などがございます。

項4選挙費154万9,000円の増額は、市長及び市議会議員補欠選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策等の経費でございます。

項7保健体育費4,892万2,000円の増額は、市内体育施設に係る受講料等負担金などがございます。

款3民生費、項1社会福祉費7,379万3,000円の増額は、介護保険特別会計繰出金などがございます。

項2児童福祉費2,281万、5,000円の増額は、民間保育所等運営費補助金などがございます。

款4衛生費、項1保健衛生費74万5,000円の増額は、子育て世代包括支援事業などに係る新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。

款6商工費、項1商工費1億6,177万5,000円の増額は、商品券交付金などがございます。

款8消防費、項1消防費4,035万4,000円の増額は、新型コロナウイルス対策のため、避難所や救急活動で要する消耗品などがございます。

款9教育費、項1教育総務費1,245万1,000円の増額は、学習指導委託料などがございます。

項2小学校費1億7,859万3,000

0円の増額は、小学校用PCネットワーク構築委託料などでございます。

項3中学校費5,997万3,000円の増額は、中学校用PCネットワーク構築委託料などでございます。

項4幼稚園費2,747万円の増額は、施設等利用給付費負担金などでございます。

次に、第2条繰越明許費につきましては、4ページ、第2表繰越明許費に記載のとおりで、公民館施設改修事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業が翌年度にわたることから繰越明許するものでございます。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

小学校教育用コンピューター事業につきましては、令和3年度から令和7年度までの期間、1億7,703万5,000円を限度額として設定するものでございます。

中学校教育用コンピューター事業につきましては、令和3年度から令和7年度までの期間、8,745万3,000円を限度額として設定するものでございます。

以上、議案第37号、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の4ページから40ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

第1条は、摂津市税条例（平成16年摂津市条例第29号）の一部を改正する条例でございます。

まず、第15条、個人の市民税の非課税の範囲につきましては、婚姻歴の有無や性

別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者をひとり親として対象とし、対象となる者の前年の合計所得金額を135万円以下とするほか、給与所得控除、公的年金等控除のうち10万円を基礎控除に振り替える地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

第21条、所得控除につきましては、個人の市民税の基礎控除を前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者について適用することとするなど、地方税法の改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

第24条、調整控除につきましては、個人の市民税の調整控除を前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者について適用することとするものでございます。

第29条、市民税の申告等につきましては、地方税法改正に伴う項ずれによる条文の整備を行うものでございます。

第101条、たばこ税の課税標準につきましては、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、紙巻きたばこ0.7本に換算するほか、加熱式たばこの課税方式について、所要の規定の整備を行うものでございます。

第102条、たばこ税の税率につきましては、1,000本につき6,122円とする改正を行うものでございます。

附則第3条、延滞金の割合の特例につきましては、法人市民税の納期限の延長を受けた場合の延滞金の割合について、各年の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とするものでございます。

附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、前条と同様の改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

附則第5条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等につきましては、給与所得控除、公的年金等控除のうち10万円を基礎控除に振り替える地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

附則第12条、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替え及び附則第12条の2、法附則第15条等の条例で定める割合につきましては、地方税法改正に伴う条ずれによる条文の整備を行うものでございます。

附則第36条の2、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、電気軽自動車等のうち、三輪以上の軽自動車で自家用の乗用のものについて、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた場合は、その翌年度分の種別割に限り、税率を75%軽減することとするものでございます。

附則第37条、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、前条の改正に伴う項ずれによる条文の整備でございます。

附則第39条、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例及び附則第40条、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例につきましては、租税特別措置法改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

附則第54条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましては、個人の市民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が指定行事の中止により生じた入場料金等払戻請求権の

放棄を指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に払戻請求権相当額の寄附金を支出したものとみなして寄附金税額控除を適用することとした地方税法の改正に伴い、条を追加するものでございます。

附則第55条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用要件を弾力化し、その適用期限を令和15年度としていたものを、令和16年度分の個人の市民税まで延長することとした地方税法の改正に伴い、条を追加するものでございます。

続きまして、第2条でございますが、第11条、納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金につきましては、地方税法改正に伴う条ずれによる条文の整備でございます。

第12条、年当たりの割合の基礎となる日数につきましては、第49条の項削除に伴う条文の整備でございます。

第14条、市民税の納税義務者等につきましては、地方税法改正に伴う条文の整備でございます。

第18条、均等割の税率につきましては、法人税法において通算法人ごとに申告を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整備でございます。

第46条、法人の市民税の申告納付につきましては、地方税法改正等に伴う項ずれによる条文の整備でございます。

第47条、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續及び第49条、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、法人税法において通算法人ごとに申告を行うこととする連結納税の廃止に

伴う規定の整備等でございます。

第101条、たばこ税の課税標準につきましては、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、紙巻きたばこ1本に換算するほか、加熱式たばこの課税方式について、所要の規定の整備を行うものでございます。

第102条、たばこ税の税率につきましては、1,000本につき6,552円とする改正を行うものでございます。

附則第3条、延滞金の割合の特例及び附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、第49条の項削除に伴う条文の整備でございます。

次に、第3条、摂津市税条例の一部を改正する条例でございます。

第100条の2、製造たばことみなす場合につきましては、第101条の改正に伴う条文の整備でございます。

第101条、たばこ税の課税標準につきましては、加熱式たばこの課税方式について、加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法ではなく、加熱式たばこの重量0.4グラムをもって紙巻きたばこ0.5本に換算する方法と、紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格をもって加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこの0.5本に換算する方法とすることに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条、施行期日につきましては、本条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第1号、第1条中摂津市税条例第101条及び第102条の改正規定並びに附則第

6条の規定については、令和2年10月1日から施行するものでございます。

第2号、第1条中摂津市税条例附則第36条の2及び第37条第1項の改正規定並びに附則第5条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

第3号、第2条中摂津市税条例第101条及び第102条の改正規定並びに附則第7条の規定については、令和3年10月1日から施行するものでございます。

第4号、第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

第5号、第3条及び附則第8条の規定については、令和4年10月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、延滞金に関する経過措置の規定でございます。

附則第3条は、個人の市民税に関する経過措置の規定でございます。

附則第4条は、法人の市民税に関する経過措置の規定でございます。

附則第5条は、軽自動車税に関する経過措置の規定でございます。

附則第6条から附則第8条は、市たばこ税に関する経過措置の規定でございます。

以上、議案第58号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 議案第38号、令和2年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容に

つきましては、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、市独自の施策を追加補正するものでございます。

補正予算書1ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款水道事業収益は、既決額22億2,907万8,000円から580万3,000円を減額し、補正後の額を22億2,327万5,000円とするものでございます。

第1項営業収益は、既決額20億7,870万9,000円から8,998万8,000円を減額し、補正後の額を19億8,872万1,000円とするもので、水道料金の減額を実施することに伴い、給水収益を減額するものでございます。

第2項営業外収益は、既決額1億5,036万9,000円から8,418万5,000円を増額し、補正後の額を2億3,455万4,000円とするもので、新型コロナウイルス感染症対策における水道料金減額分を一般会計予算より繰り入れすることに伴い、一般会計負担金を増額、及び、一般会計負担金の増額に伴い、消費税に変更が生じることから、消費税返還金を減額するものでございます。

なお、内容につきましては、7ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

支出の第1款水道事業費用は、既決額19億8,833万4,000円から44万円を増額し、補正後の額を19億8,877万4,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額19億3,055万9,000円から44万円を増額し、

補正後の額を19億3,099万9,000円とするもので、水道料金の減額に対応するためのシステム改修費用の増額でございます。

なお、内容につきましては、7ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

また、補正予算実施計画は2ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第38号、令和2年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第66号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、水道料金の減額を実施するにあたり制定するものでございます。

議案参考資料（条例関係）の57ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

それでは、条文に沿って改正内容についてご説明申し上げます。

改正内容は、附則について、附則第1項に見出しとして施行期日を、附則第2項に見出しとして摂津市水道条例の廃止を付し、附則第3項を加えるものでございます。

附則第3項は、令和2年7月1日から同年10月31日までの間において行った検針に係る、用途が臨時用であるものを除く水道の基本料金の額について、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額の2分の1に相当する額とするものでございます。ただし、給水区域外に給水した場合におけ

る基本料金の額は、同表に定める額といたします。

次に、附則でございますが、この条例は令和2年7月1日から施行するものでございます。

以上、議案第66号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第68号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に係る協議の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料の19ページの新旧対照表も併せてご覧いただきますようお願いいたします。

本件につきましては、大阪広域水道企業団と藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町が水道事業を統合することに伴い、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に当該4団体に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること、及び、これに伴い、大阪広域水道企業団規約の一部を変更することに関し、関係市町村と協議を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第68号の提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 それでは、議案第39号、令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします主な内容につきましては、摂津市介護保険条例に定める保険料の改正に伴い、保険料全体を減額するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条でございますが、既定による歳入歳出予算の総額につきましては変更ございません。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料は4,404万3,000円の減額で、摂津市介護保険条例第4条第2項から第4項に定める保険料を引き下げることによるものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金は4,404万3,000円の増額で、摂津市介護保険条例第4条第2項から第4項に定める保険料の減額分を国、大阪府、摂津市が負担し、一般会計から特別会計に繰り入れるものでございます。

なお、歳出につきましては、予算額の変更はございませんが、保険料の減額分を繰入金で負担することから、介護サービス等諸費の財源内訳を変更いたしております。

以上、議案第39号、令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第65号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、国が令和元年10月に実施した消費税率引上げに伴う低所得者の保険料について、さらなる軽減を行うものでございます。

介護保険法施行令等が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、介護保険法施行令第39条第5項から第7項に定める保険

料の減額割合が拡大されたことから、摂津市介護保険条例第4条第2項から第4項までの年度及び保険料を変更するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）56ページの摂津市介護保険条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

まず、第4条第2項において、「令和元年度」を削り、令和2年度の保険料2万6,055円を2万844円に改めるものでございます。

次に、第4条第3項において、「令和元年度」を削り、令和2年度の保険料3万9,951円を3万1,266円に改めるものでございます。

次に、第4条第4項において、「令和元年度」を削り、令和2年度の保険料5万373円を4万8,636円に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、改正後の摂津市介護保険条例の規定につきましては、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第65号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 市長公室長。

（大橋市長公室長 登壇）

○大橋市長公室長 議案第56号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）1ページから2ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、事務執行の適正化を図るため、外部有識者の方々に構成する摂津市事務執行適正化第三者委員会を市長の附属機関として位置付けるため、所要の改正を行うものでございます。

委員会の担当事務といたしましては、組織として、事務執行上、不適正な事案等が発生した場合、市長の諮問に応じて、その事実関係や原因の究明とともに、その要因となった内部統制やコンプライアンス、また、ガバナンスや組織風土といったことについても分析・検証していただくことを想定しております。

それでは条文に沿ってご説明申し上げます。

摂津市附属機関に関する条例の別表第1項市長の附属機関の表に附属機関の名称及び担当事務を加えるものです。

なお、附則といたしまして、第1項では、本条例は令和2年7月1日から施行する旨を規定し、第2項では、本条例制定に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表の区分に事務執行適正化第三者委員会委員の項を加え、報酬の額は予算の範囲内で市長が定める額とするものでございます。

以上、議案第56号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第57号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）3ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に対して、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則で特殊勤務手当の特例が定められたことに伴い、本条例について、衛生・一般廃棄物作業従事手当の支給に関しての特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の附則に、衛生・一般廃棄物作業従事手当の特例として、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いのある者の救護に従事した日1日につき3,000円、身体に接触して救護に従事した者にあつては4,000円を支給する旨を規定する項を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項には、本条例を公布の日から施行し、本年3月1日から適用する旨を、第2項には、旧条例の規定により支給された手当は、新条例の規定により支給された手当の内払となる旨を、第3項には、この条例の施行に関して必要な事項は市長が定める旨を、それぞれ規定しております。

以上、議案第57号の提案説明とさせていただきます。

○村上英明議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 議案第59号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

議案参考資料(条例関係)の41ページの新旧対照表を併せてご参照願います。

本件は、住民基本台帳法及び行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正は、住民票の除票及び戸籍の附票の除票が法制化されたことに伴い、新たに住民票の写し、除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を追加し、個人番号を証明する通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付手数料についても廃止するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

第2条第1号の改正は、表中の文言の整備を行うものでございます。

同条第2号の改正は、表中に新たに住民票の除票の写し、除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票の写しを追加し、再構成し、第3号中の個人番号カードの再交付を同表へ繰り上げるものでございます。

次に、同条第3号を削り、同条第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第4条第2号、第4号及び第5号の改正は、法改正による号ずれ及び文言の整備でございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第59号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第64号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

議案参考資料(条例関係)の55ページの新旧対照表を併せてご参照願います。

本件は、平成23年5月に策定いたしま

した摂津市一般廃棄物処理基本計画の計画期間が平成23年度から令和2年度までの10年間となっており、今年度で計画期間が終了するため、新たに摂津市一般廃棄物処理基本計画を策定してまいります。計画策定に当たりましては、計画の推進に関する重要事項について審議する必要があるため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、市民及び事業者等の意見を反映してまいります。つきましては、当該審議会を設置・運営するに当たり、必要な事項を具体的に定めるものでございます。

それでは、条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

第9条第1項では文言の整備を行い、同条第2項では審議会の委員の構成人数を、同条第3項では審議会の委員の区分を、同条第4項では審議会の委員の任期を、同条第5項ではその他の必要な事項を規則で定めることを規定するものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第64号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 議案第60号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、本条例第11条第3項において、放課後児童支援員認定資格研修に関する規定がございますが、このたび、根拠法令である厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)45ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

第11条第3項におきまして、これまで、放課後児童支援員は、保育士資格を有する者など、同項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または政令指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないこととされておりました。このたび、厚生労働省令が改正され、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、根拠法令である内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)46ページから47ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申

し上げます。

第42条第4項に第1号を加え、施設利用の調整を行うに当たり、特定地域型保育事業の利用乳幼児を優先的に取り扱う措置、その他、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置が講じられているときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

同条第2号及び同条第5項は、第1号を加えたことによる所要の整備でございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第62号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、根拠法令である厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）48ページから49ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

第7条第4項に第1号を加え、施設利用の調整を行うに当たり、家庭的保育事業等の利用乳幼児を優先的に取り扱う装置、その他、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置が講じられているときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

同項第2号及び同条第5項は、第1号を

加えたことによる所要の整備でございます。

第38条第4号は、居宅訪問型保育事業の保育の提供について規定したもので、保護者の疾病や疲労その他の身体上、精神上、もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合、保育の提供が可能であることを明確化するための文言の追加でございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

（野村保健福祉部長 登壇）

○野村保健福祉部長 議案第63号、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、大阪府の福祉医療費助成制度の改正に伴い、制定するものでございます。

まず、第1条は、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案参考資料（条例関係）50ページから52ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

50ページの第2条第2項につきましては、大阪府内の他市町村の病院や施設等に入院する対象者に対し、住所地特例に関する規定を新たに定めるものでございます。

52ページの第3条第1項につきましては、精神病床への入院に係る医療費の助成を可能にするため、文言を修正するものでございます。

議案書2ページ、第2条は、摂津市ひと

り親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案参考資料（条例関係）53ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

第3条第1項につきまして、精神病床への入院に係る医療費の助成を可能にするため、文言を修正するものでございます。

第3条は、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案参考資料（条例関係）54ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

第4条第1項につきまして、精神病床への入院に係る医療費の助成を可能にするため、文言を修正するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、本条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項及び第3項は、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、第2項につきましては、改正後の摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例によるものとするを規定するものでございます。

第3項は、この条例の施行の際、現に入院をしている者については、令和3年10月31日までの間、改正後の重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項の規定は適用しないことを規定するものでございます。

附則第4項につきましては、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、改正後の摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

の規定について、施行日以後行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例によるものとするを規定するものでございます。

附則第5項につきましては、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、改正後の摂津市子どもの医療費の助成に関する条例の規定について、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例によるものとするを規定するものでございます。

以上、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 消防長。

（明原消防長 登壇）

○明原消防長 議案第67号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）58ページから63ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

今回の改正は、最近における社会経済情勢を鑑み、消防団員等の処遇改善を図るものでございまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を受け、本条例の一部を改正いたすものでございます。

それでは、改正条文等に沿いましてご説明を申し上げます。

初めに、題名の次に、目次として、第1章総則（第1条―第3条）、第2章損害補

償（第4条―第24条）、第3章雑則（第25条―第28条）及び附則を付記するものでございます。

第5条は補償基礎額についての規定でございますが、同条第2項第1号では、字句の整備を行い、同項第2号では、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額8,800円を8,900円に改め、同条第3項では、同条第1項の改正を受け、字句を改めるものでございます。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項では、算定に用いる利率について、100分の5を事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

附則第4条第6項では、字句の整備を行い、同条第7項第2号及び第8項では、算定に係る利率について、100分の5を事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

別表、補償基礎額表では、補償基礎額について、それぞれ20円から100円の値上げを行い、同表備考1及び備考2では、字句の整備を行うものでございます。

次に、新たに附則を定め、第1項で、この条例は公布の日から施行するものとし、新条例の規定は令和2年4月1日から適用するものとしたしております。

第2項で、経過措置として、適用日前に支給すべき事由の生じた年金以外の損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金については、なお従前の例によるものと規定をいたしております。

第3項では、内払について、適用日から新条例の施行日の前日までの間において、改正前の条例の規定に基づき支給された損害補償または傷病補償年金等は、新条例に基づく内払とみなすことを規定いたすもの

でございます。

以上、議案第67号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本16件のうち、議案第37号の駅前等再開発特別委員会の所管分につきましては、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程4、報告第7号など5件を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（山口総務部長 登壇）

○山口総務部長 報告第7号、令和元年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

本件につきましては、令和元年度補正予算第3号及び第4号で繰越明許費の設定をお願いいたしたところでございますが、今年、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、まず、款3民生費、項1社会福祉費、市立みきの路運営事業では、設定金額1,020万8,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

次に、款7土木費、項2道路橋りょう費、千里丘三島線道路改良事業では、設定金額1,038万5,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

未就学児移動経路対策事業では、設定金額2,336万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金817万5,000円、地方債1,510万円、残り8万5,000円が一般財源となっております。

項4都市計画費、阪急京都線連続立体交差事業では、設定金額5億3,500万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金5億3,405万1,800円、残り94万8,200円が一般財源でございます。

次に、款9教育費、項1教育総務費、研修用PCネットワーク環境整備事業では、設定金額704万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

項2小学校費、小学校施設改修事業では、設定金額3億1,067万7,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金5,306万2,000円、地方債2億1,090万円、残り4,671万5,000円が一般財源でございます。

小学校情報通信ネットワーク環境整備事業では、設定金額2億2,673万4,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金6,155万3,000円、地方債1億1,250万円、

残り5,268万1,000円が一般財源でございます。

項3中学校費、中学校施設改修事業では、設定金額1億2,451万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金2,192万1,000円、地方債9,790万円、残り468万9,000円が一般財源でございます。

中学校情報通信ネットワーク環境整備事業では、設定金額1億1,719万1,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金2,815万円、地方債5,820万円、残り3,084万1,000円が一般財源でございます。

以上、繰越明許費繰越報告の件の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 報告第8号、令和元年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件につきまして、その内容についてご報告申し上げます。

本件につきましては、令和元年度当初予算で計上していたところでございますが、このたび、翌年度への繰越額が確定しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、繰越計算書を調製し、ご報告するものでございます。

その内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、公共下水道整備事業の東別府雨水幹線建設負担金で、令和元年度当初予算計上額9億5,000万円に平成30年度繰越額2,000万円を加えた令和元年度継続費予算現額9億7,000万円に対し、令和元年度支払義務発生額4億6,000万円を除いた5億1,0

00万円を翌年度に繰り越しするものでございます。

財源の内訳は、企業債2億5,500万円、国からの交付金2億5,500万円でございます。

以上、報告第8号、下水道事業会計の継続費繰越報告内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、報告第9号、令和元年度摂津市水道事業会計予算繰越報告の件につきまして、その内容についてご報告申し上げます。

本件につきましては、令和元年度当初予算で計上していたところでございますが、このたび、翌年度への繰越額が確定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

その内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、配水管整備事業の鳥飼本町二丁目2番地内配水管布設工事で、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございます。予算計上額1億5,816万3,500円に対し、令和元年度の支払義務発生額4,350万円を除いた1億1,466万3,500円を翌年度に繰り越しするものでございます。

財源の内訳は、全額損益勘定留保資金でございます。

以上、報告第9号、水道事業会計の予算繰越報告内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、報告第10号、令和元年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件につきまして、その内容についてご報告申し上げます。

本件につきましては、令和元年度当初予

算で計上していたところでございますが、このたび、翌年度への繰越額が確定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

その内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、公共下水道整備事業の公共下水道茨木摂津処理分区管渠布設工事31-2工区及び三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事で、公共下水道茨木摂津処理分区管渠布設工事31-2工区は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しで、三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事は、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越でございます。

公共下水道茨木摂津処理分区管渠布設工事31-2工区については、予算計上額6,779万7,400円に対し、令和元年度の支払義務発生額3,995万円を除いた2,784万7,400円を翌年度に繰り越しするもので、その財源の内訳は、企業債1,840万円、国からの交付金800万円、損益勘定留保資金144万7,400円でございます。

三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事につきましては、予算計上額4億946万6,100円に対し、令和元年度の支払義務発生額2億6,000万円を除いた1億4,946万6,100円を翌年度に繰り越しするもので、その財源の内訳は、企業債770万円、国からの交付金3,000万円、高槻市からの工事負担金9,982万5,873円、損益勘定留保資金1,194万227円でございます。

以上、報告第10号、下水道事業会計予算繰越報告内容のご説明とさせていただきます。

○村上英明議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 報告第11号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容をご報告申し上げます。

本件は、令和2年5月20日に公用自動車による公務中に発生しました物損事故に係ります損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年6月5日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、報告第11号の記載のとおりでございます。

それでは、事故の発生の経過につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和2年5月20日水曜日、午前11時15分頃、摂津市鳥飼西三丁目9番28号におきまして、方向転換するため、ごみ収集車を後退させましたところ、事業所の倉庫の前に設置されておりました空調室外機に接触し、当該室外機が後方の倉庫側に倒れ、倉庫外壁を破損させたものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合が本市100%と認定され、倉庫外壁の修理に要する費用の全額5万5,000円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会から、その全額が支払われるものでございます。

事故の防止につきましては、昨年度の事故を受けまして、事故発生原因の共有化や誘導運転訓練による技術の向上を図るなど、再発防止に取り組んできたところでござい

ますが、このたび、ごみ収集車によります事故を再発させてしまったことにつきましては、誠に申し訳ございません。担当部長としまして、その指導力、管理監督が及ばなかったことにつきましても、深く反省し、おわび申し上げます。

昨年度の事故後、収集業務に従事する職員で事故防止対策委員会を立ち上げ、運転訓練、誘導訓練、危険予知、ヒヤリハットをテーマに、事故を振り返る研修など、様々な取り組みを進めてきたところですが、その効果が出ず、またも事故を発生させてしまったことは、非常に残念で情けない思いでございます。

今後は、今まで以上に厳しく注意喚起を行いまして、環境センター内の平時におきましても、指さし呼称の実施による安全確認や、運転中に遭遇する様々な交通場面において、事故の原因となり得る危険要因を予測する能力を向上させるために、危険予知トレーニングを実施するなど、取り組みを強化しまして、事故がゼロになりますよう進めてまいります。

以上、報告第11号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程5、議案第69号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 議案第69号、損害賠償の額を定める件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、令和2年5月20日に公用自動車による公務中に発生しました物損事故で、このほど示談内容に合意いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、議案第69号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過についてご説明申し上げます。

本件は、先ほどの報告第11号の専決処分報告と同じく、令和2年5月20日に、摂津市鳥飼西三丁目9番28号におきまして、方向転換するため、ごみ収集車を後退させたところ、空調室外機に接触し、破損させたものでございます。

示談につきましては、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合が本市100%と認定され、空調室外機の修理に要する費用の全額60万2,470円を損害賠償金として支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会から、その全額が支払われるものでございます。

改めまして、ごみ収集車によります物損事故を発生させたことにつきまして、深く反省し、おわび申し上げます。

以上、議案第69号、損害賠償の額を定める件の内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第69号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

6月12日から6月24日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時22分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

村上英明

摂津市議会議員

南野直司

摂津市議会議員

弘 豊

摂津市議会継続会会議録

令和2年6月25日

(第2日)

令和2年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和2年6月25日(木曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (18名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	弘 豊
9 番	増永和起	10 番	渡辺慎吾
11 番	森西 正	12 番	三好義治
13 番	檜村一臣	14 番	三好俊範
15 番	香川良平	16 番	松本暁彦
17 番	光好博幸	18 番	嶋野浩一朗

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	大橋徹之
総 務 部 長	山口 猛	総 務 部 理 事	辰巳裕志
生活環境部長	松方和彦	保 健 福 祉 部 長	野村真二
保健福祉部理事	平井貴志	建 設 部 長	高尾和宏
上下水道部長	末永利彦	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人士
教 育 委 員 会 次世代育成部長	小林寿弘	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	橋本英樹
消 防 長	明原 修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	溝口哲也
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

松	本	暁	彦	議員
檜	村	一	臣	議員
光	好	博	幸	議員
渡	辺	慎	吾	議員
香	川	良	平	議員
水	谷		毅	議員
野	口		博	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○村上英明議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び渡辺議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 おはようございます。

それでは、順位に基づき質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応で、懸命に市民の命、生活を守るために取り組まれた市職員並びに医療・介護・保育・福祉関係者等の方々に感謝申し上げます。

質問に移ります。

1、アフターコロナでの学校教育の充実についてですが、約3か月の休校を余儀なくされ、ようやく15日より通常登校が始まりました。この学校休業期間中における家庭学習等の対応について、どのように取り組まれたのか、お聞かせください。

2、アフターコロナでの中小企業支援と相談体制強化について。

新型コロナウイルス感染症により経済は大きな打撃を受けていることは言うまでもありません。そこで、本市中小企業の置かれた環境と本市新型コロナウイルス感染症対策について、どのようにされてきたのか、お聞かせください。

3、時代ニーズに応じた墓地行政についてですが、現状の墓地行政の見直しが必要と考えます。超高齢化により、全国の墓地で墓の無縁化が顕著になりつつある一方、年間死亡者の増加が見込まれ、それに伴う墓地需要への対応が必要となるからです。

そこで、現在の市営墓地の募集状況や、無縁墓、墓じまいの傾向などについてお聞かせください。

4、持続可能な次期一般廃棄物処理基本計画に向けてですが、次期一般廃棄物処理基本計画の現在の検討状況についてお聞かせください。

5、シティプロモーション戦略の具体化についてですが、魅力的な表紙のパンフレットもでき、期待するものです。まず、当戦略の今年度の取り組みについてお聞かせください。

6、道路交通を含む中長期的なまちづくり整備についてですが、まちづくり整備は時間がかかります。そのため、将来を見据え、中長期的な視野で取り組まなければなりません。阪急京都線連続立体交差事業、JR千里丘駅西地区再開発、自転車ネットワークの構築、それに伴う道路交通環境整備、また、十三高槻線と中央環状線との交差点での暫定道路設置などの府道整備が重要となります。まずは、本市の道路ネットワーク構築についてどうお考えか、お聞かせください。

7、新型コロナウイルス感染症対策を含む安全安心のまちづくりの(1)新たな危機管理体制についてですが、今年4月より総務部に危機管理担当理事を設置されましたが、この設置の目的、役割について、どのようなものか、お聞かせください。

7の(2)市の新型コロナウイルス感染症対策体制についてですが、コロナ禍で、教育委員会も含め、多岐にわたる対応が必要となりました。これには一元的リーダーシップの発揮が求められたかと思いますが、市の新型コロナウイルス感染症対策はどのような体制で対応されてきたのか、お聞かせください。

8、市のガバナンスについてですが、1、500万円の還付金誤り、親睦会費盗難疑いなど一連の問題について、起きたことは誠に残念であります。これらの対応について、今後どう取り組んでいかれるのか、また、留意すべき点についてどうお考えか、お聞かせください。

以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 おはようございます。

臨時休業期間中における児童・生徒の家庭学習の対応についてのご質問にお答えいたします。

この間の家庭学習につきましては、国・府の方針を踏まえた市の方針に基づき、学校はそれぞれの状況に応じた対応を行ってまいりました。具体的には、教職員が家庭訪問等で子どもたちの様子を把握し、3月は復習を中心とした学習プリントを配布いたしました。また、4月、5月は、プリント復習に加え、インターネットを利用して行う自宅学習や、新しい学習内容の動画等を作成し、家庭学習を支援してまいりました。授業を再開した6月1日以降は、これらの家庭学習を補完する授業や未学習の内容を進める授業から取り組み、児童・生徒の学力の保障に努めております。

○村上英明議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 アフターコロナでの中小企業支援と相談体制強化についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により、本市中小企業につきましても大きな影響を受けているところでございます。2月下旬には、感染症拡大の防止のため、政府による

外出自粛の促しが行われ、飲食店や小売店の来客が減少し、4月の緊急事態宣言により、さらに来客が減少し、休業する飲食店や小売店も見受けられる状況でございました。また、売上げの減少の度合いに応じまして、市のセーフティネット保証認定を取得し、一般保証とは別枠で利用できるセーフティネット保証の認定件数は、制度開始の3月当初から5月末の3か月で延べ687件と、リーマンショック時を超える状況でございました。

そのような中で、本市では、国や府よりもいち早く市独自の中小企業への給付型支援策である新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金を4月23日から実施し、併せて、大阪府が主体として実施している休業要請支援金につきましても、市として共同で負担金を担うなど、取り組みを行っております。併せて、商工会と連携しまして、飲食店支援の「#摂津エール飯」の事業の取り組みも行いました。

続きまして、本市における墓地の現状についてのご質問にお答えいたします。

市営墓地につきましては、市内の3か所に合計300区画ございます。市営墓地の募集につきましては、返還が生じた場合のみとなりますので、募集時期は定めておりません。直近では、平成29年度に1区画、平成30年度に1区画を募集しております。令和元年度につきましては、返還が生じていないため、募集は行っておりません。

市営墓地使用者の承継につきましては、平成29年度4件、平成30年度3件、令和元年度10件で推移しております。本市における墓地の改葬許可件数は、平成29年度10件、平成30年度12件、令和元年度33件で推移しており、増加傾向にあ

ります。

墓じまいにつきましては、承継者がいなくなった墓や、遠方で管理ができないなどを理由に墓を改葬する際に解体撤去することとなります。墓を撤去する際には、使用权を返還する手続を取ることとなり、その際、現在使用している墓所に関しましては、更地の状態に戻して返還することとなります。改葬許可申請において、墓じまいの実施及び理由に関する記載を求めていることから、件数等の把握はしておりませんが、納骨堂に改葬される事例もありますことから、墓じまいが一定数行われているものと思われま

す。続きまして、次期一般廃棄物処理基本計画の検討状況についてのご質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、区域内の一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本方針を定めるもので、令和3年度からの次期計画に向け、本年度、策定を行うものでございます。策定に当たりましては、令和5年度からの広域処理を念頭に、今後の社会情勢、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画、住民要望などを踏まえ、廃棄物の処理体制や減量化の取り組みについて検討を行ってまいります。

今後のスケジュールとしましては、ごみの量の推計や、市民、事業者へのアンケート調査などを順次進めまして、廃棄物減量等推進審議会で計画内容について議論を行っていただく予定といたしております。

○村上英明議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 シティプロモーション戦略の今年度の取り組みについてのご質問に

お答えいたします。

今年度は、全国的にも珍しい市役所庁舎の壁面を活用したプロモーションのほか、市のブランドに位置付けております大阪銘木団地とコラボしたイベントを開催する予定でございます。大阪銘木団地のイベントにつきましては、感染症対策を踏まえ、どのような形で実施できるのか、関係機関と協議を進めているところでございます。

また、シティプロモーションを効果的に進めていくためには、所管課となる広報課だけでなく、全庁的に取り組むことが重要であると考えております。そこで、各部が抱える課題やアフターコロナを想定した課題等を、シティプロモーションの観点を持って解決を図るべく、「でっかな野望プロジェクト」と題した企画提案を各部で競い合って実施してまいります。今回は、研修という位置付けではなく、部の業務の一環として取り組むことで、より実現性の高い企画提案がなされるものと期待するとともに、シティプロモーション企画の構築を職員が体現することで、シティプロモーションへの理解がより一層深まるものと考えております。

続きまして、危機管理担当理事の設置目的、役割についてのご質問にお答えいたします。

本市組織における危機管理体制の在り方については、るる検討してまいりましたが、一昨年来からの地震や台風等による災害と、その対応等を踏まえ、本年4月の機構改革の際に、防災体制の充実強化の観点から専任部長級職員を配置することとしたものです。平時においては、地域住民や関係機関との連携など、災害への備えに関する取り組みを推進する専任部長としての役割を、災害対策本部が立ち上がった際に

は、副本部長付として各部を統括し、組織横断的な災害対応を行う上で重要な役割を担っていただくこととなります。また、このたびの新型コロナウイルス感染症蔓延下における緊急事態宣言後の対策本部会議においても、統括部門として、その中心的役割を担っていただいているところです。

続きまして、不祥事に関する今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

条例施行後、できる限り早期に第三者委員会を設置し、不適正な事務処理事案の事実関係の解明、原因究明はもとより、その要因となった内部統制やコンプライアンスといった課題についての委員の方の専門的な知見や経験に基づき、調査、検証していただきたいと考えており、報告を踏まえ、再発防止策や組織のありようについて明確にしていきたいと考えております。

なお、委員会が任務を果たす上では、独立性の確保、中立・公正で客観的な調査等が必要であり、調査に対する全面的な協力のための具体的な対応についても委員会の求めに応じてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 道路交通を含みます中長期的なまちづくり整備についてのご質問にお答えいたします。

本市域の広域道路ネットワーク構築に向けた取り組みといたしましては、南北に縦断する大阪中央環状線及び東西に交差する大阪高槻線や大阪高槻京都線の交通渋滞が慢性化している状況は長年の課題であり、その抜本的解決のため、十三高槻線の日も早い全線開通が望まれるところであります。また、現在、正雀工区は、令和5年の本線完成に向け建設中でありますが、その

後、令和8年度の鳥飼仁和寺大橋無料化に合わせ、大阪中央環状線と十三高槻線の交差部の事業規模、期間をコンパクトにした整備案を大阪府に提案しており、現在改訂作業中の大阪府都市整備中期計画に位置付け、一日も早い全線完成が実現されるよう強く働きかけてまいります。

○村上英明議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応体制についてのご質問にお答えいたします。

本市では、2月3日に市長をトップとした摂津市新型コロナウイルス対策本部を設置し、情報共有を図るとともに、感染防止に全力で取り組んでまいりました。その後、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされたからは、本事案を危機事象と捉え、市条例に基づく摂津市新型インフルエンザ等対策本部に移行して、新組織である防災危機管理課が事務局を担い、保健福祉部門や各施設所管課などと連携を図りながら、一層の感染防止対策に注力をしてまいりました。危機管理部門がリーダーシップを発揮し、部局横断的に調整することで、スムーズな連携を図ることができ、各種支援策等につきましてもスピーディーに取りまとめることができたと考えております。このように、市長が陣頭指揮を執られ、危機管理部門が全庁を統括し、リーダーシップを発揮することで、感染拡大防止と市民生活の安定に鋭意取り組んでまいりました。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式でお願いします。

まず、学校教育の充実について。

学校休業中、様々に取り組みられたことを

理解しました。この3か月間、先の見えない中で、子どもたちのために、教育長がリーダーシップを発揮され、教育委員会が一丸となって懸命に取り組まれたことを高く評価いたします。

さて、長期休業を余儀なくされた現状において、小・中学校での学業をどう取り戻していくのか、その取り組みについてお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 臨時休業により、約3か月間の学習時間を取り戻さなければなりません。そのため、夏季休業期間の大幅短縮、冬季休業期間の短縮、1週間当たりの学習時間増や学校行事の見直し等に取り組んでまいります。

なお、このような取り組みを行ったにもかかわらず未履修が発生した場合、最終学年を除き、未履修分を次年度に送ることもやむを得ないとされておりますが、本市は、現時点では今年度内に学習を終えるよう計画いたしております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 様々に工夫して取り組むことは理解しました。ただ、詰め込み過ぎて、子どもたちがやる気を損なわないか、楽しい思い出がつかれないのではないかと、保護者の懸念を聞きます。そこで、児童・生徒のやる気スイッチ、モチベーション維持について、学校行事も含めてどうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 学習につきましては、夏休みの短縮等により、今後の授業日数をふやすことで学習内容が詰め込まれないようにするとともに、学力の定着を図るために家庭学習を充実してまいります。

また、学校行事等の学習活動は、子ども

たちに集団で取り組む楽しさや連帯感を感じさせ、ひいては学習意欲の向上にもつながると考えております。そのため、各校では、感染症対策を講じた上で、実施可能な行事は継続できるよう計画いたしております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 学習及び学校行事については理解しました。家庭の協力も得て、児童・生徒の学習意欲をしっかりと高める努力と、修学旅行も含めて思い出がない年にならないよう要望いたします。

また、適切な教育環境の提供も重要です。まず、受験生である中学3年生には、より充実した支援体制が必要と思っておりますが、どうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 中学3年生は、高校受験を控えておりますので、学習の支援が最も必要だと考えております。教育委員会といたしましては、民間塾に委託して行う授業料無料の摂津SUN SUN塾の対象学年を今年度から中学3年生まで拡大して実施いたします。また、コロナ禍を鑑み、さらに中学3年生の学習意欲を高め、学力アップを図るため、希望者を対象とした民間塾による夏期及び冬期講習の実施を検討いたしております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 受験生への対応は理解しました。

そして、小・中学校1年生の学校習熟への対応もまた大切であります。特に、義務教育9年間を見据えた教育に取り組んでいる中、小学1年生の学校への習熟、9年間を見据えた目標の設定などが非常に重要ですが、どうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 小学1年生は、まずは学校生活を通して集団生活の基本を学ぶことが重要でございます。その上で、当然、身につけるべき学力をしっかりと育まなければなりません。そこで、学力定着度調査を小学1年生も対象として実施することで、1年生段階から学習定着の意識を高めるよう取り組んでおります。

また、今年度より、小1から高3までの12年間、子どもたちが学習状況等を振り返りながら自身の目標を設定し、評価を行い、夢や職業の自己実現を図るキャリア・パスポートに取り組みます。これらを通して、小学1年生から意欲的な様々な活動を行えるよう取り組んでまいります。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ、キャリア・パスポートによる目標の見える化の有効性を活用し、取り組んでいただくよう要望いたします。

私は、これまでの教育委員会や現場との議論も踏まえ、小学1年生の取り組みが本市の学力課題の大きな突破口になると考えます。1年生で学習意欲を高めて意欲的に学び過ごす9年間と、途中でスイッチが入るのとでは、9年後に大きな差がつくでしょう。よって、1年生に力を入れることは、9年間を見据えた効果的な投資と言えます。なお、過保護にせよということではないと添えておきます。

改めて、教育長に、アフターコロナでの学校教育充実について、総括的にお考えをお聞きしたいと思います。

○村上英明議長 教育長。

○箸尾谷教育長 このたびの新型コロナウイルス感染症が社会全体に与える影響の大きさというのは、想像をはるかに超えるものであったと思います。学校も、昨年度末よ

り約3か月間、休業を余儀なくされました。何とか今月の15日から市内全校で通常授業を再開いたしておりますけれども、やはり当面の間は、3密を避ける取り組みでありますとか、あるいは健康観察や消毒などの実施とともに、学習活動においても一部制限を設けるなどして、子どもたちの安全・安心を確保することが大切であると考えております。

また、一方で、学習の充実、学力保障も重要でありまして、先ほど来、教育次長より説明をさせていただいておりますけれども、国の補正予算等も活用しまして、家庭でも利用できるICT機器の整備でありますとか、あるいは、学校に対して支援人材を配置するなどの学習環境の整備と併せまして、民間塾との連携や、あるいは英検の受験料を補助するなどして、子どもたちの学習意欲を高める取り組みも実施してまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたけれども、今回の新型コロナウイルス感染症に関しましては、国・府からの要請もありまして、本市におきましても3月2日から全校で休業を実施してまいりました。しかしながら、こうした休業措置は子どもたちにも大きな影響を与えたと思っております。学習の遅れはもちろんですけれども、生活習慣の乱れでありますとか、あるいは子ども同士のコミュニケーション不足、あるいは運動不足などといった悪影響を与えたのではないかと思います。今、国内のみならず、世界全体を見ましても、子どもへの感染の報告というのは非常に少ないと聞いております。また、一方で、社会全体が新型コロナウイルス感染症との共存を図るという方向にかじを切られた今、やっぱり国や府に対しましては、これまでの施策や、あるいは、子

どもたちへの感染状況をしっかりと分析、検証していただいて、今後の学校の進め方について考え方を整理していただきたいと考えております。

教育委員会といたしましても、第2波、第3波の到来があるというお話もございましたので、きちんと学校の状況、あるいは子どもたちの状況をしっかりと把握した上で、適切に対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。コロナ禍において直面する課題というのは非常に大きなものであると私も認識しております。まさに教育委員会と学校とのこれまで以上の連携が必要であり、そこには教育長のリーダーシップが欠かせません。ぜひ子どもたちのために全力で取り組んでいただくよう要望いたします。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策の徹底、休校に備えたICT環境整備、家庭学習の充実、日々の学習場所の提供、そして、熱中症対策も踏まえた体育館へのエアコン設置も要望させていただきます。

次に、中小企業支援と相談体制強化についてですが、各種支援、「#摂津エール飯」を行われてきたことを高く評価いたします。ただ、経済への影響はすぐには回復しません。引き続きの支援が必要ですが、今後の支援についてどうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 今後の小規模商業者へのさらなる支援策といたしまして、セッピスクラッチ事業の予算を増額し、スクラッチカードの当たる確率を倍増することで、市民の方々に市内飲食店などのテイク

アウトも含めて利用していただき、にぎわいを回復させるよう消費を促してまいります。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 今後の支援については理解しました。

この新型コロナウイルス感染症対応は、経営者の取り組みも重要です。飲食店ではテイクアウトやデリバリーに対応できたか、対面販売からネット販売への対応、B to Cの強化、そして、第2波の新型コロナウイルス感染症にも備え、柔軟な経営が必要です。ただ、経営者だけでは判断は難しく、相談体制の強化が必要ですが、どうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 議員がご指摘のように、今後は、新型コロナウイルスなどの感染症対策を前提に経営を行っていくことが経営者の方々に求められるものと考えております。これまで本市では、中小企業経営者の経営改善の支援策といたしまして、中小企業診断士などの資格を持った者を派遣します中小企業経営改善支援コンサルタント派遣事業を実施してまいりました。併せて、今回は、新型コロナウイルス感染症に対応しました経営改善の補助金申請につきましても支援を行ってまいりました。今後は、今まで以上に中小企業経営者への経営改善の支援の必要性がふえていくものと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 経営支援の必要性がふえていると理解しました。

前回お伝えした福知山市のビジネスサポートセンターの事例では、1年半で相談件数1,300件、相談内容についても、新製品、新サービス、情報収集、販路拡大、

創業など、多分野にわたり充実したものになっています。企業の存続・発展は、経営者、そして従業員の生活を守り、また、各種税として市財政に貢献します。よって、相談業務を充実させる取り組みが重要ですが、どうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 本市の中小企業経営改善支援コンサルタント派遣事業は、市内で引き続き1年以上事業を営むことなど、一定の条件を設けておりますが、今年度創設いたしました創業促進テナント賃借料補助事業におきましては、創業間もない創業者の方に、この中小企業経営改善支援コンサルタント派遣事業を活用していただき、事業計画書を作成していただくことを要件としており、賃借料補助の期間も引き続き活用していただくことを想定しております。

また、大阪産業振興機構のマイドームおおさかでは、起業を検討されておられる方の相談、中小企業・小規模事業者の方々の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応する大阪府よろず支援拠点が開設されており、こちらにつきましてもご案内をさせていただいているところでございます。

このように、本市のコンサルタント派遣事業や大阪府よろず支援拠点などの中小企業の経営改善のための相談業務の利用方法を利用者の方にご理解いただきまして、積極的な活用を図ることで相談業務の充実を図ってまいります。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 充実することについては理解しました。その促進には顔の見える化が必要です。その手段としてビジネスサポートセンター設置を検討すべきと考えますが、どうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 相談業務の必要性につきましては重要な課題であると考えております。また、議員がご指摘の多分野にわたります相談業務も含めまして、中小企業経営者への相談体制の重要性が増していることにつきましても理解をしているところでございます。相談業務の継続性が必要な事例におきましては、顔の見える関係が相談結果を左右することは十分考えられることであります。しかしながら、まずは、中小企業経営改善支援コンサルタント派遣事業、マイドームおおさかの大阪府よろず支援拠点の活用も図りながら、相談業務についてのニーズや課題を整理した上でビジネスサポートセンターの必要性を考えてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ、コロナ禍での厳しい経営環境の中、ビジネスサポートセンターを設置して、経営者を支える相談体制強化を行うよう要望いたします。また、引き続きの各種支援策充実も併せて要望いたします。

次に、墓地行政について、現状は理解しました。現状で市営墓地利用者が限定される中、年間死亡者が全国で、2004年、約103万人のところ、2025年には150万人を超える高齢化社会を迎えます。より多くの市民が活用できる墓地を検討すべきです。

また、市内共同墓地の管理者からも課題を聞いています。生涯独身者の増加や、生まれ育った地域を離れて暮らす人がふえるなどで、お墓使用者の墓管理が困難となって放置され、無縁墓がふえることへの懸念を抱えています。

そこで、市として、現状の墓地行政にお

ける課題について、墓地の市民ニーズも含めて、どうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 市営墓地におきましては、募集、承継、返還等を通じて適切に管理をしているところでございますが、当初の墓地使用許可から年数が経過しまして、使用者の転出、転居、死去など、内容に変更が生じていることが見受けられております。このようなことから、現況調査を実施しまして、内容に変更が生じているものにつきましては個別に対応しておりますが、今後も、墓地の承継者、使用者の死去の増加に伴い、墓地の承継や管理が困難なケースが生じる可能性が懸念されるところでございます。

また、現時点では、墓地の需要につきましては、墓地の空き状況等から、希望者全てに供給することは困難であると考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 墓地の管理が困難なケースの増加と需要に比して、限られた市内墓地が課題であると認識いたしました。これら課題解決には、墓地の管理が困難な利用者への墓じまいの促進、また、狭い面積でも相当数収骨できる、例えば高槻市にある合葬式墓地が挙げられます。なお、墓じまいは次の希望者利用につながります。そこで、墓じまい及び合葬式墓地についてどうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 近年の少子高齢化や単身世帯の増加、社会情勢の変化などを背景に、墓地におきましても多様なニーズがあると認識しております。実際に墓地の移転や墓じまいに必要な改葬許可申請も増加傾向にありますことから、市営墓地について

は、引き続き適正な運営管理に努めてまいります。

また、今後の墓地行政の選択肢の一つとして、他市でも取り入れられております複数の焼骨を合同で埋葬する合葬式墓地につきましても、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 現在進行中の高齢化社会に向けての墓地行政の方向性、そして、市営及び共同墓地の同様の課題にどう取り組んでいくのか、墓地における多様なニーズも踏まえ、ご研究ください。まずもって、墓じまい等での無縁墓防止の取り組み促進、そして、合葬式墓地の研究を行っていただくよう要望いたします。

次に、一般廃棄物処理基本計画について、現状については理解しました。この計画について、災害対応のために国から求められている災害廃棄物処理計画策定と連動させることが必要不可欠と思いますが、どうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 近年、全国各地で大規模な災害が発生する中、災害時においても廃棄物の継続的な処理が求められます。特に、大量発生します災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するためには、地域や委託業者等との連携が重要となってまいります。災害廃棄物処理計画の策定につきましては、今後の課題となっておりますが、一般廃棄物処理基本計画におきまして、処理体制等の整備を行いながら、災害廃棄物処理計画につなげてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひつなげるよう要望します。例えば、大阪北部地震、台風、そして、このコロナ禍でのごみ収集に関して、

直営や委託業者が活躍されました。それを踏まえ、持続可能な収集体制を平時、有事ともにしっかりと維持することが大切です。改めて、広域処理での収集運搬体制についてどうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 広域処理に向けた収集運搬体制の整備に当たりましては、分別区分の在り方や、茨木市環境衛生センターへの運搬ルートなど、収集運搬に係る諸条件を踏まえた見直しが必要となってまいります。見直しに当たりましては、市民の利便性や収集運搬を担う事業者への影響なども考慮する中で、スムーズに移行できるよう検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひしっかりと検討していただければと思います。

今、ごみ処理の広域化が進められている中、環境行政の大きな転換期と捉え、将来を見据えた持続可能な計画策定が求められます。改めて、持続可能な環境行政の在り方についてはどうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 昨年12月に茨木市との循環型社会の形成に係る連携協約を締結しまして、適正な廃棄物処理の確保など、将来にわたり連携を深めていくことといたしております。本市の廃棄物処理の大きな転換期を迎える中、持続可能な開発目標であるSDGsとも共通する高齢化社会、食品ロス、海洋プラスチック問題などの諸課題にもしっかりと対応を図り、市民、事業所と連携の下、循環型社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ、循環型社会に向け

て、災害対応や収集運搬体制、また、直営あるいは委託業者、そういったところの関連も踏まえて、持続可能な次期一般廃棄物処理基本計画を策定されますよう要望いたします。

次に、シティプロモーション戦略についての取り組み、野望については理解しました。

さて、当戦略にある市ブランドの3本柱、つまり水辺・風景・公園の代表ブランドである新幹線公園について、緊急事態宣言明けの開放状況で盛況とお聞きしました。新幹線公園の現況についてお聞かせください。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 お答えいたします。

新幹線公園は、昭和57年11月の大阪貨物ターミナル駅開業に伴い、同敷地内に公園として開設し、日本国有鉄道が所有する新幹線車両と電気機関車の無償貸与を受け、車両内部公開を始めました。平成21年には大阪ミュージアムに登録され、平成28年には、市民からのご要望を受けまして、車体に再塗装を施し、運行当時の姿を再現しております。これまで、学校教育の場や市民活動の場として活用いただくなど、多くの方々に親しまれ、近年では来園者数が増加し、年間約32日の公開ではありますが、1万人を超える方々にご来園いただいております。

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月1日から5月17日まで内部公開を中止しておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、5月24日に再開いたしました。その前日の市ホームページによる告知で、4時間限りの公開ではありましたが、210名もの方にご来園いただき、そのうち9割の方が市外からの来園で

ありまして、多くの方々が公開の再開を待ち望んでおられたことを改めて認識いたしております。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、室内換気のための電力確保や、消毒、清掃などに対応する人員の確保、また、駐車場整備などでアクセスをよくしてほしいといった来園者のニーズに応じてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 新幹線公園の状況は理解しました。

この新幹線公園について、さらなる魅力が必要と考えます。来園者が不便だったとか、マイナスの印象を持たれないような整備、また、リピーターをふやす取り組みも大切であります。それを踏まえ、新幹線公園の魅力向上についてはどうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 お答えいたします。

新幹線公園は、シティプロモーション戦略におけるアンケート結果では、市管理施設の中で認知度が最も高い結果となりましたが、その値は約20%であり、今後、公園の価値や魅力向上に取り組み、さらに認知度を高めていくことが重要であると認識しております。

利便性向上に向けましては、通常、第2、第4日曜日の月2回の公開のところ、6月に引き続き7月以降も毎週公開することといたします。

また、今後、さらなる魅力向上に向け、でっかな野望プロジェクトの取り組みとも連携し、民間活力を導入したにぎわいの仕組みづくりや、憩いの場所となる環境整備などについて検討してまいります。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 でっかな野望をたくらんでいると理解いたしました。ぜひとも推進するように要望いたします。

これ以外でも、シティプロモーション戦略を一つ一つ具体化していかなければなりません。改めて、この戦略を根づかせる努力についてはどう考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 シティプロモーション戦略を策定するに当たりまして、事前に職員アンケートを実施したところ、「摂津市を魅力的に感じている」という回答が約16%で、摂津市を魅力と感じている職員がまだまだ少ない状況がございました。このことから、職員には、淀川河川敷公園や新幹線公園等、摂津市にある魅力を再認識してもらい、同時に、それぞれの所管事業でいかに活用できるかを考え、行動に移してもらうことが必要であり、そのことが、摂津市を魅力と感じ、摂津市に愛着を持つことにつながるものと考えております。今年度実施いたします部単位による取り組みをはじめ、様々な機会を捉えて、職員自身がシティプロモーションを意識して行動できるよう働きかけを行うとともに、市民や企業、団体とも連携を図りながら、より多くの方々が摂津市に関心を抱き、愛着度が高まるよう取り組んでまいります。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 シティプロモーションは、より多くの積極的な取り組みが欠かせません。ぜひ、シティプロモーションをしながら、職員、そして市民がしっかりと摂津市に愛着度を高めること、併せて、摂津ブランドというものを効果的に構築していくよう要望いたします。

次に、まちづくり整備について、道路ネ

ットワーク構築については理解しました。
また、J R 千里丘駅西地区再開発の事業協力者募集も締め切ったところですが、健都との連携、阪急京都線連続立体交差事業との連携も含めた市内交通の整備を今後どう進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 千里丘駅西地区市街地再開発事業は、摂津市の顔となる拠点形成する事業であり、その効果を最大限に発揮させる上でも、健都まちづくりとの連携は欠かせないものと考えております。

また、阪急京都線連続立体交差事業は、踏切除却や環境側道と関連道路の整備を実施するため、両事業により各鉄道駅へのアクセスは飛躍的に向上することとなります。さらに、千里丘三島線は、J R 千里丘駅と阪急摂津市駅を連絡する本市の骨格をなす道路であり、大阪中央環状線から大阪府北部広域防災拠点である万博記念公園へつながる防災上も重要な路線となるため、全線の歩道整備を早期に進めることといたします。先にお答えいたしました府道の広域ネットワークの構築に併せ、これら市内の道路ネットワークの充実を図ってまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ道路ネットワーク、交通整備について充実していただければと思います。

ただ、市民の生活を支える地区内の道路においては、狭隘な道路が多くあり、通行に支障を来しています。これら道路ネットワークの構築と併せて、狭隘道路の拡幅とともに、交通安全対策も進めていく必要がありますが、今後どう取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 お答えいたします。

市民の生活を支える地区内の道路につきましては、狭隘な道路が相当数存在しており、良好な住環境を形成していくためには、幹線道路に接続する狭隘道路から連続して解消していくことが必要であります。現在、より実効性と効果のある事業となるよう、新たな支援制度の検討を進めており、実施に当たりましては、狭隘道路整備の進め方を示します計画を策定してまいります。

また、交通安全対策につきましては、本年3月に策定しました自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備や人生100年ドライブの推進と、通学路や未就学児移動経路などの交通安全対策を総合的に取り組みまして、安全で円滑な通行空間の確保を目指してまいります。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 人生100年ドライブも含め、多くの施策を検討、実施したいということを理解いたしました。これはぜひ進めていただければと思います。

改めて市長にお伺いします。道路交通を含めたまちづくりを今後どうしていくのか、ぜひ包括的にお聞かせいただければと思います。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 松本議員の道路行政に関する質問にお答えをいたします。

道路行政といいますと、今、摂津市では、十三高槻線の完全竣工に向けて工事が進んでおります。それから、令和8年の鳥飼仁和寺大橋の無料開放が計画されております。また、健都イノベーションパークのまちづくり、それから、阪急連続立体交差事業、J R 千里丘駅西地区のまちづくり

等々が進行しつつあるわけでございます。これらの事業の一つ一つのインパクトを活用して、これからのまちづくりの成長につないでいかななくてはならないわけですが、一つ一つが摂津市の道路行政と直接、間接、関わってまいります。

釈迦に説法になりますけれども、道路には国道、府道、それから摂津市道、私道と、大きく四つに分かれると思いますけれども、摂津市の中には合計約300キロの道路が走っているわけです。これはどこかでつながっております。人間の血管と一緒に、どこか一部不都合が起きますと、全体に影響が出てくるわけでございます。そういう意味では、所管する部署がしっかりとそれぞれの整備、管理をしなくてはなりません。そういう意味では、関係機関、また、近隣各市との連携、連絡調整が非常に大切になってまいります。

今、300キロメートルの道路が走っていると申しましたが、そのうちの約200キロメートルが、摂津市が直接管理する市道なんですね。そういうことで、この中には、避難道路軸となります千里丘三島線のような大きな道路から地域の狭い狭隘道路等々、いろいろございます。これらの道路をこれから整備していくには、やっぱり中長期的なしっかりとした計画といたしますか、取り組みをしていかななくてはなりません。そういうことで、道路整備の優先順位を見据えた計画を策定して取り組むことが、これからのネットワークが充実した住みよいまちづくりにつながっていくのではないかと、そういうことで今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。道路というのは、やはりまちづくりの骨幹で

ございます。ぜひ、道路ネットワークの構築、そして狭隘道路の整備、交通安全対策まで一体的に事業を進め、また、国・府、そして隣接市との連携も踏まえて、より住みよいまちを築いていくことを要望いたします。

なお、交通安全対策については市民ニーズも多く、警察との連携も積極的に行って対応することを要望いたします。

次に、新たな危機管理体制について、危機管理担当理事の設置については高く評価するところです。危機管理担当理事及び防災危機管理課での新たな危機管理体制で本市の安全・安心のまちづくりを引っ張っていくものと期待しますが、実際にどう進めようと考えているのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

本年4月に防災危機管理担当に就任しましてから、新型コロナウイルス感染症蔓延下での災害対応をどうしていくのかという大きな課題に直面をしております。有事の際には各部を統括するという大きな責任を担っておりますので、日頃から各部や地域の皆様と十分連携を図りますとともに、常に危機意識を持って業務に取り組んでまいります。

私自身、防災や危機管理において重要なことは、災害が発生したときに迅速に対応するための日頃の備えであると考えております。地域防災計画をはじめ、現状の対策を一から点検する中、改善すべき点は先送りをせず、できることから速やかに改善し、有事の際には全庁が一体となって対応できるよう、しっかりリーダーシップを発揮してまいります。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 力強いお言葉だと思います。ぜひしっかりとリーダーシップを発揮していただければと思います。

さて、本来であれば、この新体制での総合防災演習等を期待するところですが、このコロナ禍では同演習開催は難しいと思いますが、どうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

本市が毎年実施しております総合防災演習につきましては、かねてからセレモニ的な色合いが強いというご指摘が寄せられております。また、演習に参加していただいております自衛隊や茨木土木事務所などからも、実践的な訓練に変更すべきとのご意見をいただいております。このような課題は、府内の他の自治体でも同様であり、大阪北部地震を契機として総合防災演習を見直す動きが進められているところでございます。本市におきましても、本年度は、従来の総合防災演習を見直し、地域防災計画の改訂も踏まえ、関係機関との情報連携や避難所開設など、より実践的な訓練を企画し、実施してまいりたいと考えております。具体的な訓練内容や開催時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向にも注意を払いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 状況については理解をいたしました。危機管理体制が整った次は、より実効性ある施策への取り組み促進が求められます。これを機に、より実践的な訓練を計画されることと、地域防災計画についても、新たな事態を踏まえ、適切に修正していくよう要望いたします。

次に、市の新型コロナウイルス感染症対

策体制について、危機管理部門のリーダーシップ発揮など、全庁体制で取り組んできたことを理解いたしました。高く評価いたします。

現状及び今後の体制についてはどうされるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

現在、国の緊急事態宣言は解除されておりますので、条例設置の摂津市新型インフルエンザ等対策本部を廃止し、要綱設置の摂津市新型コロナウイルス対策本部へと庁内の体制は移行しております。今後につきましては、発生が懸念されております第2波、第3波が到来したといたしましても、迅速に対応できるように、防災危機管理課が先頭に立ちまして、各部局としっかり連携してまいります。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ理事及び防災危機管理課が先頭に立って連携を取っていただければと思います。油断せぬようお願いいたします。

最後に、市長に、今後のコロナ禍の状況も踏まえ、安全・安心のまちづくりをどう進められようとしているのか、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 コロナ禍における安全・安心についての質問でございますけれども、私はいつも言っていることですが、まちづくりのイロハのイ、これはもう市民の皆様の安全・安心に尽きると思います。そういうことで、昨今のいろんな災害事情を踏まえ、もっとしっかりと体制を整えようということで、先ほど来話があったと思いますが、防災危機管理課を創設して専任理事を置いたところでございます。

ところで、防災危機管理課をつくって専任理事を置きましても、大規模な災害が起きますと、人災、天災にかかわらずといたしますか、行政だけではどうにもなりません。いつも言いますように、やっぱり自分のことは自分で何とか守ろう、自分たちの地域は自分たちで何とか守ろう、そういった問題意識といたしますか、これは大変なことなんですけれども、自覚といったことがないと、なかなか行政の力、公助の力が発揮できないわけでございます。それには何といたしても、やっぱり日頃のつながりの積み重ね、これに尽きるわけでございます。そういうことで、いろんな行事、また、いろんな取り組みを踏まえながら、そんな中から、我々の行政は、こういったつながりがより密になって、自助・共助が発揮してもらえるような環境づくり、これにはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。そして、自助・共助・公助の1足す1足す1を5にも6にもしていけたらと思っております。

ところで、新型コロナウイルス感染症の問題ですけれども、まだまだ予断を許しません。ただ、ご案内のとおり、我々のような10万人未満の基礎自治体には保健所がございません。また、専門病院もないわけでありまして。そんな中でそれぞれが一生懸命頑張らせていただいておりますが、これからは保健センター、そして、医師会をはじめとする三師会をはじめ関係団体、また、茨木保健所、上級官庁等の連携も密にしながら、敏速かつ、いろんな知恵を絞って、しっかりと安全・安心に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。ゼ

ひとも、新型コロナウイルス感染症対策も適切にされて、自助・共助・公助の三つをしっかりと連携させ、それぞれの能力を拡大させ、安全・安心のまちづくりに全力で邁進されることを要望いたします。

最後に、市のガバナンスについて、第三者委員会を設置しての対策が講じられることは理解しました。改めて、これらの問題はいずれも昨年からのものであり、なぜ5月末まで議会に報告されなかったのか、市民への説明をどう考えているのか、透明性に欠けていると疑問を感じざるを得ないものです。その点はどうか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 初めに、市・府民税の還付誤りについて、判明してから今年の5月まで議会への報告を行わなかった理由といたしましては、まず、過大還付をしてしまった対象の方がお一人であったこと、そして、金額が多額であったことから、謝罪に始まる丁寧な対応が必要であり、一定、返還に向けての依頼についてのお話を進める状況におきましては、相手の方への配慮が必要と考え、返還についての話がまとまってからの報告をと考えておりました。今回の件に関しましては、相手の方との返還についてのお話がなかなかまとまらず、結果として誤りが判明してから報告までの期間が長くかかってしまったものでございます。

次に、親睦会費を巡る一連の問題につきましましては、公金ではないものの、公金を管理する金庫内に保管していた親睦会費が一時不明となり、盗難疑惑を招いたことを大変重く受け止めております。当時といたしましては、組織内において疑心暗鬼を招き、公務に支障を及ぼすことのないよう慎

重に調査をしていたところでございます。この間、摂津警察署にも相談をしていたところでございます。結果的に、事象発見から約1か月半後に現金等が戻ってきたことから報告がなされなかったものでございますけれども、その後、新聞社の取材を受けていたことや、内部統制の面に鑑みますと、問題があったと考えております。

結果的に、両問題につきまして、議会へのご報告が遅れたことにつきましてはおわびを申し上げます。

なお、今後につきましては、当時の市としてのリスクマネジメントの在り方をはじめ、透明性の確保の観点等からも、第三者委員会でご審議いただくとともに、市といたしましてもしっかり検証してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 お考えについては理解をいたしました。大切なのは、繰り返さぬことが重要であります。しっかりと第三者委員会で検討していただければと思います。

一連の不祥事はもとより、その後の組織対応も課題であり、組織内の報告、連絡、通報の件しかり、執行機関と議会との信頼関係も危うくするものであります。副市長は、事務方トップとして、この問題をどう捉え、どう改善していくおつもりか、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 まずは、税関係事務、あるいは一連の不祥事につきまして、市民の皆様への行政への信頼を大きく損なうことになり、大変申し訳ございませんでした。市民、それから議員の皆様方に心からおわびを申し上げたいと思っております。

これら一連の問題をどう捉え、どう改善していくかということですが、特に事務処

理のミス、エラーは、人が関わるあらゆることには必ず付きまとう問題だと言われますが、公金を扱う我々公務員は、そのような事務処理のミス、不祥事によって大きく信用を失墜することになります。特に、市にとって最も必要な市民からの信頼を裏切ることにもなりかねません。

近年、情報システムやネットワークの発達によって、仕事は大きくさま変わりしてまいりました。今ではパソコンの画面から何でも簡単にできてしまいます。しかし、それが落とし穴となり、クリック操作一つで大きな問題に直結することになり、今までと違ってミスの影響が大きくなっております。ミスが発生しても、関わる本人はそれに気づかず、仕事を続けていくこととなりますが、ミスやエラーは早く発見しなければなりません。そのためには、単純反復作業は機械に任せても、チェックには人の手、人の目で適切に相互牽制を働かせながらの作業が必須でございます。ダブルチェックの徹底を、口頭だけではなく、例えばチェック表を作成し、それぞれ相互確認をし、それを記録に残しておく。形に残し、見える化を図るようにと、過日の部長会で指示したところでございます。

また、今後設置を予定しております第三者委員会で、外部の専門家からの指導、指摘、助言をいただき、改善に努めてまいりたいと考えております。

最後に申し添えますが、ミスを犯した人を見下し差別する風潮、誰かのミスによって自分たちにも被害が及ぶことに対する被害者感情が、ややもすると芽生えてまいります。このような意識により、職場での助け合い風土が消えて、自分の仕事は自分の責任で処理し、周りを巻き込むなどというような利己主義的な組織風土となっていく、

職場が組織として機能しなくなってしまうのはどうしようもありません。今回の反省を明日への仕事に生かし、内向きにならず、職員一同しっかり頑張っていきたいと思っております。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 組織の問題については、もろもろしっかりと検討していただければと思います。組織の報連相の件もしかり、しっかりと検討していただきたいと思えます。

最後に、市長、今後のガバナンスの立て直しについてどうお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 ガバナンスについてでございますけれども、このたびの一連の不適切な事務処理につきましては、非常に市民の皆さん等々にご心配、また、ご心労を煩わし、ご迷惑をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げます。

これらの問題を含め、一連の出来事は、すべからく心の緩みからでございます。そういう意味で、関係者の処分はもちろんでございますけれども、私も、管理監督の責任者として、報酬のカット等々、その責任を自覚したところでございますが、先日、管理職全員に対し、もう一度、全体の奉仕者とは何ぞや、このことについて説きました。そして、より気を引き締めて、再発防止はもちろんのことでございますけれども、緊張感を持って事に処すべきということで厳しく訓示をしたところでございます。

今後、先ほども説明があったと思えますけれども、第三者機関を設置し、識者のご意見も賜る中、再発防止はもちろんでありますけれども、より緊張感のある市政運

営、そして、市民の皆さんの信頼回復に努めるべく、しっかりとまたハンドルを切ってまいりますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

○村上英明議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市長は、前の質問でまちづくりについて熱く語られました。その言葉を市民のために責任持って実行して取り組んでいかなければなりません。ゆえに、しっかりと信頼回復に向けて、ガバナンスを立て直して取り組まれるよう要望いたします。

以上で終わります。

○村上英明議長 松本議員の質問が終わりました。

次に、檜村議員。

(檜村一臣議員 登壇)

○檜村一臣議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。一部重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

まず1点目、摂津市地域防災計画について。

今回、地域防災計画を改訂されましたが、主な改訂内容についてお聞かせください。

次に、2点目、コロナ禍における学校の対応について。

まず、長期にわたる臨時休業を経て、学校が再開となりましたが、いじめ、虐待などに関わる子どもたちの状況についてお聞かせください。

次に、3点目、コロナ禍における行政と医療機関の連携について。

中国の武漢市に端を発する新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界各地に広がり、6月8日現在では、全世界で感染者約680万人、死者約40万人という大変深

刻な状況となっております。このような未知のウイルスに対し、摂津市単体での取り組みには到底限界があり、関係機関と連携・協働した取り組みこそが重要であると考えます。そこで、新型インフルエンザ等対策特別措置法を踏まえた国や大阪府との協力・連携の状況についてお聞かせください。

次に、4点目、中学校教科書の採択について。

今年度は中学校教科書の採択の年であります。これまで摂津市は、非核平和宣言都市として、平和や人権を大切にされた教育をしていると理解しています。また、今後も平和や人権を大切にされた教育を行うための採択について、教育委員会の基本方針をお聞かせください。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 地域防災計画の主な改訂内容につきましてのご質問にお答えをいたします。

今年4月に行いました摂津市地域防災計画の主な改訂内容でございますが、大きく2点ございます。

まず一つ目は、最近行われました防災関連の法令改正や、国・府の計画変更等の反映でございます。具体的には、気象警報発令基準の見直しや、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定義務の追加、また、他自治体との応援・受援体制の強化などでございます。

次に、二つ目は、平成30年に発生しました大阪北部地震や台風21号による被害経験を踏まえた防災体制の強化でございます。具体的には、庁内災害対策本部体制の機能強化や風害対策の追加などございま

す。

○村上英明議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 学校再開後の子どもたちの状況についてお答えいたします。

長期にわたる臨時休業を経て、6月15日より本格的に学校を再開いたしました。学校に子どもたちの元気な姿が戻ってまいりました。臨時休業期間中は、教職員による家庭訪問やアンケート調査を実施し、子どもたちの生活や学習状況の把握に努めてまいりました。現段階では、新たないじめ、虐待等の報告は受けておりません。今後も平時と異なる状況が続くことから、子どもたちの様子をきめ細かく把握し、子どもたちが心身ともに健やかに学校生活を送れるよう努めてまいります。

続きまして、中学校教科用図書採択に係る基本方針についてのご質問にお答えいたします。

これからの社会は、一人一人が持続可能な社会の担い手として、個人と社会が質的な豊かさを伴って成長し、新たな価値を生み出していくことが期待されております。子どもたちが学校での学びを人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、自らと他者や社会との関係性を認識し、関わりやつながりを尊重できる人格を形成することが重要であると考えております。そのための教科書として、開かれた採択、専門的な調査、静ひつな環境の下、公正・公平に採択できるよう努めてまいります。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 新型コロナウイルス感染症の防止対策における国や大阪府などの協力・連携状況についてのご質問にお答えいたします。

感染症につきましては、新型コロナウイルス感染症に限らず、短期間で広範囲に感染が拡大し、また、国民の生命や健康、生活や経済に多大な影響を及ぼすリスクがあるため、広域的な視点から一体的かつ総合的な対策が大原則となります。さらに、令和2年3月14日には改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、新型コロナウイルス感染症が対象感染症となったことから、法の観点からも、国、都道府県、市町村及び医療機関等の関係機関が連携し、対策を講じていくことが求められているところでございます。本市におきましても、政府の基本的対処方針や各省庁からの通知、大阪府の対策本部が決定する施策などに基づき、対応を進めているところでございます。

また、とりわけ摂津市におきましては、保健所設置市ではございませんので、本市を管轄いたします大阪府茨木保健所と連絡を取り合い、情報収集・共有を図るとともに、適宜保健所へ出向き、協議や助言をいただくなど綿密な連携を行い、本市としての対策を進めているところでございます。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 ありがとうございます。

それでは、2回目以降、一問一答方式により質問いたします。

まず、摂津市地域防災計画についてですが、改訂内容について理解いたしました。新型コロナウイルス感染拡大を受け、自治体によっては地域防災計画を見直さざるを得ないという自治体もありますが、摂津市では地域防災計画や避難所運営マニュアルを改訂する予定はあるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

地域防災計画は、地震や水害などの自然災害を想定した計画でございますが、新型コロナウイルス感染拡大下で震災や水害が発生した場合には、3密を避けるなど、十分な感染防止対策を講じた避難所運営が必要となってまいります。

現在、国や大阪府とも連携し、ウェブ会議などを通じて、新型コロナウイルス感染症蔓延下の災害対応について検討を重ねておりますが、避難所収容人員などは数値等の修正が必要になりますことから、地域防災計画を改訂してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した具体的な避難所運営について、先日、大阪府から避難所運営マニュアル作成指針が示されました。これを参考に、関係部署とも連携しまして、本市に応じた避難所運営マニュアルを策定し、避難所運営にご支援いただく自主防災会の皆様にもご説明してまいります。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 数値等の修正が必要で、地域防災計画を改訂していくということで理解いたしました。避難所運営マニュアルについてもしっかりと策定いただきますよう要望いたします。

次に、先月、新型コロナウイルス感染拡大下での避難行動アンケートを実施されましたが、その経緯についてお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大下で多くの方が避難所に集中をすれば、3密を避けることが困難となり、避難所において集団感染が発生してしまうことも懸念されます。このため、新型コロナウイルス感染拡大下における避難行動の在り方を検討する必要

があり、市民の皆様がこれまで避難行動についてどのような意識を持っておられたか、また、避難所への避難以外にどのような避難行動を取ることが可能と考えておられるかをお聞きしたものでございます。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 経緯について理解いたしました。

今回、このアンケートの対象件数ですが、1,064世帯と、全世帯の約3%で少な過ぎるのではないかと考えますが、その点についてどう考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

このアンケートは、あくまで市民の皆様の避難行動における意識をお尋ねしたものでございます。件数が多いほど、より精緻なデータは得られますが、今回は急ぎ結果をまとめる必要がありましたことから、速やかに集計できるよう、対象を絞ってアンケートを実施させていただきました。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 急ぎ結果をまとめる必要があったということですが、それにしても全体の3%は少な過ぎるのではないのでしょうか。結果、回収率が約50%であったことから、回収したのは全世帯の1.5%になるわけです。どれくらいの方にアンケートを出すのが適当なのかは難しいと思いますが、考えていただくことを要望しておきます。

次に、アンケートの内容についてですが、本市で想定される主な自然災害は水害と震災であります。アンケートは水害に偏っています。その理由についてお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 震災の場合、本市の最大想定被害者数は、上町断層帯地震の約1万1,000人でございます。発災後、30か所の避難所が開設可能であり、延べ床面積は5万4,239平米ありますことから、3密を避けるために必要な一人4平米を確保することが可能であると考えております。

しかし、水害の場合には、浸水想定区域内にお住まいの約6万8,000人の皆様が被害を受けられると想定しており、ほとんどの避難先が浸水想定区域内にありますことから、避難所に多くの方が集中した場合、3密を避けることが困難となるため、多様な避難行動を検討する基礎資料としてアンケートを実施させていただきました。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 おっしゃられていることについては一定理解いたします。

そのアンケートですが、アンケート全体の結果はどのようなものであったのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 アンケート全体の集計結果についてですが、これまでは、危険であっても避難しなかった世帯が約25%ありましたが、新型コロナウイルス感染拡大下では、「親戚や知人の家に避難をする」、「高台等に移動して車で過ごす」と回答した世帯が増加するなど、安全な場所へ避難するという意識の変化や、避難所だけに頼らない多様な避難行動を取ることが可能であるという意識が見られました。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 このアンケートを踏まえて、特に市民に啓発すべきこととして考えられることはどのようなことか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 アンケートの結果では、約50%の世帯から「戸建て住宅の上層階に避難する」という垂直避難を選択する回答がありました。しかし、本市におきましては、戸建て住宅の約70%が完全に浸水すると想定されておりまして、戸建て住宅にとどまることは、地域によっては非常に危険な場合がありますことから、お住まいの地域が安全であるかを改めてハザードマップ等で確認していただくよう強く働きかけてまいります。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 戸建て住宅にとどまるのが非常に危険な場合があるということですが、では、垂直避難が危険な世帯のために、市としてどのような策を講じていくのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 市民の皆様には、まずは多様な避難行動の検討をお願いしたいと考えておりますが、避難の際に配慮が必要な方々のためには、市内で少しでも多くの避難場所を確保できるよう、市内の事業所の皆様に避難場所の提供についてご協力をお願いしているところでございます。また、市域を越えても安全な避難場所を確保できるよう、国や大阪府との協議を継続しておるところでございます。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 今の答弁で、市内事業所に避難場所の提供について協力をお願いしているとありました。地域防災計画の予防の38ページから39ページにわたって、民間施設等の緊急避難場所が記載されています。緊急避難場所としての民間施設との協定について、現在のコロナ禍において、避難場所を一つでも多く確保できることは大

変重要なことであります。しかしながら、災害が発生した場合は、誰がどのように対応するのか、その点についてお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

逃げ遅れた方々に緊急一時的に避難できる場所をご提供いただくため、本市と協定を締結していただいている民間施設は、地域防災計画に記載しているとおりでございます。有事の際に全ての施設に市の職員を派遣することは、現行の計画では困難な状況でございます。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 緊急避難場所としての民間施設等ですが、前回と今回の計画を見比べても確実にふえています。全ての協力事業所に職員を常置することは困難ということですが、緊急避難場所としていかなるもののでしょうか。誘導や施設職員との連携や連絡についてはどのようにされるのか。協定を締結しているといえども、特に民間施設の避難場所には職員を派遣できる体制が必要ではないかと考えます。人員不足であるならば解消するべきではないでしょうか。その点についてお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 議員がご指摘のとおり、民間の緊急避難場所にも職員が常駐するべきであると認識をいたしております。しかし、現行の計画では避難班に属する職員数が不足しておりますので、班の体制を見直し、強化できるように検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 正直、今のままでは体制の強化は難しいと思います。私は、災害対策

の話をするたびに、技能労務職員などの退職不補充と災害対策とは逆行しているといつも申し上げていますし、市内在住職員も3割を切っていて、体制が取れなくなっている状況にあります。昨年度までは当時の防災管財課職員が、今年度からは防災危機管理課職員が民間施設等と協定締結できるように話をされていますが、必ずと言っていいほど災害時の人員配置が問題となり、「人員配置については行政のほうでお願いします」となっているのではないのでしょうか。そういうことになってくると、行政としては、民間施設等へ締結にお願いに上がることと人員配置の問題は対で考えないといけないのではないのでしょうか。その辺りをしっかりと考えていただくよう強く要望いたします。

あと、緊急避難場所としての民間施設等の避難協定先の市民への周知についてですが、恐らくホームページや広報誌等で周知していくということになるかと思いますが、結局のところは、この周知の問題にしても、避難所体制がしっかりとしていないのであれば周知の意味がありません。その辺りも含め、しっかりと体制づくりをしていただくよう要望いたします。

そこで、今回、コロナ禍において、市民の側から見て気になる場所としては、水害もありますが、地震は突発的に発生するものであり、自宅が倒壊するかもしれないとなれば、3密覚悟で避難所を利用せざるを得ない状況が出てくると思われまます。そういった場合には、市はどのような3密対策を講じるのか、気になる場所でありまます。その点についてお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 先ほどご答弁をいたしましたとおり、震災の場合、本市の最大想定

被害者数は約1万1,000人でございまして、避難所において3密を避けるために必要な一人4平米を確保することは可能であると考えております。また、感染予防のためのマスクやアルコール手指消毒液、除菌剤などを備蓄するとともに、民間企業との防災協定に基づきまして、段ボールベッドやパーティションを発災後速やかに搬入していただく体制を整えております。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 民間企業との防災協定に基づき搬入していただく体制を整えているということですが、すごくスピード感に欠ける印象です。事前に避難所に運び入れておくことができないのかなど、検討いただくよう要望いたします。

段ボールベッドやパーティションの話がありましたが、私自身、平成28年の熊本地震の際に、1週間、被災地にボランティアとして入り、避難所設営で段ボールベッドを組み立てた経験や、避難所運営での被災者支援を行った経験があります。その際に気づかされたことは、今回の地域防災計画の予防の50ページに上町断層帯地震を想定した備蓄品目と数量が記載されています。備蓄する物品や数量も重要であります。着衣などのサイズについても非常に重要であると感じました。実際、熊本県で避難所運営のボランティアをしているときに、被災者の方が並べて置いてある備蓄品の大人用のおむつを持ってこられて、「これより大きいサイズのおむつはありませんか」と言われたのを覚えています。常備薬や眼鏡など、その人その人に応じた携行品やサイズのある着衣などは本人が持参することが大原則となるので、市としてはこの点を啓発いただきたいわけですが、その上で、大人用のおむつなどを避難所備蓄品と

して市が用意する場合は、避難者の意向に沿うよう、いろいろなサイズを手配いただきますよう要望いたします。

次に、地震の規模によって避難が長期化するような場合には、仮設住宅を建てる防災空地が必要であると考えますが、本市は都市部であるためオープンスペースが不足している状況であります。そこで、地域防災計画の予防の11ページには、防災協力農地登録制度の推進を記載し、必要な要綱を定めるとありますが、要綱制定はされたのか、また、要綱を制定することにより登録が促進されることになっていくのか、制度の内容も含め、オープンスペースの確保など、今後の方向性についてお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 制度の内容につきましては、災害時の防災活動拠点や緊急避難地として一時的に利用可能な農地を事前にご登録いただくものでございます。本年3月に撰津市防災協力農地登録制度実施要綱を制定したところですが、農地所有者の皆様には制度の趣旨を十分ご説明し、ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 このことは非常に大事なことでと思います。担当所管課と防災危機管理課を中心に庁内連携をしっかりと取っていただき、少しでも登録してもらえるように進めていただきますよう要望いたします。

最後になりますが、いろいろと書いてまいりましたが、コロナ禍での避難行動について、今後、市民はどうしていくべきなのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

これまで本市では、「災害発生時にはすぐ避難所へ」と呼びかけてまいりました。しかし、何の対策も講じることなく多くの方が避難所に集中した場合、感染予防のために必要な3密を避けることが困難になります。そこで、市民の皆様お一人お一人に、避難所への避難にこだわらず、例えば親戚や知人を頼った縁故避難や、車で安全な地域に避難をしていただく車中避難など、難を避けるために、これまでの避難行動を見直し、多様な避難行動についてご検討いただくようお願いしてまいります。

また、市におきましては、市内の事業所の皆様に、緊急避難先の提供について協力をお願いするとともに、市外の広域避難先の確保につきましても、関係機関に協力要請してまいります。

今後、この分散避難の検討につきまして、自主防災訓練、出前講座など、あらゆる機会を捉えて市民の皆様働きかけてまいります。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 分散避難の検討について、自主防災訓練、出前講座などで働きかけていくということですが、まずは、水害による避難と地震災害による避難とで避難行動は変わってくるわけですから、しっかりとすみ分けをし、それぞれにおいてきっちり対応していくことが大事であると考えます。

その中で、今回、アンケートで水害による避難を取り上げ、今後どのように分散避難をしてもらうのかということですが、あるテレビ報道で専門家の方が分散避難の課題について取り上げられているときに、市民の方々は今まで取ったことのない行動はなかなかしないのではないかと指摘をされておりました。今回、アンケートの中

で、高台に移動して車で過ごすという方もおられましたが、どこの高台が安全なのか分からない中で、そのとおり行動を起こすかは疑問に思いますし、親戚や知人の家に避難するという方もおられますが、今のコロナ禍においては、避難することによって迷惑をかけるようなことがあってはいけな
いと考えられる方もおられると思います。

しかしながら、そんな中でも、地域によっては垂直避難が危険であるということも言っていかなければなりません。今後、自主防災訓練、出前講座などでも、市民の方から、自宅の上層階に待機していて大丈夫なのかとか、どこにどのように避難すべきなのかなど、いろいろと聞かれることもふえてくるかと思
います。市民の方々に避難行動についていろいろと考えていただくのも大事なことでありますが、行政としての確なアドバイスをすることも大切なこと
でありますので、きっちりと進めていただくことを要望し、この質問を終わります。

次に、コロナ禍における学校の対応についてですが、学校再開後の子どもたちの状況については、現段階では大きな問題は起きていないということではあります
が、最近、よく学校再開鬱という言葉が聞きます。これは、中学生の間で、手洗いなど感染予防対策を怠っていたりする生徒を見かけたりすると、新型コロナウイルス感染症
になってしまうのではないかと心配し、神経質になり、ストレスを抱える生徒も見られたりするそうです。そういったところも含め、今後とも子どもたちのケアに努めて
いただきますよう要望いたします。

次に、学校のカリキュラムについてですが、長期的な臨時休業が続いたことで、学習時間が足りないことが考えられます。授業時間の確保について、どのように対応す

るのか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 子どもたちがまだ学習していない内容をしっかり理解し、身につけるためには、一定の授業時間を確保する必要があります。市内小・中学校共通の対応といたしまして、夏季休業期間を24日間短縮して11日間に、冬季休業期間を2日間短縮して12日間にすることを考えております。それに加え、各学校が6時間授業日をふやしたり、学校行事等の練習時間を工夫するなど、学習に必要な授業時間を確保してまいります。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 今年度については、夏休み、冬休みを短縮したり、6時間授業をふやしたりしていくのはやむを得ないかもしれません。そんな中、学校行事を精選するとおっしゃられましたが、授業時間確保に向けた運動会、体育祭などの学校行事の在り方について、どのようにお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 運動会や体育祭などの体育的行事は、心身の健全な発達や運動に親しむ態度の育成、体力の向上などを目的に行っており、教育的効果は高く、保護者の期待も高いと認識いたしております。一方、学習時間の確保も求められていることから、運動会など、学校行事の本来の意義や目的を尊重しながら、適切な時間配分を精査する必要があるとも考えております。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 おっしゃられるように、教育的効果は高いですし、保護者も楽しみにしておられます。しかしながら、難しい部分もあります。すごくさせてあげたいという気持ちもありますが、適切に精査してい

たいただきますよう要望いたします。

とはいうものの、新型コロナウイルス感染症に関わって、秋、冬にも第2波、第3波が来るかもしれないと言われています。来たときの対応について、どのようにお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 第2波、第3波が来たときには、大阪府内や市内の感染状況を考慮し、安全・安心を第一としながら、学校を臨時休業とするのか、分散登校とするのかを慎重に判断していきたいと考えております。また、授業時間の確保のためには、さらなる長期休業期間の追加短縮や土曜授業の実施などを検討する必要があると考えております。さらに、授業支援動画等を活用した家庭学習が実施できるよう、ICT機器の整備に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 よほどのことがない限り、全ての学校で臨時休業になるというのはないと思われませんが、注視していかなければなりません。

ICT機器を活用して家庭学習を実施とおっしゃられましたが、世間ではオンライン授業とかがよく言われています。各学校のICT機器の整備に関わっての進捗状況についてお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 各学校のICT機器整備の進捗状況でございますが、本年度に高速大容量通信ネットワークの整備を行う予定でございます。また、一人1台のタブレット端末の配備についても、可能な限り早期に整備を進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 今は一人1台タブレット端末を配備される時代だと感じます。そのようになってくると、ICT機器を活用して授業を行っていく教員が大変になってきます。一定ICT機器を効果的に活用するための研修が必要になってくると考えますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 ICT機器を効果的に活用するためには、まず、3名程度、ICT活用推進リーダー教員を選任し、その教員が先行的に児童・生徒に対して授業実践を重ねてまいります。その成果を全校の教員に伝えることでICT能力の育成を図ってまいります。また、教育センターに教室と同様のタブレット端末やネットワーク環境を構築し、模擬授業を実施するなど、教職員の活用力の向上に努めてまいります。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 機器を活用していくということで、慣れ、不慣れもあるかと思われませんが、教員間格差が起きないようにしっかりと進めていただきますよう要望いたします。

このような中、どうしても気になるころといたしましては、第2波、第3波が来たときに、中学3年生がちゃんとカリキュラムを終えられるのか、高校入試への影響がどうなのかが危惧されるところであります。その中で、いつか、案として浮上したのが9月入学案であります。現在は、来年の9月入学は行わない方向で示されていますが、そもそも、この9月入学案に対して教育委員会はどうにお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 9月入学については、臨時

休業による教育課程の遅れを取り戻せることや、教育のグローバル化が進むというメリットがあると言われております。しかしながら、保育所の待機児童の増加や、新小学1年生が約1.4倍になるなど、様々な課題もございます。社会全体にも大きな影響を与えることとなりますので、慎重に議論すべきであると考えております。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 第2波、第3波が来たときに、遅れを取り戻せるといったところについては、有効な部分もあるかもしれませんが、待機児童の問題であるとか会計年度の問題もあつたりと、いろいろと問題も出てきます。そんな中、文部科学省では、第2波、第3波の状況によっては、今年度の卒業生に対し、5月入学も視野に入れてといった話も聞かれますが、5月入学に対する教育委員会の考え方についてお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 議員がご質問の高等学校の5月入学については、現時点でご質問の内容については承知いたしておりません。府立高等学校の入学選抜制度は府教育庁が設計するものであり、本市の中学3年生が不利益を被らないよう、府教育庁の動きを注視してまいります。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 現時点で5月入学に対する方向性は示されていない中、中学3年生が不利益を被らないように働きかけるということですが、では、第2波、第3波が来たときの高校入学選抜に向けた対応を具体的にどのようにお考えか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 第2波、第3波が来たと

き、特に受験を控える中学3年生の学習について心配される保護者も多くいらっしゃると思われまふ。先ほどお答えしましたように、第2波、第3波が来たときの臨時休業についてでございますが、市内等の感染状況を踏まえ、安全・安心を第一に判断いたしますが、入学選抜を十分に考慮しまして慎重に判断いたしてまいります。

また、臨時休業した場合でも、中学3年生については優先的に登校させ、少人数指導を実施するなど、学力保障に努めてまいりたいと考えております。

また、市独自の取り組みといたしまして、中学3年生を対象に摂津SUN SUN塾の夏期講習と冬期講習などを実施し、入試に向けてしっかり3年生をサポートしたいと考えております。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 おっしゃられるように、保護者の多くが心配されています。第2波、第3波が来ずに臨時休業にならないにこしたことはありません。しかしながら、9月入学は行わない方向で、5月入学についてはまだ決まっていませんが、もし5月入学がないようであれば、詰め込んでいくことも余儀なくされてしまいます。健康面も留意しながらしっかりとサポートいただきますよう要望いたします。

次に、健康面から質問いたします。

世間ではマスク熱中症という言葉が飛び交うくらい、ことしについては特に熱中症に気をつけないといけません。現在、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを使用していますが、暑い中、熱中症になる可能性が高いと考えます。そのことについての学校の対応についてお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 各学校に対しまして、教室等の授業の際には子どもたちにマスクを着用させておりますが、登下校中や運動の際には、十分な距離を保った上でマスクを外すよう指示いたしております。また、定期的な水分補給やエアコンの使用、定期的な換気など、感染症と熱中症対策のバランスを取りながら対応してまいります。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 これからますます暑くなる時期を迎え、特に体育の授業なんかでは、マスクをしたままだと熱中症のリスクも高まると思うので、外すときは外すと徹底していただき、教室内では感染症と熱中症対策のバランスをしっかりと取っていただきたいと思います。

そんな中、マスクを着用して授業を行うことから熱中症になり、体調不良になった教員もいると聞いています。教員への熱中症対策についてお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 マスクをつけて授業を行うと、ふだんより大きな声を出したり、喉の乾きが感じにくいことから、教員が熱中症になる可能性はふだんより高いと危惧いたしております。教員の熱中症予防のためにも、エアコンを使用して室温を維持するとともに、たとえ授業中であっても適宜水分補給を行うよう指導していきたいと考えております。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 おっしゃられたように、マスクをしていることから、大きな声を出したりすることもありますし、やはり児童・生徒に比べて、授業中、しゃべっている時間が長いことも要因であり、喉の乾きも感じにくく、酸欠状態に陥るのではないかと考えます。授業中でも適宜水分補給を行っ

てもらうのはもちろんのこと、今回の補正で国費で補助金も出るということですから、ひんやりマスクとか、何か教員の負担軽減になるものを購入していただくことを要望しております。

最後に、今の話も含めてですが、新型コロナウイルス感染症に関わって、学校内での感染防止のために、教員は対応に苦慮していると聞いています。各学校の教員の配置は十分なのか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 各学校は、教育委員会が作成しました学校再開に向けた対応方針の下に、手洗いの徹底や消毒の実施などの感染症対策を講じながら教育活動を行うなど、学校再開後の教員の負担は平時に比べて大きいと認識いたしております。できるだけ3密を避け、感染防止対策を講じるためには、人員も必要になってくることから、学校に配置しておりますスクールサポーター等の支援人材を活用しながら対応できるよう、学校に対して可能な限りの支援を講じてまいります。

○村上英明議長 榎村議員。

○榎村一臣議員 おっしゃられるように、教員の負担は大きいと思います。今、遅れているカリキュラムを夏休み、冬休み等で補っていくわけですが、教員の中には少しでも早くと思われる教員もおられると思います。とはいえ、焦る必要はないわけで、カリキュラムを遅れさせないためには、教員の健康管理も大事なことでありますし、子どもたちの健康管理、感染症対策はもちろんのこと、教員の負担軽減も、スクールサポーターの活用を含め、しっかりと進めていただきますよう要望し、コロナ禍における学校の対応についての質問を終わります。

次に、コロナ禍における行政と医療機関の連携についてですが、国・府・市町村の連携体制等については理解いたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における摂津市と市内医療機関との具体的な連携や支援についてお聞かせください。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 新型コロナウイルス感染症の防止対策における市内医療機関との連絡調整やPCR検査の実施などにつきましては、原則として茨木保健所の管轄となっているところでございますが、本市におきましても、摂津市医師会の理事会の場などをお借りいたしまして、市の対策等を説明するとともに、市内医療機関の状況や国・府の施策の状況などの情報交換を図るなど、連携に努めているところでございます。

また、いただいた意見などを踏まえまして、市独自の支援として、医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じ、日々市民の命を守っていただいている医療機関等へのマスク、手指消毒剤などの感染防護具の提供や、医療従事者に対する応援給付金の支給などに取り組んでおります。

加えまして、今回、補正予算を提案いたしておりますPCR検査検体採取補助金の支給などを行い、基礎自治体ならではの視点から今必要とされる支援を行い、地域医療体制の確保・充実を図ってまいりたいと考えております。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 主体的、積極的に茨木保健所や医療機関と連携し、情報の収集・共有を図っていただいていることを理解いたしました。今後についても、いつ何どき第2波、第3波が来てもおかしくない状況にあります。引き続き、気を緩めることなく、

さらなる連携・支援の強化を図り、市民の健康を守る取り組みを推進していただきますよう要望いたします。

次に、中学校教科書の採択についてですが、おっしゃられるように、公平かつ公正な採択に努めていただきますよう要望いたします。教科書は、何といたっても教員が使用して指導するものであり、子どもたちの実態を知っているのも現場の教員であります。教科書の採択に当たっては、現場の教員が一番適切と考える教科書をできるだけ採択するのがいいと考えますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 子どもたちの実態をよく知るのは現場の教員であり、現場の意見を聴くことが大切であると考えております。教科書採択の責任と権限は教育委員会にございますが、現場の意見も十分に参考にしながら、摂津市の子どもたちのため、責任を持って採択してまいります。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 今回の採択までにはさほど時間はありませんが、できる限り現場教員の意見を聴いていただきますよう要望いたします。

教科書展示会が既に6月1日から始まり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をしながら、市民が教科書を閲覧できるようにしていると認識しています。近年の市民の関心の高まりもあり、ぜひ市民の意見も参考に教科書採択を行ってほしいと考えますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 教科書について市民からいただいたご意見は重要なものと捉え、全て教育委員会において共有いたしております。

す。本市では、今年度の教科書展示会の期間を1か月間設けております。これは法令で定められた14日間を超えるものであり、展示場所も市役所と教育センターの2か所で設定いたしております。さらに、教育センターでは、今年度から金曜日の展示時間を19時まで延長し、広くご意見をいただいております。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 今年度から展示期間を14日から1か月に、教育センターにおいては、金曜日については19時までされるということで、評価いたします。引き続き市民に閲覧していただける時間を設けていただきますようお願いいたします。

最後に、教科書採択に関する教育委員会では、摂津市は以前から、傍聴希望者ができるだけ多くの方が入場できるよう対応していると聞いています。今年度も、新型コロナウイルス感染防止対策をした上で、例年のような対応をしてもらいたいと考えますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 教育委員会の傍聴人の定員については、摂津市教育委員会傍聴規則において、会場等の面積を勘案し、教育長が定めるといたしておりますが、今年度も、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 檜村議員。

○檜村一臣議員 可能な限りではあると思いますが、引き続き、できるだけたくさんの方が入れるように対応していただきますようお願いし、一般質問を終わります。

○村上英明議長 檜村議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時2分 休憩)

(午後1時 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開します。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。一部重複する点もございますが、お願いいたします。

一つ目に、中小零細企業の支援及び活性化についてでございます。

新型コロナウイルス感染症により、企業活動が深刻な打撃を受けておりますが、特に中小零細企業への影響は大きく、地域経済へ波及しております。

そんな中、小規模事業者などを対象に本市独自の激励金が交付され、これは、国や府の制度の対象とはならない事業者を迅速に支援するものであり、産業都市である本市に適した制度と考えます。本市には4,000を超える事業所が集積していますが、中小零細企業の現況をどのように把握されているのか、また、激励金の対象となる事業者に対し、どの程度の申請があったのか、お聞かせください。

二つ目に、鳥飼地域のまちづくりについてでございます。

鳥飼地域に関しては、毎回取り上げておりますが、鳥飼地域のランドデザインを策定すべく、本年度よりまちづくりプロジェクトが組織化され、既に3か月が経過しております。まずは、これまでの取り組みと今後のスケジュールについてお聞かせください。

三つ目に、災害に強いまちづくりについ

てでございます。

このたび、地域防災計画の改訂が図られました。計画の中身は400ページ以上にも及ぶことから、事前に情報共有しなければ効果を十分に発揮することはできません。この地域防災計画の共有が庁内全体でしっかりと図られているのか、また、地域住民の方々への周知や共有はできているのか、お聞かせください。

以上、3点でございます。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 中小零細企業の支援及び活性化についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内4,000事業所につきましては、大きな影響を受けているものと感じております。本市の製造業は、製品、部素材など、海外とのつながりが強い供給連鎖となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界規模となることで、需要が急減し、先の見通しが見えない状況となりました。また、飲食業や小売業は、2月下旬からの緊急事態宣言後の外出自粛のために、来客の減少が直接に日々の売上げに影響し、3か月近くの間、急激な売上げ減少となりました。

小規模な飲食業や小売業は、日々の売上げ減少から資金繰りに窮し、事業継続が危ぶまれたため、いち早く新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金を創設し、給付させていただいたところであります。当該小規模事業者等激励金につきましては、6月の直近の申請件数が652件で、想定していた対象の約8割が申請していただいている状況でございます。引き続

き、対象となります小規模事業者の方々に申請を促してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインについてのご質問にお答えいたします。

今年度の市政運営の基本方針においてお示しいたしましたとおり、4月から、グランドデザインの策定に向け、プロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めております。現在、まちづくり支援に実績を有するコンサルティング事業者と委託契約を締結し、鳥飼地域の人口特性、都市機能分布状況並びに土地利用現況等の地域特性の整理等を行うとともに、市民アンケートの実施に向けて検討を行っているところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、グランドデザインは今年度と令和3年度の2か年で策定する予定でございます。今年度は、住民アンケートや懇談会等の開催により、鳥飼地域の将来人口推計等の情報共有を行うとともに、地域住民のご意見やニーズを確認させていただきたいと考えております。併せて、超高齢社会下での人口減少等に伴う課題を整理し、庁内協議を進めていく予定でございます。市議会のご意見もいただきながら、今年度末から令和3年度初めにかけて、グランドデザインの素案を固め、必要に応じてグランドデザイン策定に係る審議会等を設置し、お諮りした上で策定してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 地域防災計画の改訂に伴

う情報共有についてのご質問にお答えをいたします。

まず、庁内における情報共有につきましては、大阪北部地震の際に、避難所運営や罹災証明書の発行事務など、最前線で活動した職員から出されました課題や改善策を基に素案を組み立て、その後は、庁内全体で、改訂箇所の記事表現など、詳細にわたり協議を重ねてまいりました。このことから、庁内の情報共有はしっかりと図れたものと考えております。

次に、地域の皆様との情報共有につきましては、地域防災計画の改訂主体であります摂津市防災会議の構成員といたしまして、自治連合会、消防団、婦人防火クラブ連絡会のそれぞれの役員様にご参加をいただき、ご意見を頂戴してまいりました。また、素案がまとまりました後は、各自主防災組織の代表者の皆様からも改訂内容についてのご意見を頂戴するなど、広く地域の皆様方の声を反映するよう努めてまいりました。また、最終段階では、市民の皆様にご改訂内容を知っていただくため、パブリックコメントを実施したところでございます。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式で行わせていただきます。

一つ目の中小零細企業の支援及び活性化についてですが、激励金の申請状況と中小零細企業の現況についてお聞かせいただきました。

激励金に関しては、8割程度申請されているようですが、受付が6月末までとなっておりますので、期間の延長や再周知など、状況に応じて適切に対応いただければと考えます。

また、本市も例に漏れず、飲食業の売上

が極端に落ち込んでいるとのことですが、特に飲食業は、すぐには客足が戻らず、これからも非常に厳しい状況が続くと予想されます。これからは新型コロナウイルス感染症と共存しながら経済活動を活性化しなければなりません、新たに本市独自の支援策を打ち出すお考えはないのか、また、特に飲食業の需要回復を加速させる手だてをどうお考えなのか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 議員がご指摘のように、緊急事態宣言が解除となりましたが、商業施設、店舗が以前ほどのにぎやかさを取り戻している状況ではございません。そのため、多くの市民の方々に飲食店などの商業施設等に足を向けていただく必要がございます。

そのために、まず、9月から来年2月末までの間に、主に市内商業施設等で利用できます商品券をセッピー子育て応援商品券として、子育て世帯の対象児童約1万2,500人にお一人1万円分の商品券の送付を現在準備しております。

さらに、小規模店舗向けの支援策といたしまして、楽しみながら飲食や商品が購入できるセッピースクラッチ事業を、当たる確率を倍増させまして、11月から12月の上旬に向けて実施を予定しております。

このように本市独自の支援策を打ち出しながら、にぎわいを取り戻していきたいと考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。支援策の一つとして商品券を準備していることですが、使っていただかなければ経済が回りませんので、しっかりと周知していただきますようお願いいたします。

現在、本市では、商工会が中心となって飲食業を応援する「#摂津エール飯」が展開されていますが、東京都では、中小飲食事業者が新たなサービスとしてテイクアウト、宅配、移動販売を始める場合、最大経費の5分の4を助成する制度を確立し、事業転換を図っている事業者もごさいます。ご答弁にもありましたセッピスクラッチ事業では、当選確率を倍増させるとのことですが、事業転換を促す制度設計を行うなど、新型コロナウイルス感染症環境下でも飲食店に足を運んでもらうよう、さらなる手を打つべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、市内飲食店もテイクアウトやデリバリーなど様々な取り組みを行っておられます。それを応援するため、商工会が主体となり、「#摂津エール飯」の事業を立ち上げました。さらに、その事業に、本市と商工会が協力しまして、店舗の位置をすぐに把握し、簡単に店舗を探して利用につながりますように、店舗の場所を地図情報として表示する工夫を付け加えることといたしました。

今後は、昨年度に関西大学の研究室の学生の方との連携で作成いたしました、摂津市の人、まちの魅力を発信する飲食店の紹介冊子「MORE SETTSU」を参考に、さらなる飲食店の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。集客力を回復させるためにも、ぜひ様々な手を尽くしていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響をダイ

レクトに受けている飲食業に対し、製造業は、サプライチェーンの寸断や需要の減退により、これからさらに深刻な状況に追い込まれることが懸念されます。そこで、製造事業者への支援について、具体的にどのように考えておられるのか、また、資金繰りが逼迫している中、本市の融資制度をうまく活用されている事例もあるとお聞きしますが、現況についても併せてお聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 本市の製造業は、製品、部素材など、海外とのつながりが強いサプライチェーンとなっており、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界規模となり、確かな終息が見通せないことから、製造業の需要が急減し、先の見通しが見えない状況が続いております。このような状況を乗り切るためには、様々な融資制度の活用方法が重要となっております。

融資制度利用の実例といたしましては、金利の低い市の融資制度を利用いただき、運転資金を確保し、その後に、売上げが減少した段階でセーフティネット保証等の一般保証と別枠の融資を利用する活用例がごさいます。今回、事業者の資金繰りを少しでも支援するため、市独自の中小企業事業資金融資制度を既に利用していただいている事業者、または、これから利用される事業者の方々に、これまでは完済後に補給しております信用保証料を、現在利用されている事業者の方には速やかに、これから利用されます事業者の方には融資の実行の当初に、30万円を上限に補給することを新たな支援策といたしました。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。特に中小零細の製造業は、もともと体力がな

い企業も少なくありませんので、改めて本市の制度を広く周知していただきますようお願いいたします。

本市には中小企業をバックアップする摂津ブランド認定制度がありますが、この厳しい状況の中、例年どおりの取り組みでは効果が薄いと考えます。ものづくりのまち東大阪市では、町工場が新型コロナウイルス感染防止に役立つ製品を生み出しており、取っ手に触れずにドアが開けられる器具や、飛沫を遮断する段ボール製のつい立てなどが注目されています。本市としても、新型コロナウイルス感染症環境下において、持ち前の技術やノウハウの活用により、新たな技術開発や製品が創出されているとお聞きしますが、それらの製品を摂津ブランドに認定するなど、積極的にPRしてはどうでしょうか。

また、生産拠点の国内回帰が進む中、従来の一般消費者向けだけではなく、企業向けのブランドも認定し、優秀な製品に焦点を当てるべきと考えます。頑張っている企業の知名度向上や販売促進につながると考えますが、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 市内の中小企業の製造業の方々も、新型コロナウイルス感染症の対策に役立てるために、対策用の製品をいち早く創られたと伺っております。事例としましては、感染予防のための手洗い用石けんへの事業転換や、また、プラスチック加工業の技術を利用しました安価なフェースシールドの作成への取り組みなど、厳しい経営環境でありながら、工夫をして取り組まれている事例がありました。本市としましては、新型コロナウイルス感染症を契機に開発されました先進的な製品についても、新たな摂津優品（せつつすぐれもん）

認定の掘り起こしのチャンスではないかと考えております。

摂津ブランド制度につきましては、制度開始後3年が経過しており、以前から、一般消費者向けの商品の認定のみでなく、法人向けの商品も認定していくべきとのご意見をいただいております。市内には多くの法人向けの製品を製造しております事業者がごございます。その中には、高い技術力を持ち、製品を構成する部品を製造している事業者もごございます。製品には高度な企業情報が含まれていることから、製品自体を発信することには課題等がごございますが、高度な技術力を持つ市内製造業者を認定していく方向で進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。高度な技術に着目されるとのことで、ぜひその技術力や魅力を市内外に発信していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の環境で受けた打撃はあまりにも大きく、頑張っているものの、先が見えず、解決のめどが立っていないのが実情かと考えます。本市の中小零細企業が再び元気を取り戻すために、行政は適切な施策を打ち出し、また、商工会や事業者と協働・連携して、ぜひこの苦難を乗り越えていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、二つ目の鳥飼地域のまちづくりについてに移ります。

これまでの取り組みと今後のスケジュールについてお聞かせいただきました。

グランドデザインとは、地域全体として長期的に目指した姿を実現するための全体構想であります。その全体計画は、単なるあるべき姿やロードマップではなく、本質

的な課題を明確にし、実現していくための具体的な進め方をプランニングすることであると私は考えております。そのためには、いろいろな分野において多岐にわたる検討をしなければならず、庁内でしっかりと情報共有し、連携して進めていかなければなりません。庁内でどのように進めていくのか、また、コンサルの役割や関わり方についても併せてお聞かせください。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 鳥飼地域が直面している、また、今後想定される課題につきましては、超高齢社会下での人口減少に伴う公共施設等の在り方、年少人口減少への対策、地域活力、地域コミュニティの低下懸念、高齢者の生活支援等、様々な分野にまたがってくることとなります。庁内の各施策担当との連携は重要であり、分野ごとに庁内検討委員会等を設け、ランドデザイン素案の策定を進めてまいります。

ランドデザイン策定の支援をいただく事業者につきましては、地域特性の分析やまちづくりの方針、必要となる施策等につきまして、事業者の知見を活用させていただくとともに、庁内検討委員会等にも参画いただく予定をしております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。分野ごとの庁内検討委員会等を設けるとのことですが、マンパワー的にもプロジェクトメンバーだけでは限界があり、庁内の各所管メンバーと早い段階から連携して取り組む必要があると考えます。

ランドデザインには、複数の課題を同時並行的に解決する構想を描く必要があります。また、具現化に向けては課題が山積しており、複雑かつ多岐にわたる取り組みが求められ、各所管課が中心となって実現

させる必要があります。そういった意味では、ランドデザイン策定時から各所管課が本気になって取り組まなければならないと考えますが、どのように主体性を持たせていくのか、お聞かせください。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 ランドデザインをおおむね2か年で作成した後、その内容や位置付けの具現化に向けた取り組みは、各所管課が担うこととなります。このたび策定しようとしているランドデザインにつきましては、いわゆる絵に描いた餅とならないよう、実現性のあるものと考えております。したがって、庁内検討委員会等において各所管課と協議する段階から、施策等の有効性や有益性等を踏まえ、進めてまいりたいと考えております。ランドデザインの取りまとめは、プロジェクトチームが中心となりますが、全庁的な課題への対応であり、庁内一丸となりオール摂津で取り組むべきものと考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 前向きなご答弁をありがとうございます。プロジェクトメンバーが司令塔となり、ぜひ全庁挙げて部局横断的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

私は、この鳥飼地域のまちづくりを成功させるためには、地域住民の方々や、そこで働いている方々の理解と協力が必須であり、地域の方々が主役にならなければならないと考えます。そこで、地域住民の方々の意見をどのように反映させるのか、また、具体的にどのように進めようとしているのか、お聞かせください。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 ランドデザインの素案策定に向け、まずは、地域住民の方に、将

来を見据えたとき、この地域を何とかしなくてはならないと少しでも思っていたことが重要であり、そのためには、地域の課題をしっかりと認識、共有していただく必要があると考えております。したがって、アンケートや懇談会等の際には、しっかりと情報提供・共有に努め、課題を踏まえた中でご意見をいただき、さらに、関係課とも協議・調整するとともに、市議会のご意見等も踏まえ、ランドデザインの素案に反映していきたいと考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。懇談会などを通じて地域住民の意見を抽出し、反映させるとのことですが、直接意見が聴けるのは、恐らく自治会などの地元の方々を中心になるかと考えます。一方で、住み続けたい、これから住んでみたいと思う魅力ある鳥飼のまちを描くためには、これからの若い世代の方々や幅広い世代の意見を抽出すること、あるいは、外部から見た客観的な意見や発想などを反映させることも重要かと考えます。様々な角度からのアプローチが必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 地域住民の方のご意見やニーズを伺う際には、鳥飼地域の自治会長をはじめ、子育て世代の方を含めた幅広い世代の方からのご意見等をいただくことを想定しておりますが、特に若者の視点によるアイデア等を取り入れることは、鳥飼地域の課題が多岐にわたることからも意義のあるものだと考えており、地域活性化等について学んでいる大学生との連携による共同研究についても現在検討しているところでございます。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。ぜひ幅広い世代や客観的な意見、発想を吸い上げていただきますようお願いいたします。

ランドデザインは、鳥飼地域における教育、健康、福祉、公共交通、防災などの各機能を強化するとともに、各機能のさらなる連携を図り、一体的なまちづくりを地域住民と一緒に進め、まちの将来像を示す指針となるべきものです。プロジェクトを進める上で、庁内のベクトルを合わせるには、ゴールのイメージを共有することが重要です。少なくとも、この2年間におけるマイルストーンの明確化とランドデザインという枠組みの共有が必須であると私は考えます。また、このプロジェクトは2年で終わりではなく、ランドデザインが完成してこそ初めて鳥飼地域の新たなまちづくりのスタート地点に立つという認識に立たなければなりません。様々なステークホルダーを意識しながら、ぜひ全庁一丸となって取り組んでいただきますよう要望いたします。期待しております。よろしく申し上げます。

続きまして、三つ目の災害に強いまちづくりについてに移ります。

地域防災計画の庁内及び地域住民の方々への情報共有についてお聞かせいただきました。十分にできているとのご答弁でしたが、私は、行政は市民の生の声を聴く機会が少なく、また、市民は行政の仕組みや限界について理解する機会が不足しているような気がします。自助・共助・公助という言葉をよく耳にしますが、行政、地域、市民、それぞれの責務や役割を理解する必要があると私は考えます。

本市の地域防災計画では、避難所の運営は自治会などを中心とした市民組織が主体

的に運用することが原則となっておりますが、市民組織の方々がその役割を認識されているのか、また、避難所運営マニュアルの具体的な内容などを周知されているのか、ご認識をお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 東日本大震災や熊本地震の例からも明らかのように、行政の力だけで全ての避難所を運営することは困難でございます。そこで、出前講座や自主防災訓練などの機会を通じまして、各自主防災組織の皆様にも主体的に避難所を運営していただけるよう、これまでも強く働きかけてまいりました。このような取り組みが実を結びまして、昨年、柳田地区では避難所開設運営訓練を実施していただくことができました。また、避難所運営ゲームを実施していただいた地区もございました。各自主防災組織の皆様には、災害時に避難所を主体的に運営していただけるよう、引き続き協力を呼びかけてまいります。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。引き続き自主防災組織に働きかけるとのことですが、避難所には自治会に関係なく多くの方々が避難されますので、市民組織が主体的に運用することは実質的に難しいかと私は考えます。これから災害シーズンが到来します。有事に備え、円滑な避難所運営を行うために、どのようにこれから取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 発災直後の避難所開設につきましては、行政が主体となって進めてまいりますが、その後につきましては、自主防災組織の皆様が主体となって運営組織をつくり、避難所を運営していただきたい

と考えております。そのためには、避難所運営の専門知識を持ったリーダーが不可欠であり、本市独自の取り組みといたしまして、昨年度より防災サポーターを養成し、現在30名の皆様にご登録をいただいております。今後も、新規の防災サポーターを募り、災害時の避難行動や避難所運営の手順など、専門的な知識を身につけていただくとともに、避難所運営訓練にも主体的にご参加いただくことで、災害時には各地区において率先して避難所の運営に当たっていただきたいと考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。

防災サポーターの養成も手段の一つと考えますが、円滑な避難所運営には、行政、市民、それぞれの役割を明確にした上で、平時から十分に話し合い、お互いに協力し合うことが不可欠であると考えます。

一方、避難所運営の課題の一つとして、ペット受け入れの問題が挙げられますが、しつけや臭いなどでトラブルや混乱があったとの話をよく耳にします。環境省ではペットの同行避難を推奨しておりますが、同伴避難を認めているわけではありません。そこで、本市はどのような対応をしているのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 ペット等の避難所利用につきましては、多くの自治体が対応に苦慮していると聞いております。本市におきましても、出前講座などの際に市民の皆様から直接ご意見をお聴きしておりますが、ペットは家族と同様との考えから避難所の利用を認めるべきとのご意見と、衛生面やトラブル防止の観点から利用を認めるべきではないとの正反対のご意見を頂戴しております。

一方、新型コロナウイルス感染症蔓延下での避難所運営では、3密を避けるため、必然的に避難所の収容人数を減らさざるを得ない状態でございます。

ペット同行・同伴の避難行動につきまして、どのような方法が可能であるのか、引き続き、国や大阪府、近隣市などの情報を収集しながら検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。判断が難しい課題ではありますが、ペットの災害対策をガイドラインに示すことや、ペットが受け入れ可能な避難所を公開している自治体もございますので、本市も事前に備え、情報開示すべきと考えます。

私は、このように、平時からの備えと防災情報の共有が非常に重要であると考えています。その上で、有事の際に必要な災害情報をタイムリーに発信することで、より実効性が上がると考えます。よって、災害発生前後の情報伝達が被害を最小限に食い止める鍵になると考えますが、それぞれどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 まず、発災前の緊急災害情報につきましては、震災では、各携帯電話会社が送信いたします緊急地震速報がございました。また、風水害では、防災行政無線や携帯電話のエリアメール、市のホームページや地上波デジタル放送のdボタンを活用した情報提供などがございます。さらに、本年度からスタートしました摂津市のLINEや、Yahoo!防災速報でも、風水害の危険が迫る場合には避難情報等を発信してまいります。

次に、発災後の情報伝達につきまして

は、市のホームページや広報誌、広報板、防災行政無線、さらには摂津市のLINEや広報車の活用など、様々な媒体や音声放送など、それぞれの特性を生かして情報発信に努めますとともに、各自治会役員の皆様や民生児童委員の皆様にご協力をいただき周知を図るなど、市民の皆様迅速に情報を伝達できるよう努めてまいります。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。緊急時は混乱しますので、平時より情報伝達手段を周知しておく必要があると考えます。また、地域住民との情報連携網を事前に整備することも有効と考えますので、ぜひご検討ください。

私は、災害に強いまちの実現には、適切な災害リスク評価を行った上で、その評価に基づく適切なハード整備と、ハード整備を踏まえたソフト対策を計画・実行し、災害に備えることが重要であると考えています。本市は多くの河川に囲まれており、その河川が氾濫した場合には、市域の大半が浸水し、さらに、淀川の氾濫にまで至りますと、安威川以南地域は浸水深さ5メートル以上にも及ぶ壊滅的な被害を受ける想定となっております。

このような事態に陥った場合、この地域防災計画がそもそも適応しないのではないかと私は危惧しております。本市では、国・府と3者で連携し、新型コロナウイルス感染症蔓延下における本市オリジナルの避難メソッドを検討していると聞いておりますが、分散避難や広域避難を推奨するなど、避難の在り方そのものを見直さなければならぬと考えます。

そこで、適切な災害リスク評価を行い、地域防災計画を抜本的に見直す時期に迫られていると私は考えておりますが、お考え

をお聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 地域防災計画では、淀川の最大浸水想定を、淀川と安威川に挟まれた地区の一部に5メートル以上の浸水が予想されていると記載しており、相当に深刻な被害となることが予想されます。このような水害が発生した場合、戸建て住宅の二階への垂直避難は、地域によっては非常に危険であります。

そこで、早期に安全な場所まで水平避難を行っていただけるよう、昨年度より、国、大阪府の主導で市域外への広域避難の検討を進めており、本年度末頃に第1期計画を策定する予定でございます。また、本市といたしましても、市内の事業所に緊急避難場所の提供についてご協力をお願いするなど、現在、安全な避難先の確保に取り組んでいるところでございます。

これらの結果を踏まえ、地域防災計画につきましては、広域避難など、水害時の有効な避難行動について加筆すべきと考えており、本年度末に予定しております広域避難計画の取りまとめ内容を反映し、改訂作業を実施したいと考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。本年度末をめどに改訂に着手することですが、災害はいつ襲ってくるか分かりませんので、ぜひ迅速かつ実効性のある内容に見直していただきますようお願いいたします。

何度も申し上げますが、本市の最大の災害リスクは水害です。大規模な水害リスクを想定し、災害に強いまちづくりに取り組む必要があると考えます。現在に至るまで、堤防決壊や内水氾濫を想定し、いろいろな手を打ってこられたと認識しておりま

すが、特にハード面でのこれまでの対策についてお聞かせください。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 お答えいたします。

淀川では、明治29年の淀川改良工事以降、大規模な浸水被害の発生や流域の社会経済の発展を踏まえて治水計画の見直しが重ねられ、現在では、200年に一度の豪雨に対応できるよう、国土交通省が河川改修や堤防補強を実施されております。

安威川では、100年に一度の豪雨に対応できるよう、大阪府が安威川ダムの建設などを進められております。

また、内水対策につきましては、下水道整備において、10年に一度の豪雨に対応できる雨水対策とともに、本市が管理します農業用水路として、味舌ポンプ場をはじめとする8か所のポンプ施設や用排水路施設の修繕や更新を実施しております。

近年、気候変動に伴う豪雨の激甚化が見られることから、想定される浸水エリア、浸水時間のさらなる縮小に向け、国・府・市が一体となり、より一層の治水対策に取り組む必要があると考えております。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。ぜひ国・府・市が一丸となって取り組んでいただきますようお願いいたします。

本市は、1000年に一度の豪雨を想定し、ハザードマップにて避難の必要性を示しておりますが、災害に強いまちづくりを推進するには、ハード・ソフト両面での一体的な取り組みが必要であると考えます。しかしながら、ハード整備やソフト対策だけでは、いざというときに人命を救うことができません。そこに住む人々が災害リスクを正しく認識し、日頃からリスクを共有することで、災害に対応した意識が根づい

ていくものと私は考えます。

最後に、災害に強いまちづくりに向けた今後の方向性について、市長の思いをお聞かせください。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 光好議員の1000年に一度の雨が降ったらどうなるんやろかというご質問で、淀川を間近に控えた摂津市の今後の在り方について考えを問うということだと思えます。

最初のほうで光好議員がおっしゃったと思いますけれども、極端な少子高齢化、そして、昨今のコロナ禍での生活様式の見直し等々、社会は一変しております。すなわち、災害対策も今日までの取り組みでは用をなさないのではないかとおっしゃったと思いますけれども、まさにそのことをしっかり考えておかななくてはならないと思えます。でも、今日までの取り組みも大切な取り組みであります。よって、今日までの一つ一つの成果といいますか、資源等々を生かして、それをさらなる発展に生かすということで、より戦略的な取り組みを考えなくてはならないとのお指摘だと思えます。

そこで、今までの摂津市の対策では、きっての産業都市でありますから、住工といいますか、市民と企業市民との連携を図ること等々の取り組みにウエートが置かれていた面もあろうかと思えますけれども、そういったことに付け加えまして、今後、エリア特性を生かした取り組みを実践していけないか、これを今、私どもは提案しているところがございます。まだ現実のものではありませんけれども。

例えば、鉄道駅周辺でより交通利便性を高めていくエリア、令和8年度に無料開放されます鳥飼仁和寺大橋沿線では物流機能のポテンシャルを高めていくエリア、ま

た、淀川沿川でより防災性の高い拠点形成を図るエリア等々が考えられます。そういったことを考えながら、エリア特性を生かした今後の取り組みといったこともしっかり考えていかないかと思えます。

それから、少しお触れになっていたと思いますけれども、今は、新型コロナウイルス感染症の問題で、アフターコロナ、新型コロナウイルス感染症との共生、つまりウィズコロナが大きな課題になってきております。そんな中で1000年に一度の雨が降ったらどないなんのやろうということで、摂津市がモデルになり、今、国・府、気象台、関係市等々で、そのありようについてウェブ会議を何度もやっております。その成果が摂津オリジナルセパレート避難メソッドというものです。分かりやすくいいますと、摂津市ならではの分散避難ということ。このマニュアルづくりを今急いでおるところでございまして、間もなくマニュアルが出来上がると思えます。このことを実行していこうとすれば、これはどっちかといったらソフト面ですが、ハード面での整備、こっちもしっかりしておかななくてはいけない。特に吹田市の万博公園等々が大きな拠点になってまいります。摂津市の場合は、すべからず市域を越えていろんな取り組みを考えておかななくてはいけないわけでありまして。そういう意味では、主要な避難軸であります千里丘三島線の整備等々、関連インフラの整備等々もしっかり目を向け、ハード・ソフト両面から一体的な取り組みをまたしっかり考えていきたいと思えます。

以上です。

○村上英明議長 光好議員。

○光好博幸議員 市長、答弁ありがとうございます。思いを理解いたしました。災害

に強いまちづくりを本市の最重要施策と位置付け、ぜひ真に災害に強いまちづくりを目指して取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○村上英明議長 以上で光好議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、1点だけ質問させていただきますと思います。市民税・府民税の還付の誤りについてであります。

度重なる行政における事務作業の誤りがここ数年続いております。行政は、その都度弁明し、議会での指摘に対しては、二度とこのようなミスがないように、複数によるチェック体制を構築すると答弁してこられました。

当然、どのような職場でもヒューマンエラーは発生します。そこで、エラーを防ぐために、監視体制を構築し、そして、その上でエラーが発生したら、その過程を分析し、絶対起こらない仕組みを再構築します。

今回、なぜこの誤りに気づくことができず、1年以上もたって大阪府からの指摘により知るに至ったのか。過去の反省はなぜ生かされなかったのか。議会での答弁はその場をしのぐだけの答弁だったのか。また、今回の問題が昨年10月に指摘され、それが議会及び市長に報告されず、副市長の段階で情報が止まっていたというのはなぜなのか。これは明らかに情報の隠蔽であり、議会、市民を冒瀆する行為に思われますが、お考えをお聞きしたいと思います。

1回目は以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めま

す。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 市・府民税の過大還付の原因とその経過等についてのご質問にお答え申し上げます。

今回の過大還付につきましては、市民の皆様、議会の皆様をはじめ、多大なるご心配をおかけするとともに、信頼を損なう結果となり、市としましても大変重く受け止めております。

還付誤りが判明いたしましたのは、令和元年10月に、大阪府から、令和元年度課税状況調の調査書におきまして、前年度と大きく乖離している項目の確認依頼があり、調べた際のこととございます。平成30年度市民税・府民税の株式等譲渡所得割額控除額において、本来の還付額より1,502万円多く還付していたことが判明いたしました。

誤りの原因は、当初課税事務作業の中で、株式等譲渡所得割額控除額の金額について、課税のシステムに入力する際、誤って1桁多い額を入力し、その後、全件チェックを行いました。誤りを見つけることができず、過大還付が生じたものでございます。

議会へのご報告に時間がかかった理由といたしましては、返還に向けての依頼についてお話を進める状況におきましては、相手の方への配慮をし、丁寧な対応をすべきと考え、万が一情報が外に出て返還の話合いへの影響が出ないように細心の注意を払う必要があると考えたところとございます。

報告の時期につきましては、一定返還についての話がまとまってから、そのことを併せての報告を考えておりましたけれども、結果として誤りが判明してから報告ま

での時間が長くかかってしまう形となったものでございます。

大きな額の過大還付に対しまして、しっかりチェックし、未然に防げなかったこと、また、ご報告が遅れましたことにつきましては、市民の皆様、議会の皆様に深くおわび申し上げます。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 本来、こういう事例が発生したときに、我々が思うには、取りあえず原課から上がってきて、副市長がそれを把握し、そして、市長にそのことを報告して、市長と相談した上で議会に報告する、そして、その後マスコミへの報道提供という流れになると思うんですけど、先ほど総務部長の答弁で、もしもこのことが外に出たら交渉がうまくいかなくなることを危惧して言わなかったということは、これは市長、議会を信用していないということなんですかね。市長に報告して議会に報告した上でも交渉できる時間は十分あったじゃないですか。それを、もしも外に漏れたらあかんから言わなかったというのは、これは市長も我々議会も全く信用していないということですか。その件についてお答えをお願いしたいと思います。副市長、どうですか。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 まず、事務方の責任者といたしまして、今回のミス、エラーを非常に重く受け止めております。誠に申し訳ございませんでした。

ただいまご指摘の議員の皆様へのご報告が遅れました理由といたしましては、総務部長が先ほど答弁申し上げたとおりでございますが、まず、返還に向けてお話を進めるために、相手方の配慮はもちろんでありますが、丁寧な対応を第一に考えて相手方

と折衝してまいりました。この問題につきましては、議員の皆様へのご報告は、誤りが起こったということだけでは済まされる問題ではなく、やはり相手の方との返還について話がまとまってからのご報告と考えておりました。しかし、相手の方とのやり取りに時間がかかり、結果的には、議会最終日に提訴に係る上程を予定しております。その結果、報告が遅くなってしまいましたことを心からおわび申し上げたいと思っております。

私の危機意識の判断が甘いというお叱りは謙虚に受け止めたいと思っております。今後は、危機意識を持って、リスク管理を組織内で共有し、報告に際しての基準を定める必要があるのではないかと考えております。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 さっきの答弁の中で、もしも外に出たら、これは具合が悪いということで市長、議会に報告していなかった、だから信用していないのかということをお聞きしているんですよ。それはどうですか。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 決して信用していないということではございません。これは、もちろん当初の発端というのは市のミスでございます。我々は、そのミスをやはり相手方におわびし、それから相手方に返還を求めていく、これが第一優先ということで取り組みをさせていただきました。その後について、やはり一定の方向が出た時点では、当然、議会の皆様、それから市長にもそうですけれども、こういう方向で解決に向かっております、あるいは、こういう方向で解決にはちょっと至りませんと、そういうようなことをもってそれぞれに相談と考えて

おりました。

- 村上英明議長 渡辺議員。
- 渡辺慎吾議員 また議事進行を出したいんやけど、だから、私が今言ったように、そんなことは市長に報告して、市長と相談した上で行動に移るのが筋と違いますか。何であなたの腹だけでそれを収めるんですか。あなたはそういう形で丁寧に説得せなあかんと言うてはるけど、ほんなら、その折衝には誰が当たったんですか。お聞かせください。
- 村上英明議長 副市長。
- 奥村副市長 それぞれ折衝に当たりましたのは担当課長でございます。
- 村上英明議長 渡辺議員。
- 渡辺慎吾議員 もう一つ、そのことに関して、あなたが副市長として市長にしっかりと報告する義務があるんですよ。あなたが最高責任者と違うでしょう。それを何で市長に言わないんですか。市長に相談して、市長の指示を仰いでから動くのがあなたでしょう。それと、そんなに大切な話合いやったら、あなたが責任をかぶるんやったら、あなたが率先して説得に行くべきでしょう。総務常任委員会の報告会で、南野議員が、あなたが何で率先して行かへんのかという質問をした。私が、報告会の内容を聞いたところによると、私が行こうが、課長が行こうが、部長が行こうが、相手の出方は一緒やと、あなたはそういう形で答弁しとるでしょう。あなたが市長に報告せんと自分で責任を取るんやったら、何であなたが率先して説得に行かないのか、それをお聞かせください。
- 村上英明議長 副市長。
- 奥村副市長 ちょっと誤解があるようですが、総務常任委員会の報告会のときにお話しさせていただいたのは、課長であろうと

も、部長であろうとも、私であろうとも、それぞれが相手方に対しては、やはり市長の名代ということで折衝していきますということをお答えさせていただきました。

- 村上英明議長 渡辺議員。
- 渡辺慎吾議員 ものすごく詭弁なんですよ。あなたが責任を感じておったら、何でもそうでしょう。失態が起きたら、まずは最高責任者がそこへ行って相手に対して誠意を見せるということが必要じゃないですか。それが全ての組織においてやるべきことでしょう。違いますか、あなた。まず市長に相談することもおろそかにして、自分の腹で物事をやろうと思うんやったら、そのぐらいの決意があつて当然と違いますか。どうですか。
- 村上英明議長 副市長。
- 奥村副市長 先ほどと同じような答弁になるんですけども、やはり一定の方向づけができたときに市長に報告しようということ私どもは考えておりました。ただ、一つは、市長に対していつの時期に報告すべきかというのは今も悩んでるところでございますが、議員がご指摘のように、早い段階での報告が必要であったかということは今もって反省しております。
- 村上英明議長 渡辺議員。
- 渡辺慎吾議員 いつの時期って、そういうことがあつたら即市長に報告するのがあなたの責任やと何遍も言うてるじゃないですか。あんたは摂津市の最高責任者ですか。市長を補佐する立場でしょう。市長に相談し、ひよつとしたら市長が、私が自ら行くと言うかもしれませんよ。そういう形であなたが説得に回るということが必要やつたと私は言うてるわけですよ。あなたは自分の職の立場を十分理解していない。それと、その市民に対しても、私は私の

後輩の弁護士とかにいろいろ相談しました。財布を落とした。落としたことは落とした人のミスですわ。しかし、その落とした財布を拾った人はどうしますか。警察に届けるでしょう。これは、法律用語では遺失物等横領罪だったと思いますが、ちょっと私は正確な法律用語を理解していないんですけど、悪い言葉で言ったら猫ばばじゃないですか。そういう点は、しっかりと謝った上で、その方の立場はどうかということをおあなたが率先して相手の市民に説得する必要がありますんじゃないですか。物事が半年もそのままになって、最終的には裁判になるような状況になったというのは、それはあなたの責任でしょう。どうですか。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 当初、市はミスをした。それから、相手に非常にご迷惑をおかけしたことはもちろん事実でございます。ただ、過大還付ということで、相手に理解を求めて返還をしていただきたい、この一心で相手方と話を進めてまいりました。しかし、相手方の反応が非常に悪くて、最終的には代理人を立ててということになりました。本来的には、我々は市民を相手に裁判をしたいということは決して思っておりません。話し合いの中で一定解決をしたいということで今まで進めてまいりました。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 誰が行ったか、ちょっと僕らは把握していないんですけど、半年間、担当の課長なり部長が行って、物事が決まらんかったら、今さっき私が言うたように、あなたが行って、そういう形で市民としっかりと話し合いをするというのは当然ですし、それでまた、裁判に至ることになれば、これは全てあなたの責任ですよ。分かっていますか。

僕は、ずっとあなたが副市長になってからのいろいろ日刊紙で報道された内容を調べたんですよ。こんなぎょうさんあるんですよ（資料を示す）。これは12あるんですよ。その中で、さっき松本議員が質問された中で答弁されていましたが、彼はまだ新人かもしれんけど、私は約30年議員をやっておって同じような答弁を何十回も聞いているんですよ。あなたが市長やら議会を信用していないのと一緒で、もう信用できないんです。もう二度とこういうことのないように、一人の目より二人の目、三人の目でしっかりとこういう事例をミスのないように監視していくとか、そういう答弁をずっと聞いています。二度とないとか、決してこういうことにならないようにとか、これを何遍聞いたか。これは結果的にこの本会議場でうそを言うことになるんじゃないですか。あなたのがぎょうさんありますよ。私は全部資料として取っていますけどね。あなたが副市長になってからのいろんな多くの事件がやっぱり起きているわけです。あなた自身の答弁でも、速やかにスピード感を持ってとか言うてはるじゃないですか。実行されているんですか。実行されていたらこんなこともないでしょう。どうですか。どのような形で実行されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 それぞれ市の業務につきましましては、係、それから課、部で分業しております。そういう意味では、絶えず事務事業について直接監視をするということは到底無理な話でございます。ただ、私どもといたしましては、部長を通じて課長に、それから課長を通じて係長にということで、それぞれ内部の統制を図りつつ、自分の意向についてはしっかりと下位職員に指導して

いく、こういうことについては従前と変わりはありません。

ただ、おっしゃっておられます、今までの答弁の中で、例えば「ダブルチェックをやっていきます」、これは言葉ばかりではなかなかうまくいかないということは認識しております。そういう意味では、先ほど松本議員のときに答弁いたしましたように、部長会でそれぞれ見える化を図ってくださいますということで今回言わせていただきました。それぞれチェックをしても、チェックリストでチェックしながら文章に残していく、これは各部長に部長会で今回言わせていただきました。そういう中で、直接点検あるいは指導はできませんけれども、部長を通じて各職員に徹底をしていきたいと思っております。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 行政の中においては、それぞれのつかさつかさがあるって、そこで様々な職務が運用されているというのは分かるんですけど、ただ、あなたの答弁を聞いておったら、もうこの組織自体ががちがちに硬化しているんですよ。何遍も言うように、私は、その監視システムがどういうふうに行われたか、どういうような改善をしたのかということを知りたいんです。例えば、先ほど第三者委員会をつくるというんですけど、第三者委員会での指摘に対して、分かりましたと言ってそのまま終わってしまったらあかんわけでしょう。でも、現実にもそういう形で、答弁も喉元過ぎれば熱さを忘れるというような感じでいつもされておる。二度とこういうことのないようにと何遍聞いたかとさっきも言いましたけど、そのような状況に対して、いかにチェック体制を強化したのかということを知りたいんですよ。ご答弁されたように、行政の

システムを今さら聞いてもじゃあないんですよ。様々な今まで答弁されておったことに対して、それをどういうようなシステムをつくって実行されたかということを知りたいと聞いているんですよ。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 繰り返しになりますけれども、今回、事務執行適正化第三者委員会の立ち上げを予定しております。これは、いわゆる内部統制、コンプライアンス及びガバナンス上の課題に係る調査、審議をしていただくための委員会でございます。現象面のみならず、組織として抱える課題を第三者に明らかにしていただくものであります。いずれにいたしましても、第三者に指導、指摘、助言をいただきましても、実践するのは我々自身でございますので、さらに気を引き締めて頑張りたいと思っております。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 俺は今言うたやん。過去に何回もそういう答弁を聞いた。それに対してどういうような対応策をやったかということを知りたいと聞いとんねん。これからどうこうするというのは後で聞か。説明してください。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 事あるごとに部長会を通じまして、それぞれ職員の綱紀粛正等については従前から口酸っぱく言っています。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 だから、さっきも言うたやん。それでも、あなたが副市長になってから、こういうふうにいるいろいろこんだけの事例があると。これは12個あるんや。それが、こういう形で、あなたが今言うたこと

が全然機能していないから、何でこういうことが起きたんやと。今、ちょっと言い合ったけど、もうちょっと詳しく言ってくださいよ。二度とこういうことのないようにするために、どのような機関をつくったのか教えてください。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 今までご指摘のような機関はつくっておりません。だから、今回、申し上げていますように、第三者委員会を設置するところでございます。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 ほんなら、ずっとうそをついたわけですか。我々が質問しとるときに、二度とこういうことのないように、二人、三人の目でするために、いろんな機関をつくってそういうことのないようにするということを言うておったけど、何もしていないわけですか。それは何遍もこんなことが起きるわな。ええかげんにせなあかんで、自分ら。本会議場で言うたことはきちっとしなさいよ。あんたにとっては、これは事務のミスで済むかもしれんけど、この1,502万円は市民の血税やで。この新型コロナウイルス感染症で四苦八苦しとる大変なときに、この1,502万円があったらどんだけの人間を助けられると思ってるんねん。私はいろんな裁判をしとって裁判慣れしとるから、これはやっぱり受け取った人に返す義務があると、私の弁護士とか、関西テレビでも菊地弁護士がそういうことを言うておられます。ほんなら、実際それを差し押えて財産化して行政に返すといったら、言うとかくけど至難の業やで。

市民に対して、1,502万円がこんなミスでこういうことになったことに関して、給料1割カットで済むと思ってるのか。どのようにお考えや、副市長。そんな

もん、通り一遍の読むようなことをしたらあかんで。あんたの気持ちの中かしっかりと答弁してくれよ。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 それぞれ私どもの職務上の責任の取り方ということでございます。これは、市長と相談をさせていただきまして、それぞれ給与減額ということで、一応、市長と相談の結果、まだ上程は後でございますが、上程をさせていただくところでございます。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 こんなときだけ市長に相談ですか。これは傍聴者もおるし、また、映像でも多くの市民が見られますわ。1,502万円がこうなったことを1割カットで、これはようやったと言ってみんな市民が満足するかどうか。

そういうことをしっかりと胸に受け止めてやるべきやと思うんやけど、どうですか。もう一遍。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 給料1割カットが適切なのかどうかというのは、後刻、議案を上げさせていただきます。それは皆さん方のご判断にお任せしたいと思っています。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 もう僕もあきれて物が言えへんねんけど、組織として硬化してしもうて、これはどうにもいかへん。これを市長がどのようにこれから立て直されるかどうかは分からんにしても、副市長、あんたはもう辞めてまえ。存在ないわ。俺はこれだけはっきり言うとかくわ。何が1割じゃ。笑わすな。

以上で私の質問を終わります。

○村上英明議長 以上で渡辺議員の質問が終わりました。

次に、香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目に、市民税誤還付についてでございます。

これについては、先ほど渡辺議員が質問されておりました。私のほうからは、なるべく重複しないように、少し視点を変えて質問させていただきたいと思っております。

新聞報道等で世間を騒がせている市民税誤還付についてです。誤った金額を入力後、他の職員によるチェック作業を行ったにもかかわらず、ミスに気づかなかった点、そして、そのミスが発覚したのが1年3か月も後で、それも外部の大阪府からの指摘で初めて気づくという点、何ともお粗末だと言わざるを得ません。ここで、改めてですけど、誤還付が判明してから現在に至るまでの経過についてお聞かせいただきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、4点質問させていただきます。

1点目、市職員のテレワークや時差出勤についてです。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止の対策として、テレワークや時差出勤を導入したと聞いております。取り組み内容についてお聞かせください。

2点目に、第2波対策についてお聞きします。

緊急事態宣言が解除され、6月19日には都道府県をまたぐ移動も全国的に緩和されて、経済活動も本格的に再開されようとしています。そんな中、昨日、東京都で55人の感染が確認され、第2波ではないかという報道もありました。今後、いつ起き

てもおかしくない第2波について、本市はどのように想定しているのか、お聞かせください。

3点目に、災害時の対策についてお聞きします。

本会議において何回も質問させていただいているのですが、改めて、本市における災害について、どのような想定をしているのか、お聞かせください。

次に、4点目、学校教育についてお聞きします。

今回の学校の長期休暇によって、子どもたちの根本的な生活習慣の乱れ等が懸念されておりました。そこで、本市の臨時休校中の子どもたちの状態の把握についてはどのように行われていたのか、また、授業を再開していきますが、夏場のマスク、体育の授業など、熱中症対策が必要と感じます。その点についてどのように考えているのか、そして、自宅待機により学力の差が子どもによって顕著に現れるかもしれません。その辺りもどうしていくつもりなのか、対応をお聞かせください。

次に、阪急正雀駅前の道路整備についてお聞きします。

この質問は、代表質問でも挙げさせていただきました。今年度は用地取得に必要な地図訂正を行うと認識しております。ここで、改めて阪急正雀駅前の道路整備についての進捗状況をお聞かせください。

次に、鳥飼地域の活性化についてお聞きします。

本年度は、専任体制となるプロジェクトチームを立ち上げ、ハード・ソフトの視点から鳥飼地域のまちづくりのビジョンを示すランドデザインを作成するということですが、現在の取り組み状況について、また、ランドデザインに取り入れる内容に

ついてお聞かせください。

1回目、以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 市・府民税の誤還付が判明してから現在までの経過についてのご質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁と少し重なると思いますけれども、ご了承願いたいと思います。

令和元年10月に、大阪府から、令和元年度課税状況調の調査書におきまして、前年度と大きく乖離している項目の確認の依頼がございまして、調べましたところ、平成30年度市民税・府民税の株式等譲渡所得割額控除額に誤りがあり、本来の還付額より1,502万円多く還付していたことが判明したところでございます。

この原因につきましては、当初課税事務作業の中で、株式等譲渡所得割額控除額の金額について、課税システムに入力する際、誤って1桁多い額を入力したことによるものでございます。入力後に全件チェック作業を行ってございましたけれども、その段階で誤りを発見することができず、チェックが十分でなかったことにより生じてしまったものでございます。

誤りは一人の方のみで、本人におわびの文書と税額更正通知、返納の通知、返納額の内訳書及び納付書を送付して、返還を依頼いたしました。その後も何度か返還につきましてお話をさせていただきましたけれども、代理人の方から返還できない旨の通知があり、4月末に督促状を出し、また、5月末には催告状を送付しましたけれども、いずれも期限までに返還をいただけないという状況でございます。

市民の皆様、議会の皆様にご報告も遅

れ、また、ご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

○村上英明議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 市職員のテレワークや時差出勤についてのご質問にお答えいたします。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、職員の感染を防止する観点から、通勤途上における接触機会の低減を図るために時差出勤を、職場における密を防ぐ意味からも、出勤者を削減するため在宅勤務を導入いたしました。いずれの取り組みについても、市民サービスに影響のない範囲で実施することとし、業務上、実施困難な部署はございましたが、この間の実績といたしまして、約50名が時差出勤を、約70名が在宅勤務を行っております。

このほか、週休日の振替や有給休暇の取得奨励などにより、1日当たりの出勤者数の削減の取り組みや、執務室等の換気の徹底、休憩時間の分散取得など、職場において三つの密にならない工夫を行いながら業務の継続を行ってきたところでございます。

続きまして、鳥飼地域の活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず、鳥飼まちづくりランドデザイン策定に係るプロジェクトチームの取り組み状況でございますが、現在、まちづくり支援に実績を有するコンサルティング事業者と委託契約を締結し、鳥飼地域の人口特性、都市機能分布状況並びに都市利用現況等の地域特性の整理等を行うとともに、住民アンケートの実施に向け、検討を行っているところでございます。

ランドデザインに取り入れる内容につきましては、鳥飼地区では、他の地域に比

べ、特に高齢化率の進行と年少人口の減少が著しいなどの課題が明確であることから、住民アンケートや懇談会等の実施により、地域住民のご意見やニーズを確認し、それらへの具体的な対応策について、庁内関係課とも協議しつつ進めていく予定でございます。

現在直面している、また、想定される課題等の解決に向け、必要となる機能や施策について、ハード・ソフト両面から検討するとともに、少しでも活性化に資する内容となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 新型コロナウイルス感染症に関しまして、今後、第2波について、どのように想定しているかについてのご質問にお答えいたします。

これまでの日本全体での新規陽性者につきましては、4月上旬頃から急激に増加し、4月の中頃には1日で700人を超え、最も高い水準となりました。その後は徐々に減少しており、昨日の東京都では50名を超える陽性者がありました。おおむね直近1か月では、日本全体で1日大体50人前後の陽性者で推移しているところでございます。

しかしながら、海外におきましては、一旦終息の兆しが見られた国であっても、再び感染者が増加する事例が複数報告されております。また、現状では、新型コロナウイルス感染症に対する特効薬やワクチンが存在せず、その中で経済活動が徐々に再開されるなど、いつ再び感染者が急激に増加しても不思議ではない状況であるものと認識しております。市といたしましても、感染者の動向を注視し、情報収集に努めてい

るところでございます。

○村上英明議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 本市において想定される災害についてのご質問にお答えをいたします。

本市で想定される自然災害につきましては、地震災害と風水害がございます。

地震災害につきましては、市域の被害想定が最も大きくなるケースは上町断層帯地震Aで、全市域が震度6弱から6強と予測されており、約1万1,000人の避難所生活者が見込まれております。

一方、風水害では、淀川や安威川が氾濫した際には市域の大部分が浸水すると想定されており、浸水想定区域にお住まいの約6万8,000人の方々が被災されると想定されております。

○村上英明議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 コロナ禍における学校の現状と今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

臨時休業中は、教職員が家庭訪問や電話連絡等で児童・生徒の状況把握を行いました。とりわけ、不登校等、気になる児童・生徒については、専門家を含む校内委員会等で情報を共有し、きめ細やかな見守りを実施いたしました。さらに、分散登校日に臨時休業中の子どもたちの生活に関するアンケート調査を実施し、状況の把握に努めております。

6月15日より本格的に学校を再開いたしました。再開後は、感染症防止措置を取り、授業を進めておりますが、マスク着用による熱中症も懸念されます。特に、体育の授業におきましては、指導内容の変更や指導時期をずらす等の対応をまいりま

す。

児童・生徒の学力保障について、市として、夏季休業と冬季休業を短縮することで授業時間を確保いたします。また、各学校が実態に合わせ、朝の時間を活用したモジュール授業の実施や、行事の時間配分を工夫する等、無理なく学習できるよう検討しているところでございます。

○村上英明議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 阪急正雀駅前の道路整備の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、事業全体の約50%の用地を確保し、その部分は既に歩道として供用しております。残りの50%につきましては、用地境界確定作業に支障を来しておりました国有地につきまして、周辺地権者との調整に約1年5か月の時間を要し、ようやく合意に至ったところでございます。そのため、法務局と協議を行い、今年度中に地図訂正が完了するよう取り組んでいるところでございます。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

ここからは一問一答方式にて質問させていただきます。

市民税誤還付についてです。

1回目で、誤還付が判明してから現在に至るまでの経過についてご答弁をいただきました。相手方に返還の意思がないという点で、改めて、今後の対応について、市としてどうしていくのか、ご答弁をお願いします。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 誤還付にまつわります今後の市の対応についてでございますけれども、今後につきましては、先ほどいろいろ

質問がございましたけれども、今年度の方からチェックの回数をふやしまして、今回、実際に還付額を通知するという段階におきましても、元のデータとしっかりと照合するということを今年度から始めております。

この税というのは、市税条例の改正なんかもいろいろ出させていただいておりますけれども、年々非常に複雑になってきております。今回のミスの原因そのものはわかりミスでございますけれども、そこを、やはりこの数字はおかしいぞというところが見つけられるように、ここではこの数字はほぼあり得ないんじゃないかということを見発できる目、知識を持つ、そういう人材の育成に今後努めていくことが一番重要ではないかと考えております。それから、より精度の高いチェックができるように、仕組みづくりも含めて体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

我々としては、でき得ることであれば相手のほうから、これは分割ということになるかと思っておりますけれども、返還の申出をしていただければという思いでありますけれども、これがかなわない場合に至りましたは、議案上程後、訴訟に向けての準備に入りたいと考えてございます。

以上です。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

3回目からは副市長と市長交互に聞いていきたいと思っております。

まず、副市長にお聞きします。今回の誤還付のミスが発覚したのが昨年10月であると聞いています。ちょっと重複しますが、ご了承ください。市長に報告したのはいつですかね。何月何日か、お答え願います。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 今回のことにつきまして、先ほどもご指摘がありましたように、市長への報告が遅いというご指摘でございました。事務方の責任者としての立場から、早い段階から、ミスは市にあったとしても、相手方にご迷惑をおかけいたしましたことから、当初から十分におわびをし、話し合いをもって理解していただいで解決できればということで、その対応を優先したところでございます。それで、一定の解決が図られてから市長への報告という意識があったため、結果的には報告が遅くなりました。

報告した日は、何月何日かというのは忘れましたが、たしか3月頃ぐらいであったのではないかと、今、記憶をしております。市長にいつをもって報告すべきかということは、早い時期に報告すべきであったということ、先ほど、反省しておりますということでご答弁させていただきました。今後につきましては早い時期に市長に報告したいと思っております。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 はっきりは覚えていないということで、大変驚いているところです。3月頃ということで。

先の渡辺議員からの質問の答弁で、何で報告しなかったというより、まず問題を解決しようと動いたがために報告が遅れたというご答弁やったと思うんですけど、時系列で経過報告書を頂いているんですけど、3月6日の時点で代理人から、返納の請求を受けた時点で既に費消し、現存する利益がないため支払いはできない旨の通知があったわけなんです。これを見ますと、3月6日の時点では、もう払えない、副市長のしたかった問題解決ができなかったということは確かなんです。それで、市長に報告

したのが3月頃というので、市長、これは間違いはないですかね。そこだけお願いします。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 香川議員の質問にお答えいたします。

私は3月23日だったと思うんですけど、ちょっと記録はしていません。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

ちょっとご指摘させていただきたいのが、3月6日の時点で相手方の代理人からもう払えないという旨の通知があって、少なくとも3月6日の時点では市長に報告すべきやったと思うんです。市長の認識では3月23日に報告があった。2週間ぐらいたっていますよね。この期間、何をしとったのかと思うんですけど、副市長、その部分を答弁いただけますか。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 今のご質問の中で、3月6日には報告すべきであったとご指摘がございました。確かにそう言われれば、報告は遅かったのではないかと思っております。

ただ、その間、何をしていたかといいますと、やはり我々の知恵の中ではなかなか解決ができなくて、本市が法律相談をしております宮崎綜合法律事務所、このところとしっかり協議をしながら対策を練っていたというのがその期間でございました。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 3月6日で返せないのが分かって、市長には報告しないけど、弁護士と今後どうしていくかという話し合いをしていたと認識いたしました。大変問題であると思うんです。

ここの部分についてはそういうことで認識したんですけど、3月23日に市長に報

告しているわけなんです。その時点で議会にも報告すべきと思うんですけど、報告されていなかった経緯とかは先の質問でも聞きましたので、あえてここでは聞かないんですけど、去年のミスが発覚したのが10月で、そこから副市長が市長に報告したのが3月23日、議会の報告が5月です。タイムラグやらはいろいろあるんですけどね。副市長にちょっとお伺いしたいんですけど、副市長がそういう判断をしたんだと思うんですけど、今でもその判断が間違っていなかったとお思いですかね。その辺をお答えください。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 その判断が間違いであったか間違いでなかったかというのは、私自身が判断するのではなしに、例えば市長の判断も当然でございますし、議会の議員の皆さん方のご意見も当然判断の中に入ってこようかと思っております。総論でいきますと、それぞれ先ほどのご指摘、それから、市長の報告の遅れ等々を考えますと、やはり判断が悪かったのではないかと思っております。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。

ちょっとミスの部分をお聞きしたいんですけど、作業後チェックを複数でやったということで私はお聞きしたんですけど、その部分を質問したいんですけど、まず、入力作業を職員の方がやられていたとお聞きしています。そのチェックをする人は、非正規の職員がチェックをしていたとお聞きしているんですけども、まず、これが正しいのか、どなたでも結構ですので、ご答弁をお願いします。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 ただいまのご質問にお答え

申し上げます。

課税システムのほうに入力しておいた職員が、データを入力いたしました。入力をいたしますと、システム上、そこでチェックを求めてくるようになっております。そこで本人がまず1回目のチェックをやるんですけども、その部分で一旦見過ごしがあった。そして、それを入れ切ってから、再度、人を替えて、先ほど香川議員がおっしゃった非常勤の方も正職員も含めて2回目のチェックをやっておりました。このときもチェックを通してしまったということでございます。

以上です。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。ありがとうございます。もうこれは結構です。

この市民税誤還付で、市民の大事な税金1,502万円が返ってくる見込みが大変少ないというお話なんですけど、これは誰かが責任を取らなあかんと思うんです。この責任は誰にあるとお考えか、これを市長にお聞きしたいと思います。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 何度も同じような話になりますけれども、今回の一連の不適切な事務処理につきましては本当におわびを申し上げます。

午前中からもこの件についていろいろとお話が出ておりますけれども、最後の管理監督責任者は私でございますので、そういうことでは、この起こったことにつきましては、まず報酬カット等々で責任を自覚したところでございます。

この後につきましては、不本意ではありますが、裁判、法に訴えるということで、何とでもこのお金を払っていただくということで、議会の承認も得る中ですけれ

ども、事に当たっていきたいと思っています。そして、何としても不納欠損にしなければならないということで、裁判の経緯を見守りながら、でき得る限りの手段を講じていく、これが今の私の責任ではないかと思っています。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。市長の考えは理解いたしました。

ちょっとここで巻き戻すんですけれども、責任を取るべき人がもう一人いると思っています。前任の総務部長です。この間違いに気づいたのが今年の10月です。前任の総務部長は今年の3月で定年退職してしまいました。してしまったという言い方はどうかと思うんですけど。問題が発覚したのはもっと大分前のことです。何が言いたいかといいますと、こういう全体的に報連相ができていない役所の体質に大変問題があるとご指摘をさせていただきます。

質問なんですけれども、先ほど来、第三者委員会、第三者委員会という言葉は何回も聞いております。第三者委員会が全て解決してくれるものだとは思いませんが、この第三者委員会のスケジュールというのをちょっと教えていただきたいんです。なぜかと申しますと、市長、副市長の任期はあと3か月ほどでございます。それまでに結論が出るのか、ちょっと疑問に思うので、その辺の部分をお教えいただけますか。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

第三者委員会につきましては、条例施行後、速やかに設置をしたいとは思っておりますんですけども、想定しております3名から4名の委員の選定作業もございまして、その後、ミスの問題だけではなく、香川議

員もご指摘いただきましたように、報連相の問題であったり、やはり組織の透明性、そういったことの部分についても審議・検証いただきたいと思っておりますので、期間については、他市の事例等も見てまいりますと、少し時間がかかるのかと。できましたら年内には中間的な報告を一度させていただきますとは思っておりますけれども、その後、本報告というのがどのぐらいの時期になるかというのは、内部の審議状況によって変わってくるのかと、今の時点ではそう思っております。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。市長と副市長の任期中には結論が出ないということで、第三者委員会の結論が出る頃には、もう市長、副市長の任期は終わっているということなんですね。

最後に市長にお聞きします。今回の誤選付の件は何が駄目だったかと認識しているのか、お答えをお願いします。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 私は、このことを知ったときに、開口一番、お粗末という言葉を出してしまいましたけれども、気の緩みであります。市職員によるコンピューターの入力ミスに起因するわけですけども、やっぱりうっかりミスで済まされることではないと。そういうことでは非常に残念だったということで、そんな言葉を吐いたんですけども、答えになるかならないか分かりませんが、今後、そういうことを私自身が認識しながら、これはもう1回しっかりと緊張感を立て直す。逆手に取ってでも、返納はもちろんですけれども、何とか一人一人の意識改革につないでいかないと、そういう思いでございます。

以上です。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

私が思うには、市長の一番の責任は、もし誤りが起きた場合、隠すことではなく、職員が正直に打ち明け、謝るべきは謝り、次に何をすべきか考えることのできる、そのような風通しのよい職場をつくり上げられなかったことだと思うんですね。人間、誰もが完璧な人はいないと思います。間違えるつもりはなくても間違ってしまうこともあります。そうなったとき、一番大切なことは問題が明るみに出ないようにすることでしょうか。今回、作業後にチェックを行ったにもかかわらず、ミスを発見できなかったことは非常に残念なことではありますが、問題の本質はそこだけにとどまらず、現在の市役所の体質にあるのではないのでしょうか。問題にならないように穏便にと、事なかれ主義を知らない間に役所の本流に据えてこられたのではないのでしょうか。市長4期16年の任期の中で培われたものは、そう簡単に変えることは難しいのかもしれませんが、年齢ではなく有能な人材に管理職を任せてみる、これまでとは異なる人事を採用されるなど、風通しのよい職場への一大改革が必要なのではないのでしょうか。改革なくして摂津市の未来は存在いたしません。改革への勇気がないのであれば、ここで身を引かれるのも今回の誤還付に対しての責任の取り方の一つだと考えます。なぜなら、市の職員には未来のある若手職員も多く働いておられます。彼らの能力を無駄にすることなく、改革させるための道をつけていくことが最高責任者である市長の責務であるとの思いをここにお伝えし、この質問を終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のテレワークや時差出勤についてでありま

す。

1回目、職員の感染を防止する観点から、テレワーク、時差出勤の取り組みを導入した点は評価いたします。特にテレワークですが、在宅勤務であるため、個人情報などの資料が持ち出せないため、できる仕事に限られているという課題もあります。しかし、この取り組みは継続していくべきと考えておりますが、今後の展開を市としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 職員の働き方に関する今後の展開等についてお答えをいたします。

現在もこれまでの取り組みを継続して行っておりますが、市の各種イベントや事業を本格的に再開させる状況において、市民サービスに影響のない範囲で在宅勤務等がどの程度実施できるかということについては不透明な状況でございます。しかしながら、今後想定される感染拡大第2波への備えや、国が示す新しい生活様式の実践という観点からも、在宅勤務や時差出勤、また、リモート会議等については、市民サービスを維持しつつ継続して取り組んでいく必要があると考えております。在宅勤務においては、ご指摘のとおり、セキュリティ上の課題もあることから、今回の実施状況を分析するとともに、近隣他市の状況も確認しながら、今後に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。市民サービスに影響のない範囲でのテレワークや時差出勤について、試行錯誤を繰り返しながら努力されているという部分で、これからも頑張ってくださいと思います。

しかし、先ほども第2波への備えと答弁にありましたように、今後に備えて検討していただくところもあろうかと思えます。例えば、大阪府庁では、来庁者は入口で検温を済ませてからでないと入館できない仕組みとなっております。検温を済ませば証明カードが発行されます。また、商業施設などでは、エレベーターの最大利用人数を少なくし、足元に立ち位置を表示するなど、密にならないように工夫がされているところも多くあります。市役所では、利用される市民の方も多く、対応策としてはできるもの、できないものはあるとは思いますが、市民と職員の安全と安心を守るべく、一度検討していただきますようお願いいたします。

以上でこの質問を終わります。

次に、第2波対策についてでございます。

本市として、実際に第2波が来た場合、どういった対策を講じるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 質問にお答えいたします。

本市の対策といたしましては、患者数の増加等に適切に対応ができるよう、地域医療体制の確保・推進を図っていく必要があると認識しております。このため、医療機関との連絡調整でありますとか、PCR検査の実施などを管轄いたします茨木保健所との協議、連携の下、必要な医療物資の確保などの取り組みを進めているところでございます。具体的には、非常時に医療機関などで必要となる医療用マスクやガウン、グローブ、手指消毒剤などについて、取扱業者においても現在も品薄の状態ではありますが、確保に努めており、備蓄の充実を

図っているところでございます。

また、感染防止の観点から、公共施設において利用人数の制限でありますとか消毒の徹底などを推進するとともに、災害発生時を想定した避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの取りまとめを行っているところでございます。併せまして、市民の皆様がイベントや集会に参加される際などにおける感染拡大防止のための基本事項を取りまとめ、ホームページなどで周知し、注意喚起に取り組んでいるところでございます。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

全国の様々な自治体でドライブスルーでのPCR検査が行われております。第2波の流行が風邪の流行する季節と重なると、発熱が何に起因するものなのか、この春よりも混乱を招くことも容易に考えられます。そのような推測ができる中で、現状、ドライブスルーPCR検査の積極的な導入に動きがないことは非常に残念に思います。保健所がない自治体も医師会との連携の中でPCR検査を開始しております。先ほどのご答弁で、医療機関、茨木保健所と調整中であるということが分かりましたので、市民の皆さんが安心して生活できるように、しっかりとした仕組みづくり、取り組みを行っていただくことを要望します。

この質問は以上です。

次に、災害についての対策でございます。

コロナ禍において地震や洪水などの災害が発生した場合、3密を避けた避難所運営ができるのか、また、感染症対策はどのように考えているのか、お聞かせください。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

震災や水害など災害の種類によって対応は異なりますが、震災につきましても、想定される避難者約1万1,000人に対し、30か所ある避難所で5万平米以上の収容面積を有しておりまして、3密を避けるために必要とされる一人当たり4平米を確保することが可能であると考えております。また、協定を締結しております市内の事業所から段ボール製のパーティションやベッドが供給されますことから、3密を避けた避難所の運営が可能であると考えております。

一方、水害につきましても、浸水想定区域外にあります市の避難所は3か所しかなく、十分な避難場所の確保が難しい状況にあります。現在、国や大阪府と分散避難についての検討を進めているところですが、市民の皆様には、親戚宅へ避難していただく縁故避難や、車で安全な場所まで避難していただく車中避難など、市の避難所にこだわらない多様な避難行動について検討していただくようお願いしてまいります。

また、感染症対策として、各避難所にマスクや手指消毒剤等を配備いたしますが、不足することも考えられますことから、市民の皆様には、日頃から備蓄をし、避難の際には携行していただくよう啓発してまいります。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

先ほどのご答弁によりまして、マスクや消毒液に関して、市でも配備を行うが、不足する場合も考えられるため、市民の皆さんに日頃からの準備や、避難の際には携行していただくよう啓発するとありましたが、有事の際には自宅からの避難ばかりでないことが簡単に想像できます。現在、水害に関しましては、避難場所も限られ、十

分な避難場所の確保が難しいとのこと、そのような情報を聞くだけでも不安に感じる市民の方は多いであろうかと思えます。しっかりとした準備を行っていただきたいと思います。

また、「各避難所には配布いたしました」と表現されましたが、市民の皆さんには車中避難なども検討していただくのであれば、そのような方に対してのマスクなどの備品の供給はどのようにされるのでしょうか。また、どのようにして供給できたかを確認される予定でしょうか。

先の質問の答弁の中で、避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを作成されるとのことでしたが、避難所外避難者への対応について、鳥飼方面からは高槻市方面への避難も想定できるため、他市との連携が必須になります。誰がどこに避難をしているのかの把握、また、そのような方々に対して必要な備品が行き渡りようにするなど、避難所だけにとどまることのない市民への対応を検討していただきますよう要望いたします。

この質問は以上でございます。

次に、学校教育についてでございます。

夏季休暇と冬季休暇を短縮するとのことですが、詰め込み過ぎによる子どもたちのやる気の減少、疲れも心配されます。学校ごとに目配りをしっかりし、その辺りの対応をマニュアル化していただきますよう要望いたします。

臨時休業中の子どもたちの生活に関するアンケート調査を実施したとのことですが、アンケート調査の結果を踏まえ、どのような課題があったと捉えているのか、また、どのような対応を考えているのか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 臨時休業中の児童・生徒アンケート調査の結果についてでございますが、特に課題として捉えている内容が2点ございます。

まず、学習時間に差があることでございます。「毎日2時間以上学習した」と答えた小学生は22%、中学生は31%となっております。一方で、「学習時間が1時間未満」と答えた小・中学生は、ともに25%という結果でございます。このような学習内容が不十分な児童・生徒に対しては、今後、学習サポーター等の支援人材も活用しながら補習体制を整え、学力保障に取り組んでまいります。

次の課題でございますが、スマホ、タブレットの利用時間が長時間になっているということでございます。1日4時間以上の利用者が、小学生は16%、中学生は37%となっております。臨時休業中にSNS等によるいじめの報告は受けておりませんが、学校が課題を共有し、細心の注意を払いながら見守るよう指導してまいります。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

今後起こり得る第2波が来た場合、再度休校になることも想定されます。そういった場合、ICT機器の活用が見込まれますが、対応はどこまで進んでいるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 第2波により再度学校が臨時休業となった場合、学力保障の観点からICT機器の活用が求められます。現在、一人1台のタブレット端末の配備を進めるとともに、学校や家庭でのインターネット環境の整備のためのルーター等の貸出しについても検討を行っております。さらに、

効果的にICT機器を活用できるよう、職員の研修についても準備を進めているところでございます。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

ICT環境を整備するに当たっての課題について、何が課題と捉えているのか、お考えをお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 課題についてでございますが、家庭によってインターネット環境に差異があることが課題として捉えております。各家庭にWi-Fi等の通信環境があるかだけでなく、動画視聴や学習課題のダウンロードを行うための通信費の負担等についても支援が必要であると考えております。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

ご答弁にあったような課題解決のための取り組みについて、どのように市としてお考えなのか、お答えください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 今後の取り組みでございますが、現在、通信環境のない家庭に対するモバイルルーターを購入するための予算を上げさせていただいているところでございます。また、通信費の補助についても制度設計を検討しており、第2波、第3波が来る可能性も想定し、一日でも早く環境を整えることができるよう努めてまいります。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。今回のコロナ禍によってICT教育の重要性が上がってきた一方で、ICT環境への整備に関してはたくさんの課題があることが分かりました。一日でも早い環境整備をしていただきますようお願いいたします。

以上でこの質問を終わります。

○村上英明議長 暫時休憩します。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時21分 再開)

○村上英明議長 休憩前に引き続き再開します。

香川議員。

○香川良平議員 それでは、休憩前に引き続き質問させていただきます。

阪急正雀駅前道路整備の今後の取り組みについてでございます。

1回目のご答弁をいただいて、予定している区域内に摂津市所有の自転車駐車がございまして、この事業を少しでも早く進めるために、自転車駐車を道路用地として改良するべきであるとは私には考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 阪急正雀駅前道路整備の今後の取り組みについてお答えいたします。

議員がご指摘の自転車駐車場につきましては、既に摂津市の所有地であり、本事業の歩道として整備を予定する箇所でございます。先にお答えいたしました用地取得の状況を鑑み、今後の残り区間全ての用地取得を一気に進める予定としておりまして、一日も早い完成を目指し、残り区間全ての歩道整備を実施してまいります。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

部長の先ほどのご答弁から、私は、今の段階では自転車駐車場用地をセットバックする予定はないと認識いたしました。部長は、この自転車駐車場は既に市の所有地であり、本事業の歩道として整備を予定する箇所であるとおっしゃったにもかかわらず、一足先に整備に取りかからない理由が

どこにあるのか、私には疑問しか残りません。

阪急正雀駅前の自転車駐車場に関しては、正雀駅南第2駐車場に一時利用があり、利用状況といたしましては余裕があると認識しております。市の事業を完成させるために、駅前の一等地から皆さんに立ち退きを依頼する立場であるにもかかわらず、市の所有地に関しては手をつけず、市では、本当に市民の皆さんの安全と安心を守る歩道ができるのか、この事業が成功するのか、不安と疑問を感じるという声もあります。残り区間の買収を一気に進める予定であるならば、その気概と真剣さをまずは市民の皆さんに示すべく、市の自転車駐車場を直ちにセットバックすることが必要ではないでしょうか。再検討していただくことを求め、この質問を終わります。

次に、鳥飼地域の活性化についてでございます。

淀川河川公園で毎年行われている淀川わいわいガヤガヤ祭というイベントがあります。地域の団体や市民が主体となった手作りのイベントです。回を重ねるごとに規模も大きくなり、昨年の来場者数は約6,500人で、そのうち鳥飼地域からの来場者は6割の約4,000人とのことです。まさに鳥飼地域の活性化に寄与しているイベントと言えます。

そんな淀川わいわいガヤガヤ祭ですが、ランドデザインにおいての位置付けを市としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 淀川わいわいガヤガヤ祭につきましては、市民が主体的に取り組む鳥飼地域の活性化に資するイベントであり、淀川河川敷公園という本市の代表的な

場所としてのブランドを活用した魅力発信イベントとして非常に意義のあるものと認識をしております。

グランドデザインにつきましては、鳥飼地域の課題等の解決に向け、具体的な取り組みを進めるものであり、当該イベントをグランドデザインに直接位置付けることは考えておりませんが、鳥飼地域の活性化に資することは間違いなく、シティプロモーションの観点もあることから、教育委員会とも連携して、その動向については注視をしております。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

次に、教育次長にお聞きします。淀川わいわいガヤガヤ祭は、生涯学習課が窓口となり、会議から始まり、祭り当日はもちろんのこと、事前準備や祭り後の片づけにも職員を派遣していただいていると聞いております。担当課として、淀川わいわいガヤガヤ祭をどのように思っているのか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 淀川わいわいガヤガヤ祭についてのご質問にお答えいたします。

せつつ生涯学習大学から発展しました摂津市まちづくり研究室のメンバーが企画し、鳥飼地区自治会をはじめ、PTAなどが主体となる市民手作りのイベントである淀川わいわいガヤガヤ祭は、平成24年6月に第1回が開催され、現在に至っております。祭りのコンセプトは、自然環境との調和と、鳥飼地区の活性化につながる「まち育て」という発想で取り組まれております。しかし、近年、祭りを担うマンパワー不足や、賛助金が思うように集まらない等、課題が多いと聞いております。本市といたしましても、今後とも市民の自発的な

手作りイベントが持続可能となるよう支援してまいります。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。今の教育次長のご答弁で、持続できるように支援していくとのことでした。

この淀川わいわいガヤガヤ祭は、やりくりが大変だということなんですけど、結局何が言いたいかと申しますと、こういった市民主体のイベントを続けていってほしいと思っているわけでございます。継続するための支援を市がしていく必要があると私は思います。

最後に、市長にお聞きします。この淀川わいわいガヤガヤ祭を支援していくことに対して、市長のお考えをお聞かせください。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 淀川わいわいガヤガヤ祭等についての質問でございますけれども、その前に、摂津市の面積は15平方キロメートル未満とよく言えますけれども、平らなところで、山も谷もございませんで、お互いに顔の見えるまちなんですね。これをコンパクトなまちというんですけれども。そこで何が起きているかといいますと、地域の手作り文化が公民館等々で結構活発に取り組まれています。それが、またこれも摂津市ならではの独特のコミュニティをつくっているんですけれども、総称してといいますか、生涯学習のまちづくりと言っていると思いますね。いつでもどこでも誰でも気軽に集って楽しく学べるまちづくりですけども、我々行政は場所を提供しますね。公民館を造ったりとか、そういった環境づくりをやるんですけれども、環境をつくって、いろんな制度をつくって人が寄ってきても、コーディネートするといいますか、

指導する人がいないとなかなか育たない
んですね。そこで考えたのがせつつ生涯学
習大学なんです。せつつ生涯学習大学で
学んだ皆さんが、それぞれ公民館とかいろ
んなところでリーダーとなって活躍してい
ただいておる、そういう現状がございま
すが、そのせつつ生涯学習大学を卒業され
た方がまさに手作りで民間だけで立ち上げ
られたのが、この淀川わいわいガヤガヤ祭
なんです。そういう意味では、このお祭り
は非常に意味があり、私は思いもありま
す。そして、摂津市の特徴は、ソフトの面
では母なる川淀川、これを抜いて語れない
んです。そういう意味では、淀川をテー
マにしたこの淀川わいわいガヤガヤ祭を何
としても続けていかないかん、続けてい
ってほしいと私は思います。そういう意味
では、任せとくからやっというえなとい
うことではいけないと思います。我々行政
も、ルールの中において、できるだけの支
援等々も考えていかないかんと思ってお
ります。

○村上英明議長 香川議員。

○香川良平議員 市長、ありがとうございました。
先ほどの市長のご答弁から、支援も考
えていくということで認識いたしました。

市民手作りのイベントとしてスタートし
た淀川わいわいガヤガヤ祭ですが、年々市
民の関心も高まり、規模は大きくなって
おります。この状況を鑑み、今後は市に移
管することも含め検討していただくとも
に、資金繰りについては非常に厳しい状
況でありますので、早急に具体的な支援策
をぜひお示しいただくことを要望いたし
ます。

なお、この質問に関しましては、継続的
に行ってまいりますので、具体的な支援策

の検討を強くお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。あり
がとうございました。

○村上英明議長 香川議員の質問が終わり
ました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従い、一般
質問をいたします。

1点目、学校のICT機器活用につ
いて。

少し重複しますが、ご了承ください。

本市のGIGAスクール構想に係る環境
整備や機器導入スケジュールについてお伺
いをいたします。

次に、2点目、本市のデジタル化の推
進状況及びコロナ禍においての各種業務の
影響についてお聞かせください。

次に、3点目、高齢者の健康づくりにつ
いて。

本市では、健康寿命延伸を市の取り組み
目標に掲げ、特に高齢者の健康に関し、
様々な取り組みを積極的に展開してまい
りました。しかしながら、新型コロナウイルス
感染防止のために、つどい場やふれあい
リハサロン等に参加していた高齢者が、
外出自粛要請で体力低下や介護度の悪
化が心配されますが、現状をどのように
認識しておられるのか、お伺いをいた
します。

続いて、4点目の死亡届受理後の手
続き支援について。

配偶者や親等の家族が亡くなられた
後、悲しみも十分に癒やされない中
にあって、親族が行う手続きは多岐
にわたります。そのような中で、何
をどのようにしたらいいのか困って
おられる方の声を耳にすることが
あります。ここで、本市における死
亡に関する届出の現状と現在の課題
についてお聞

かせください。

1 回目は以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 G I G A スクール構想に係る環境整備や機器導入スケジュールについてお答えいたします。

これまで、校内ネットワーク環境は令和2年度中に整備し、児童・生徒一人1台のタブレット端末の配備は令和3年度から令和5年度の期間で配備する予定でございました。しかし、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、第2波、第3波に備え、国の補正予算を活用し、タブレット端末もネットワークと同時に令和2年度中に整備してまいります。

タブレット端末導入のスケジュールについては、9月末までに、まず小学6年生、中学3年生の児童・生徒の端末を優先的に導入し、その後、10月末までに残りの全児童・生徒に配備する方向で考えております。

また、教育センターの整備については、9月末までに完了予定でございます。教室と同様の環境の下で模擬授業が実施できるよう整備していきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、ICT教育を推進し、児童・生徒の学習保障に努めてまいります。

○村上英明議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 本市におけるデジタル化の推進状況及びコロナ禍の業務への影響についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市におけるデジタル化の推進につきましては、行政サービスのオンライン化により、市民が時間や場所を問

わずインターネットを利用して、公共施設の予約や市税の申請に利用いただいているところがございます。また、マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付や、マイナポータルでのぴったりサービスから電子申請が行えるようになっております。

また、ペーパーレス化につきましては、庁内での企画調整会議は、職員がパソコンを持参することで資料の配付を廃止しております。また、パソコンのグループウェアに議案関係資料や業務マニュアルなどを保管することで、必要な箇所だけを紙に打ち出す運用を取っております。

2点目の新型コロナウイルス感染症影響下での業務に関しましては、社会全体に仕事のやり方、働き方の変革が求められました。コロナ禍では、3密を避けるため、集合体での会議、研修等の多くが開催できなくなったことから、ウェブ会議やリモートワークでのeラーニング等につきまして、試行的に実施したところがございます。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 コロナ禍の長引く自粛生活での高齢者の健康への影響と健康づくりについてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、つどい場や校区等福祉委員会が中心となって実施しておりますふれあいサロン、ふれあいリハサロンなどが中止を余儀なくされております。こうした急激な生活の変化は、高齢者の心身機能の低下を招き、転倒や骨折のリスクを高め、要介護状態や認知症状が悪化しやすくなると言われております。

なお、65歳以上の高齢者を対象とした

国立長寿医療研究センターの調査では、感染拡大の前後で身体活動時間が約3割減少したとの報告もあり、大きな課題だと認識いたしております。

今後は、感染予防と高齢者の健康づくりのバランスを適正に保つことが重要だと考えております。

○村上英明議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 本市における死亡届の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

本市の昨年度の死亡届受付件数は703件でございました。死亡届受付の際には、葬儀業者などを介しまして、世帯主変更や国民健康保険証の手続など、今後必要になってくる14項目にわたる主な手続についてのお知らせ文書をご遺族の方に配布いただき、事前に周知を図るようお願いしているところでございます。

死亡に関する手続全般のご案内につきましては、必要な窓口への誘導も含めて、現状、おおむね行っているところでございますが、繁忙期など届出の時期や手続の種類によっては、受付、担当課において長らくお待ちいただくことがあり、全ての手続を終えるためには相当の時間を要する場合があります。という課題があると認識しております。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これよりは一問一答にて質問いたします。

1点目の学校のICT機器活用について。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国から教育現場でのICT化に大きな予算がつけました。本市においては、10月末までに全ての児童・生徒にタブレット

端末を導入されます点、高く評価いたしたいと思っております。

また、予算執行によっては、従来の一括地方債払いではなく、5年間のリース契約での執行と伺っています。経費の平準化により、リプレース時期の対応についても円滑な更新が可能で、安定した運用が見込まれます。過去の本会議でも、ICT機器をリース契約することで潤沢な更新を要望してまいりましたが、これも実現できました点、併せて評価をいたします。

また、教育センターのICT研修環境も9月末までには整備されるとのことで、教員の皆さんが、本市の学力向上のために、さらに尽力されますことを期待いたします。

さらに、小学校では、タッチパネル式大型表示器をこのたび導入予定されている点も伺っています。今までの表示器では小さく、後ろのほうではよく見えないとの課題がありましたが、それも解消され、より分かりやすい授業へとつながる面も非常に期待が持てます。

さて、ハード面の整備状況については理解ができましたが、実際に授業で使用する支援ソフトはどのようなものを導入予定であるのか、考えをお伺いいたします。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 ICT機器をより効果的に活用していくためには、授業支援ソフトは必須であると考えております。導入予定の授業支援ソフトには、授業の中で学習内容を分かりやすく説明する視覚支援機能や、子どもたち同士の意見や考えを共有する共同学習機能、学習履歴から不得意な部分をAIが判定し、個別問題を自動で出題するドリル学習機能がございます。

このように、ふだんの授業等を家庭学習

で、一人1台のタブレット端末を配備することのメリットを最大限に生かし、児童・生徒の学力向上を推進してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 授業支援ソフトの導入についても十分に配慮されている点がよく理解できました。

私が今まで教育現場で全ての児童・生徒にICT機器の導入を推進してきた理由として、一つ目は個別学習に適しているという点です。今回、AIが子どもの学習進度により適切な個別問題を出題できる機能があると伺いました。いわゆるつまづきを克服できるすばらしい機能だと思います。授業についていけないことが原因による不登校を少しでも支援できるものと考えます。

推進の理由の二つ目としては、教員の負担軽減です。授業の準備に関する負担を軽減し、より分かりやすい魅力のある授業へとつながる点です。学習進度の異なる複数の児童・生徒に向けて、有効なツールとして活用していただきたいと思います。

さて、10月末には全ての児童・生徒にタブレット端末が行き渡ると伺いました。教員としてのICT機器の活用能力も問われることとなりますが、その点についての考えをお聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 教員のICT機器活用能力を向上させるための一歩として、ICT推進リーダー教員を3名程度任命し、先行的にICTを活用した授業実践を行います。授業実践を蓄積し、集約した課題や活用方法を基に、研究授業や教育センターでの模擬授業を設定し、周知を図り、ICT機器活用能力の高い教員を養成してまいります。今後、段階的にICT推進リーダーを

養成し、各校で校内研修を実施するなど、教職員のICT機器活用能力の向上に努めてまいります。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ICT機器の活用能力向上について、ICT推進リーダー教員の任命について答弁をいただきました。

一方で、ICT推進リーダー教員が負担にならないか、少し心配なところです。教員としてベースとなる業務にしっかり配慮をお願いしたいと思います。

また、教育センターに集い、学ぶことも大切だと思いますが、コロナ禍である意味定着が進んだオンライン会議ができる体制も整備し、効率的な取り組みとしていただきたいことを要望いたします。

ハード面での整備やリーダーの育成が今後進んでいくことと思いますが、ICT機器の活用に関して不安を持っている教員もおられるかもしれません。そのような教員に対する支援はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 ICT機器に不慣れな教員支援も考慮し、市内に三、四名程度のICT支援員を配置したいと考えております。ICT支援員が月に2日ずつ各校を訪問し、授業中の機器操作やICTを活用した指導案、教材作成の支援などを行う予定にいたしております。特に、ICT機器の活用不安を感じている教員に対して、放課後などに簡単な研修会の実施や疑問点の相談に応じるなど、教員の不安解消に努めてまいります。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ICT支援員を配置される点、教員の皆さんには心強い取り組みであると思います。現在、指導主事はその役割

を担っている旨をお伺いしておりますが、ぜひとも、ICT支援員の配置により、指導主事としての本来の役割を十分に発揮できるように進めていただきたいと思います。

さて、ハード面でのサポートについてです。タブレット端末の導入台数は大幅にふえ、一斉に稼働することになります。予想されるトラブルとしては、電源が入らない、途中で電池が切れてしまった、落下により壊してしまった、思った画面が出てこないなど、様々なことがあろうかと思えます。10月末までに全ての児童・生徒に端末が行き渡る点は大変いいことだと思いますが、教室で機器のトラブルにより授業が思うように進まなくなってしまうと大変なことになってしまいます。迅速な導入も求められますが、全ての機器の導入を行う前に、小単位での試験稼働を十分に行い、たとえばスケジュールが少し遅れたとしても、様々なトラブルのケースワークを重ねることや、先進事例から学ぶ機会を設けるなど、事前の準備をしっかりと行った上で進めていただきたいと思います。

また、現在の予定では、市内で三、四名のICT支援員でサポートに当たる予定になっていますが、本当にその体制で十分であるのか、お伺いをいたします。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 タブレット端末は、9月以降順次配備され、最終的には約6,500台を配備する予定でございます。これは、これまでのタブレット端末の約10倍となるため、トラブル対応もそれ相応多くなっていくことが考えられるところでございます。

ICT支援員については、今後のGIGAスクールの実施状況を踏まえて増員等を検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 端末の台数として、約10倍の6,500台。ものすごい台数です。市の職員の約600名でも、現在、情報政策課として対応に備えています。そういう意味から考えると、各校1名のICT支援員の配置を行わないと対応できないのではないかと非常に心配です。

また、現在、学校再開に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のために総動員で取り組まれています。いわゆる猫の手も借りたいというのが学校現場の声です。したがって、コロナ禍におけるスクールサポーターの緊急増員と併せ、ぜひとも、タブレット端末が全稼働する前に、もう一度ICT支援員の拡充を検討し、備えていただきますことを強く要望いたします。

次に、2点目、本市のデジタル化推進については、公共施設の予約や各種証明書のコンビニ交付などについては利便性の向上が得られたものと評価をいたします。しかしながら、児童手当の現況届や住民税に関する所得申告など、まだまだ電子申請を望む声も多く聞きます。ぜひとも早期にマイナポータルを活用した利便性の向上を要望したいと思います。

一方、ペーパーレス化については、各課も工夫と努力で大きく推進されていると感じます。あとは、ノートパソコンが常勤以外の方にも必要数用意されていて、円滑な作業ができているのかどうか、点検と整備を要望したいと思います。

次に、コロナ禍における業務に関して、世界的には、外出自粛の中、仕事を続けていくために、可能な分野ではリモートワークなどネット環境を活用した新たな業務スタイルが展開されました。本市の行政業務においてはどうだったのでしょうか。職員

の皆さんも、電車などの通勤が不安で、在宅で業務が遂行できる体制が望まれたのではないかと思います。庁内でも、各課の業務内容が異なるために、一様にテレワークを推進するのは難しいかもしれませんが、職員の健康を守るためにも、ハードウェアやシステム環境の整備が迅速に整うよう要望いたします。

さて、今後のデジタル社会の対応について、国において、公明党は、デジタル社会推進本部や地方自治デジタル化推進委員会を立ち上げ、新型コロナウイルスの感染拡大という経験を踏まえた新たな社会像を示す政策提言へ議論を開始いたしました。本市における今後のデジタル社会に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 今後のデジタル社会の実現に向けての取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

生産年齢人口の減少やSociety 5.0の推進を背景に、行政事務の効率化を進めるため、国のスマート自治体研究会におきましては、地方自治体における業務プロセス、システムの標準化、及びAI、ロボティクスの活用に関する議論がなされております。この報告の中で、行政手続を紙から電子へと移行することが行政効率化の前提であるとされております。

現在、自治体にとりまして、紙媒体で提出されました書類から必要項目を入力するといった作業に時間を要し、大変な事務負担となっております。また、AI、RPA等のICTを活用するためには、データが入口から電子データで入ってくるということが重要であると言われております。本市では、今年度、RPAの導入を進めてまいります。並行して申請業務におけるタブ

レット入力の実証実験を実施したいと考えております。

デジタル手続法の施行や今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、行政手続の非対面化、デジタル化の必要性がどんどん増しております。今後、大阪府や他市の動向も注視しつつ、行政手続等の利便性の向上、また、行政運営の簡素化、効率化を図るため、行政のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 本市においてもAI、RPAの導入が始まり、試験運用が進んでいることと思います。間違いのない安全機能、フェイルセーフの体制と併せて、効率化に期待をいたします。

また、窓口業務のタブレット導入の実証試験を実施されるようですが、基本的な業務の内容に職員が十分精通し、先ほどの答弁で総務部長もおっしゃっていましたが、仮に不適切な数字が表示された場合に、入力した値に誤りがないか、おかしくないかとぴんとくる感性を持ち、対応できる業務能力も併せて兼ね備えた上での推進をお願いしたいと思います。

さらに、行政分野においては、個人情報観の観点も含めて総合的に検討し、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成や、テレワークの普及に伴う新たな働き方についても、各現場の視点を十分に検証しながら、先例をつくるような本市行政のさらなるデジタル化推進を強く要望いたします。

次に、3点目、高齢者の健康づくりについて。

市内の病院に勤める看護師から次のような要望がありました。転倒して来院される方がふえてきたこと、そして、そのうち、顔にけがを負っている方が多いため、コロ

ナ禍における運動不足が原因となって手足の動きが鈍くなっているのではないか、市でも高齢者の運動機能低下を防止する働きかけをしてほしいとの内容でした。既に関係各部署において様々な取り組みを進めておられることと思いますが、体力のみならず、認知症状の悪化防止のために、今後の高齢者の健康づくりについてのお考えをお聞かせください。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 まず、現状の高齢者の健康づくりの取り組みについてお答えいたします。

フレイル予防としての取り組みといたしましては、ふれあいサロン、リハサロンやつどい場に参加されていた高齢者のうち、体力低下が心配される方につきまして、保健センターのリハビリテーション専門職が校区等福祉委員やつどい場運営団体スタッフとともに訪問し、日本老年医学会作成のチラシ及び保健センター作成のチラシの配布を行うとともに、体操のアドバイスを行っております。

要支援・要介護認定者の方につきましては、せつつ医療・介護つながりネットにチラシを掲載し、ケアマネジャー等が要支援・要介護認定者の方へ周知を行っております。

全体的な周知につきましては、チラシを各自治会において回覧していただくとともに、202か所の市内掲示板に掲示いたしました。

また、認知症予防としての取り組みといたしましては、脳を鍛えるせつつはつらつ脳トレ体操のDVDの無料配布において、摂津みんなで体操四部作のDVDとともに郵送対応を行っております。

次に、今後の高齢者の健康づくりの取り

組みでございますが、街かどデイハウス及びつどい場において、再開に向けたマニュアルに基づき、十分な感染予防策が整ったところから順次再開しております。再開するまでの間はリハビリテーション専門職等の訪問を継続してまいります。

さらに、要介護者の割合が高くなると言われている75歳に到達する方々のフレイル予防のため、ライフサポーターが順次訪問し、チラシの配布を行ってまいります。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 フレイル予防の取り組みとして、コロナ禍の大変な中、保健センターや校区の福祉委員及びつどい場のスタッフの皆さんなど、訪問型の対応をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。さらに、ケアマネジャーをはじめとして、デイサービスのスタッフ、そして自治会の皆様方など、重ねて御礼を申し上げます。

今後の取り組みとして、つどい場やリハサロンの再開に向けて進められていると考えますが、新型コロナウイルス感染症流行以前と同じような運営は難しいものと思います。現場からは、ソーシャルディスタンスをどのように確保していけばいいのか、また、消毒液の確保など、アドバイスをいただきたいとお声をいただいております。どうか運営に当たる皆さんの意見をよく聴いていただいて十分な対応をお願いいたします。

高齢者の皆さんは、外に出るリスクと家に籠もるリスクのどちらを取るべきか悩んでおられます。少しでも安心して外に出ただけのように、市としてもさらに手を尽くしていただきますことを要望いたします。

また、コロナ禍における今年度の健幸マ

イレージの獲得ポイントの見直しも併せて要望をいたします。

次に、4点目の死亡届受理後の手続き支援について。

現在では、14項目にわたる主な手続きを記したお知らせ文書をお渡ししている旨、確認ができました。遺族の方が来庁される際に必要な持ち物などをあらかじめご準備いただけると、忙しい中、来られる回数も減らすことができるのではないかと思います。市として、さらに手厚い手続き支援はできないものかと思いますが、考えをお聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 死亡に伴う手続きにつきましては、それぞれの方のご事情によりまして必要な手続きは異なりますが、身近な方が亡くなられたということもございまして、ご遺族のご負担は大きいものと認識しております。窓口サービスの利便性のより一層の向上を図っていくために、遺族の煩雑な死亡後の手続きを少しでも軽減し、各窓口での手続き内容や必要書類を事前にお知らせしてご準備いただけるような案内文書を充実させることは、有効な取り組みであると認識しております。今後、先進市での取り組みなどを調査・研究いたしまして、より分かりやすい手続きのご案内ができるリーフレットの作成や、お待ちいただく時間の短縮を図れるよう検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 水谷議員。

○水谷毅議員 遺族の方々ができるだけ負担を感じないような対応を、関係各課と連携し、お願いしたいと思います。

高齢化に伴い、窓口に来られる方の年齢も上がってきています。可能であれば、専用の窓口対応や、場合によってはレターパ

ックなどを提供し、郵送手続きについても今後の課題として検討していただきたいと思っております。

また、身内がない方の場合はどのようにするのか、及び、いわゆる終活は何から始めたらいいのかなどの相談もあります。そういった相談に対応できるような窓口の設置などを今後もしっかりと市のほうで検討していただきますことを要望いたしまして質問を終わります。

○村上英明議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 それでは、最初に、JR千里丘駅西地区まちづくりについてお尋ねします。

これからは、次の行政手続である事業計画決定に向けて動き出します。これまで私は、再開発事業の構造的な問題、区域内の土地、建物についての権利を再開発ビル等に置き換え、再開発の大半のビル床（保留床）を売却処分することで民間企業が莫大な利益を得ることになる、その一方で、地元地権者は振り回され、弱小の地元地権者は転出する道しかなくなるということについて認識をされて取り組むべきだということを常々申し上げてきました。JR千里丘駅東口側の開発でもそうでしたが、人の権利に関わる仕事は大変だということは重々承知していますが、ぜひこの構造的問題に真正面から取り組んでいただきたい。

そこで、4点伺います。一つは、今年度の取り組みを含め、権利変換計画認可までの流れについて、二つ目に、これから従前の資産評価について仮算定の作業が始まりますが、示されている約172億円の資金計画と従前評価について、三つ目に、情報

公開と市民意見を受け止める方法について、四つ目には、地元周辺商店との協議について、お尋ねをいたします。

二つ目に、摂津市独自の新型コロナウイルス感染症対策の到達と今後の課題についてです。

今回の第2回定例会には、私ども日本共産党議員団として第3次にわたり要望をさせていただいた内容も多く含まれており、評価したいと思います。その上で、これまでの第3弾までの市独自対策を検証し、今後に生かすべきであります。

そこで、第2回臨時会でも議論しましたが、未曾有の影響を受けている事態の中で、財政規模に対する考え方はこれでいいのか、これが第1点。

二つ目は、この間打ち出されている対策で、緊急小口資金をはじめ、総合支援資金、市独自の小規模事業者への激励金等々、国をはじめ、大阪府、本市のそれぞれの新型コロナウイルス感染症対策の利用状況について。

三つ目に、今後についてはいろんな課題がありますが、一つの問題として、各地で広がっている今年度の出産予定者に対する10万円の給付について、本市でもぜひ実施していただきたいと考えますが、以上3点についてお聞きします。

三つ目に、新型コロナウイルス感染症蔓延下における自然災害時への対応についてです。

先ほどもいろんな角度から議論されましたが、改めてお尋ねさせていただきます。

国も大阪府も、コロナ禍の中でもし大規模災害が発生した場合の避難所運営に関する通知や指針が出される中で、本市においても、避難所運営の在り方、避難の在り方をはじめ、自然災害に対するこれまでま

めてきた地域防災計画の見直しにも言及されました。新型コロナウイルス感染症蔓延下において大規模災害が起こった場合、自宅待機者や濃厚接触者の避難先確保、感染を恐れて避難所に避難しない方への支援、避難所における3密対策や、避難所でせきや発熱が出た場合の専用スペース確保など、多岐にわたる課題が想定されます。

先ほども議論されましたが、先日、新型コロナウイルス感染拡大下での避難行動アンケートの調査結果を受けて、今後の方針として、垂直避難のリスク啓発、垂直避難に代わる避難行動の検討、さらなる避難場所の確保について言及し、摂津市オリジナルセパレート避難メソッドの検討を進めていくとまとめています。この4月からも、防災危機管理課として新たな体制が動き出しました。本市としての取り組み方についてお聞きいたします。

四つ目に、高齢者や交通弱者の皆さんが行動しやすい環境整備についてです。

市内路線バスを補完し、市民の足を確保する取り組みとして、鳥飼地域を中心とする公共施設巡回バスと市内循環バスの運行に取り組んでこられました。その中で、台数の増加、バス停の増設や運行経路の見直し等々を実施されてきました。そうしたこれまでの取り組みを土台に、これからの高齢化社会の進行の中で、全国各地で実施されている様々な住民のお出かけ支援、行動する権利を拡大する取り組みを参考に、本市においても、高齢者及び交通弱者の皆さんの行動する権利、自由に市内どこにでも行ける環境整備という福祉の視点での見直しが必要ではないでしょうか。これまでのセッピー号と市内循環バスの取り組みの経過と福祉の観点での考え方についてお尋ねをいたします。

5点目、市道千里丘三島線の拡幅整備についてです。

ようやく千里丘駅南交差点の改良工事に向けて当該ビルの解体が始まりました。この間、関係地権者の説明、現場立会い等々が進められてきました。

そこで、一つは、完成予定は令和5年度ですが、少しでも早くできないか、二つ目に、交差点改良と、市道千里丘三島線における南進の大型車規制解除、香露園1号線への大型車規制などについての考え方と、摂津警察署への働きかけについてお聞きします。

以上、1回目、終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 まず、JR千里丘駅西地区まちづくりについてのご質問にお答えいたします。

千里丘駅西地区市街地再開発事業は、本年2月25日に都市計画決定いたしました。その際、同計画案に対しまして市民からいただいたご意見を都市計画審議会に提出した上、ご審議いただき、そのご意見を踏まえまして決定に至ったものでございます。

今年度は、現地測量や地権者の資産評価などを進め、事業化に向けた事業計画を検討してまいります。その後、事業計画及び権利変換計画の大阪府知事の認可といった手続を経て、地権者及び借家人の方々へは、国の定める基準に基づき評価しました移転に伴う損失補償を行い、土地や建物などを明け渡していただくこととなります。

事業着手判断となる事業計画の決定に向けて、本市の顔となる拠点形成に必要な機能、市場性、地域ニーズを踏まえます

とともに、事業の実現性や採算性などを検証してまいります。その際には、事業協力者のノウハウを活用し、周辺商店とともに繁栄できるような内容、機能、運営等について検討し、商業・業務施設の規模を決定してまいります。

また、事業計画の認可手続におきまして、地権者及び借家人の方をはじめ、市民の皆様にご意見を伺う機会を設けることとしております。

続きまして、高齢者や弱者が行動しやすい環境整備のうち、市内で運行しますバスに対する本市の取り組みと利用状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では、市内循環バスとセッピー号の運行に対する支援を実施しております。

市内循環バスは、平成27年3月には、十三高槻線の供用に合わせまして、バス停の新設や阪急正雀駅方面の路線延長を行うなどの改善を図りました。利用状況につきましては、令和元年度の利用客数は、平成27年度より1,400名増加し、約1万6,600名となっております。

セッピー号は、鳥飼地域を中心に路線バスを補完する運行を実施しており、これまでに、バス停の新設やスポーツ広場への路線延伸、平成30年10月からは2台運行とするなど、改善を図ってきております。令和元年度の利用状況につきましては、平成30年度と比較しますと約1.5倍増の2万2,500名で、その6割の方が65歳以上の高齢者のご利用となっております。

そのほか、高齢者へのお出かけ支援といたしまして、タクシーや大阪モノレールの乗車割引をはじめとした特典が受けられます高齢者運転免許自主返納サポート制度を大阪府が実施されており、また、所有者の

引き取りがない放置自転車の無償譲渡を行う人生100年ドライブを本市が取り組んでおります。

続きまして、市道千里丘三島線の拡幅整備についてのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、平成28年度から事業を開始し、前年度から現時点までの期間において、全事業用地面積の約6割を取得し、進捗を図っております。今後におきましても、残る各地権者との交渉を行い、令和5年度の完成に向けて取り組んでまいります。

また、千里丘駅南交差点角地を一部歩道として、横断歩道付近における歩行者等の安全確保を図るため、今年度中の暫定開放を予定しております。

交通規制に関しましては、本事業の完成に合わせた千里丘交差点から千里丘ガードへの大型車両規制解除と香露園1号線の大型車両流入を防止するための規制について、摂津警察へ申し入れてまいります。

○村上英明議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 新型コロナウイルス感染症対策における本市財政負担額及び財政面としての考え方につきましてのご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策におけるこれまでの本市独自施策としての財政負担額といたしましては、補正予算第1号から第3号に、今回上程しております検体採取補助事業や子育て世帯応援商品券発行事業などの補正予算第4号を加えますと、歳出におきましては10億315万5,000円となっております。

一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1次配分額や指定寄

附金などによる歳入は1億8,130万8,000円でありますことから、歳出から歳入を引いた現在での本市負担額は8億2,184万7,000円となっております。負担額としては大きな金額となりますが、今般の厳しい状況下におきましては、日々の生活に困っている方々への支援、市民生活を支える医療機関等への支援でありますことから、必要な経費であると考えてございます。

以上です。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 緊急小口資金と総合支援資金の相談及び申請状況についてのご質問にお答えいたします。

実施主体であります摂津市社会福祉協議会に確認しましたところ、令和2年6月24日現在の緊急小口資金の相談件数は1,449件、申請件数は408件でございます。また、総合支援資金の相談件数は369件、申請件数は135件でございます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 住居確保給付金の相談及び申請状況についてのご質問にお答えいたします。

令和2年6月24日現在の住居確保給付金の相談件数は246件、申請件数は64件でございます。

○村上英明議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 産業振興課に関わります各種認定件数、申請の件数でございますが、直近の件数で申し上げますと、セーフティネット保証等の認定件数は876件、創業支援の相談件数は3件、市独自の新型

コロナウイルス感染症対策小規模事業者等
激励金の申請件数は652件でございます。
また、休業要請支援金、大阪府と摂津
市の共同での支援金でございますが、この
件についてのウェブ登録の申請件数は、法
人が54件、個人が300件でございます。

○村上英明議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 今年度の出産予定者
に対し10万円を給付することについて
のご質問にお答えいたします。

国の特別定額給付金の対象基準日につ
きましては、4月27日時点で住民基本台帳
に記載されていることが条件となっている
ため、4月28日以降に出生した場合は当
制度の対象外となります。このことにつ
きまして、独自に出産祝金制度などを設
け、対象期間を拡大して現金を支給する
自治体もございます。しかしながら、ど
のような制度も基準日を定めることは
運用上必要であると考えており、今回
の国制度での対象外についても同様と
考えておりますので、新たに市独自
での制度設計は考えておりません。

○村上英明議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 新型コロナウイルス感
染症蔓延下における災害対応について
お答えをいたします。

本市では、震災時には、市内30か所の
避難所において、3密を避けるために必
要とされる一人当たり4平米の面積を
確保することは可能であると考えてお
ります。しかし、六つの一級河川に
囲まれております本市では、河川の
氾濫時には市域のほとんどが浸水
すると想定されていることから、
十分な避難場所の確保が困難であり
ます。

そこで、少しでも多くの避難場所を
確保するため、市内事業所の皆様を
はじめ、国や大阪府にもご協力をお
願いしているところですが、市民の
皆様には、市指定の避難所以外への
避難について、例えば、親戚や友人
宅への避難や、車で安全な地域へ
避難していただくなど、多様な避難
行動について検討していただくよう
働きかけてまいります。

また、各避難所等の運営に関しま
しては、十分な感染症対策を講じる
ことができるよう、保健福祉部とも
連携して避難所運営マニュアルを
策定してまいります。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目
に入ります。

最初に、JR千里丘駅西口再開発
の問題です。

先ほど申し上げましたけども、再
開発事業の構造的な問題について、
これまでも強調してきました。ぜひ
地元権利者の生活となりわいが成
り立つようにすべきです。そして、
今回は、約60件の借家人の方が
いらっしゃいますので、この対策を
やっていただきたいということで
法的根拠も示してきました。また、
今回の計画では、32階建ての高
層マンションや7,000平方メ
ートルの店舗面積の必要性につ
いても、もっと市民的な議論を行
うべきだということも言ってい
ました。

先日、地元を訪問しますと、家
族の皆さんが体調を崩され、先
のことについては展望がないとお
っしゃっていました。改めて、
地元地権者の今後について、展
望が見い出せるように寄り添って
いただきたいということを強
調しておきたいと思っております。

そこで質問ですが、従前の資
産評価と権利変換についてお聞
きします。答弁があっ

たように、資産評価の計算は国の損失補償基準によって行われますけれども、ぜひ一般の民間の取引価格で計算してほしいということをまず強調したいと思います。同時に、権利変換によって交換する広さについて、例えばマンションを選択した場合に、共用部分と言われるエレベーターや階段は除いて、正真正銘の専有部分の価格で権利交換すべきだと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 国の定めます公共用地の取得に伴う損失補償基準は、事業に必要な土地等の取得に伴う損失の補償基準を定め、事業の円滑な遂行と損失に対する適正かつ公正・公平な補償とすることを目的とした公共事業に適用される統一基準であります。

また、市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的とする事業であり、従前の資産価格は同価格の権利床に置き換え、新たに高度利用により生み出した保留床の売却益で事業を実施するという原則があります。

地権者の方々には、今後とも事業の推進にご理解、ご協力いただけるよう、丁寧に説明してまいります。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 先ほど申し上げた点については、ぜひ検討していただきたい。というのは、その再開発事業によって、参加する民間企業は保留床の処分・活用によって大幅な利益を得ます。そういう点では、保留床の処分価格と、概算ですけれども、事業全体の172億円の資金計画の中でも、ぜひ地元地権者の資産評価を少しでも支援するような形で取り組んでいただきたい。なかなか他市でもやっていない取り組み方であり

ますけれども、摂津方式をつくっていただいて、ぜひ検討していただきたいということを強調しておきます。

次に、情報公開についてです。一定意見を伺う機会を設けると先ほどおっしゃいました。それで、JR西日本とも相談されて、駅の2階の自由通路に情報コーナーを設けていただきたい。そのことによっていろんなご意見を受け付けてほしいと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 事業の計画の認可をはじめとします今後の手続におきまして、地権者及び借家人の方をはじめ、市民の皆様に意見を伺う必要な機会を設けることといたしております。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 市民参加の前提は情報公開であります。駅の2階には広い通路がありますので、ぜひ一度きちっと検討していただきたいということでお願いしておきます。

次に、周辺商店との関係で、ぜひ協議する場を設けて、ともに支え、栄えていくという立場で進めていただきたいと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 事業の着手判断となります事業計画の決定に向けまして、本市の顔となる拠点形成に必要な機能、市場性、地域ニーズを踏まえますとともに、事業の実現性や採算性などを検証してまいります。その際には、事業協力者のノウハウを活用しまして、周辺商店とともに繁栄できるよう、内容、機能、運営等について検討し、施設規模を決定いたします。

また、繰り返しになりますが、事業計画の認可をはじめとする今後の手続におきまして、地権者及び借家人の方をはじめ、市

民の皆様意見に伺う必要な機会を設けることといたしております。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 JR千里丘駅東口の場合は、オープン当時、時代も時代でしたので、数年後にフォルテ摂津がサラ金ビルになるんじゃないかという声が多く出されました。あれから30年たちまして、大きな変化も生まれました。改めて商売は大変だと思っています。ですから、7,000平方メートルの広さがあそこにほんまに必要なかという問題が根本にあるんですよ。近くにたくさんさんの小規模の商店があります。ぜひ、ともに支えていくという姿勢で、そしたら当然協議することが必要になってきますので、取り組んでいただきたいということは申し上げます。

次に、二つ目の問題です。新型コロナウイルス感染症対策の到達と今後の課題についてです。

少し最初に申し上げます。ご承知のとおり、地方自治体の仕事は住民の福祉の向上であります。和歌山県湯浅町の病院で、新型コロナウイルス感染症が発生したことから、医療スタッフや患者や地域の皆さんに対する不安を払拭するために、知事が先頭に立って、国の基準に頼らず徹底的に検査を行いました。その結果、新たな感染者の発生を抑えることに成功いたしました。今、皆さんもご承知のとおり、地方自治体をめぐっては、自治体戦略2040構想なるものがかぶさってきています。国の縛りと、自治体の中ではより市場化を拡大しようという動きが強まっています。やっぱりそれに抗して頑張っていたきたいと。住民福祉の向上の立場から、公衆衛生や福祉や医療にとどまらず、住民の生活全体をぜひ中心にして、新たな地域づくりの方向を

見いだしていただきたいということはまず申し上げておきたいと思います。

その上で、先ほど保健所の問題が話題になりましたけども、今回のコロナ禍で保健所が削減されたことが大きな社会問題になりました。1994年の地域保健法制定などによって全国の保健所は3割減りました。そこに従事される臨床技術検査技師は5割ほど減りました。市長もご存じのとおり、過去、福祉会館が摂津市にありまして、その中に摂津市の保健所がありまして、大きな役割を果たしていただきました。ぜひ、こういう点も含め、地方自治体の現場から国や府に言うべきことを言っていただきたい、この努力をしていただきたいということを申し上げます。

それで、財政の問題です。

前回の第1回、第2回臨時会で、摂津市の財源の正味の持ち出しは2,100万円しかない、せめて財政調整基金の1割を加えて、出発は4億円、5億円にすべきだということを私は申し上げました。今回は、財政調整基金約5億円を活用し、日本共産党が求めてきた水道料金の基本料金の減免や学校給食費の減額などなど、多くの独自対策が取られました。これは素直に評価したいと思っています。

その上で、国との関係で、先ほどご答弁がありましたけども、地方創生臨時交付金が残る3,000億円加わりまして2兆3,000億円あります。単純に計算すれば5億円を超えるんですけども、昨日連絡がありまして、2兆円の分の摂津市の負担分は5億2,713万円という連絡をいただきましたけども、これをどう活用するか、お尋ねしたいと思います。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、野口議員の2回

目のご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の補正予算第1号に計上されました1兆円のうち、7,000億円分が既に各都道府県及び各市町村に配分され、本市も補正予算第4号におきまして1億6,542万4,000円を計上いたしたところでございます。残り3,000億円分に加えまして、国の補正予算第2号で計上されました2兆円を合わせて合計2兆3,000億円の配分でございますが、そのうち2兆円分につきましては、ただいま議員ご紹介のとおり、昨日の6月24日、通知がございまして、本市の交付限度額は、おっしゃったとおり5億2,713万円でございます。

この交付金につきましては、これまで予算に計上しております新型コロナウイルス感染症対策経費への充当も含め、今後必要となる対策経費に充当してまいりたいと考えております。この活用につきましては、今後、その活用策について実施計画を策定し、国に提出することとなっております。

また、我々市財政を担う者としていたしましては、現在の、また、今後のコロナ禍における状況をしっかりと見極めた上で、将来的にも健全な財政状況を維持し、市民の生活の安定を守るとともに、本市の中長期的な財政状況も考慮し、バランスの取れた活用、財政運営を行ってまいりたいと考えてございます。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 部長も最後におっしゃったように、これからいろんな事態が予想されますので、財政の健全化ということだけでなく、まず影響を受けたことについてきちっと財源措置を行っていくんだという立場で

活用されるように求めておきます。

次に、先ほど新型コロナウイルス感染症対策の様々な利用状況についてご答弁いただきました。その中で3点お尋ねしますが、一つは緊急小口資金と総合支援資金の問題です。

ご答弁いただきましたけども、数的に大変な数で、それだけ大変な事態になっていると思っています。そこで、緊急小口資金と総合支援資金については1年以内に償還が始まっていきます。国の通達によって、償還時に、もし生活がしんどくおられて、住民税非課税世帯の場合は償還免除になりますよということがありました。当初は現場がそうっていなかったのだからいろいろ申し上げましたけども、この対応はどうなっているのか、お答えいただきたいと思っております。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 各都道府県の社会福祉協議会が実施しております緊急小口資金と総合支援資金の貸付制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、貸付対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた償還免除の特例が設けられております。今回の特例措置では、新たに、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるかとされております。申込み窓口となっております摂津市社会福祉協議会では、周知用リーフレットにその旨を記載するとともに、窓口や電話で相談を受ける際には説明を行うなどの対応を行っているとのことでございます。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 いろんな事態が予想されますので、これからも生活実態に寄り添って、

きちんと徹底されることを求めています。

次に、市独自の小規模事業者への激励金の問題であります。

先ほども議論されて、おとつい時点で652件、大体対象者の8割ということでおっしゃっていました。今回、回っていただき、当然対象者になるべき方が、そこそこ生活できるので、もう要りませんわ、申請しませんわという方も結構いらっしゃるんですよ。ぜひ、そんなことも受け止めていただいて、職員も大変だけでも、対象者は分かっているわけで、当然6月末の期限を延ばしていただいて、訪問していただいて申請を促すことに取り組んでいただきたいと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金につきましては、当初、昨年のセッピスクラッチ事業に登録いただきました小規模事業者の方々や、市内商業団体からご提供いただきました対象となる方へ、まずはご案内をさせていただいたところがございます。その上で、申請案内を送付させていただきました事業者の方につきましては、その後、申請がされていない場合におきましては、お電話で申請状況についてお問合せをさせていただきまして、申請の方法を丁寧にご説明させていただいております。また、小規模事業者からの申請方法のお問合せにつきましても対応を取らせていただきまして、場合によっては、所管の窓口におきまして、書き方も含めまして申請手続の支援をさせていただいているところがございます。引き続き、きめ細かな対応をさせていただきまして、できる限り多くの小規模事

業者の方に申請いただきますよう努めてまいりますと考えております。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひ最低でも期限は延ばしていただいて取り組んでいただきたいということでお願いしておきます。

今年度内出産予定者に対する10万円の問題ではありますが、一応要望にしておきますけども、新聞記事を見ますと、初めて僕も気づいたんですけども、年度内にいろんな形で影響を受けますので、公平に考えても、4月28日以降に生まれる方に対して、せめて年度内でフォローすることは自然な考え方と思っております。先ほどはできないと部長はおっしゃったけども、ぜひ実施向けて、市長、よろしく願いしておきます。

以上でこの問題は終わります。

3点目の新型コロナウイルス感染症蔓延下における自然災害時への対応問題についてです。

先ほど、特に避難所の運営についての答弁がありました。この課題については、もういろいろ議論されていますので、これから深い議論が総務部理事を含めて始まっていくだろうと思っておりますので、期待しておきたいと思っております。

それで、再質問は、さっきの議論にもありましたけども、この間、地域から見れば、地域防災マップの作成作業がどんどん行われております。この問題と、地域の防災訓練、避難訓練の問題も併せて、具体的にどう見直していくのかということに関心がありますので、ご答弁いただきたいと思っております。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えいたします。

地域版防災マップにつきましては、平成

27年度より取り組みがスタートしております。現在8地域において作成が完了しております。未作成の地域につきましては、特に浸水想定区域が広範にわたります。安威川以南の地域を優先して働きかけてまいりたいと考えております。

なお、地域版防災マップを作成済みの自主防災会におきましては、防災マップを活用した避難訓練を行っていただいておりますが、市としましても、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた訓練内容を提案するなどの支援を行うことで、自助・共助の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 よろしく願いしておきます。

次に、4点目の高齢者や交通弱者の問題であります。

今日、買物や通院などを含めて、住民の移動行動、まとめて交通という問題に対して、基本的な人権の一部という考え方が全体的に共有されつつあります。ある雑誌では、全国の取り組みでいいますと、コミュニティバスは10年間で877自治体から1,281自治体へ、デマンド型タクシーはこの7年間に136自治体から516自治体へと拡大されています。本市も、ぜひ高齢者や交通弱者などの交通権という視点で、福祉の観点からの取り組みにシフトをしていただきたいと思います。

そこでまず質問ですが、セッピー号と市内循環バスについてですが、これまでの取り組みに関連して少しお尋ねします。利用人数は、先ほどの答弁では合計で延べ3万9,100人、全人口の45%に達します。やっぱりニーズに合って利用しやすい方向に改善すれば、利用者はどんどんふ

えるということになると思います。

そこで、市内循環バスについてお尋ねしますが、現在、大人220円、小人110円の運賃を払って利用してはいますが、この方式を今度は各地で取り組んでいる定額の年間利用パスを利用する制度に変更できないかという問題であります。大体金額的には1,000円、65歳以上の方や交通弱者を対象として、担当は高齢福祉係で持っていただいて、こういう利用形態の見直しをぜひ実施に向けて検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 お答えいたします。

市内循環バスの利用料金につきましては、まず、この運行は近鉄バスが運行されております。公共交通は、基本的には利用者が経費に応じて負担をするという原則がありまして、その運営の一部を本市が支援するというございまして、利用料金の徴収方法につきましては公共交通全体で取り組む課題でありまして、本市だけでやり方を変えるということにはならないかと思っております。ただ、高齢者の支援という形で、今後どのようにしていくかということにつきましてはこれからの研究課題かと認識しております。

以上でございます。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 高齢者やその他の交通弱者のお出かけなどの移動支援につきまして、市内循環バスの運賃について、今、議員のほうから具体的なご提案のほうをいただきました。福祉の観点ということで、高齢者や交通弱者の外出支援の必要性についてお答えいたします。

高齢になりますと、身体状況から公共交

通機関で外出することが難しくなり、買物や病院など、一人では行きたいところに行けなくなってしまうということもあると認識いたしております。令和2年1月に主に65歳以上の高齢者を対象に実施いたしました第8期せつつ高齢者かがやきプランの基礎資料となる介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきましても、「介護保険制度以外の利用したいサービスは」という質問では、「外出の際の車両による送迎」が26.2%と最も多い回答でございました。このことから、高齢者などの外出支援の必要性は高いと考えております。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 今回初めての提案ですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、第8期せつつ高齢者かがやきプランの関係で再度少し質問いたします。

今の問題も含めて、摂津市の地域公共交通をどうするかという問題について、各地でやっている地域公共交通活性化会議などもちゃんとつくっていただいて、そこで議論していただきたいと。ご答弁があったように、調査の中では外出のニーズが一番高いということをおっしゃっていますし、先ほど人数も申し上げましたが、いろんなことを改善していただいて3万9,100人の方が利用されている。ニーズに合った改善を行えば、どんどん利用すると僕は思っています。そういうこともかみ合わせて議論していただきたい。その辺で、地域公共交通活性化会議の設置についてはどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 ご質問にお答えいたします。

今年度、第8期せつつ高齢者かがやきプランを策定する過程におきましても、高齢

者施策を総合的に検討する中で、引き続き、他市の先行事例等を参考にしながら、高齢者の外出支援の在り方を研究していきたいと考えております。

○村上英明議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひ、策定の過程で議論していただいて、交通権の総合的な保障をする取り組みに発展させていただきたいと思っています。

最後の市道千里丘三島線については、より具体的に取り組んでいただいて、いろんな要望をまたお届けしますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○村上英明議長 野口議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時44分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 村上英明

摂津市議会議員 増永和起

摂津市議会議員 渡辺慎吾

摂津市議会継続会会議録

令和2年6月26日

(第3日)

令和2年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和2年6月26日(金曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (18名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	弘 豊
9 番	増永和起	10 番	渡辺慎吾
11 番	森西 正	12 番	三好義治
13 番	檜村一臣	14 番	三好俊範
15 番	香川良平	16 番	松本暁彦
17 番	光好博幸	18 番	嶋野浩一朗

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
教 育 長	箸尾谷知也	市 長 公 室 長	大橋徹之
総 務 部 長	山口 猛	総 務 部 理 事	辰巳裕志
生活環境部長	松方和彦	保 健 福 祉 部 長	野村眞二
保健福祉部理事	平井貴志	建 設 部 長	高尾和宏
上下水道部長	末永利彦	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北野人士
教 育 委 員 会 次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	橋本英樹
消 防 長	明原 修		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	溝口哲也
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

弘 豊 議員
森 西 正 議員
福 住 礼 子 議員
安 藤 薫 議員
藤 浦 雅 彦 議員
南 野 直 司 議員

- 2, 議 案 第 37号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）
議 案 第 38号 令和2年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
議 案 第 39号 令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 56号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 57号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 60号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 61号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 62号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 63号 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 64号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 65号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 66号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 67号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 68号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件
議 案 第 58号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 59号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
3, 議 案 第 70号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第5号）
4, 議 案 第 71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
5, 議 案 第 72号 訴えの提起の件
6, 議会議案 第 8号 新型コロナウイルス感染の第2波に備え医療と検査体制の抜本的強化を求める意見書の件
議会議案 第 9号 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対する支援策の迅速かつ確実な実施を求める意見書の件
議会議案 第 10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて議論の促進を図る意見書の件

1 本日の会議に付した事件
日程1から日程6まで

(午前10時 開議)

○村上英明議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び三好義治議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 おはようございます。

それでは、通告に従って一般質問を行わせていただきます。

第1に、コロナ禍における市内商工業への支援策についてです。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除され、約1か月がたちました。この間、自粛要請が徐々に解けて、日常の社会生活、経済活動へと戻りつつあるものの、政府が推奨する新しい生活様式は、形を変えた自粛を促すものとなっています。感染予防と経済活動とを一体に進めていく上では、長丁場の様々な対策を講じていくことが国としても自治体としても大切だと感じています。市内の商工業のコロナ禍における影響を市としてもしっかり把握し、現場の声を施策に反映していくことがとりわけ大事ではないでしょうか。大幅な収入減収になっている事業所がどれだけあるのか、どういう業種でどの程度影響が出ているのか、分析もしつつ対策を検討していかなければなりません。

そこでまず、事業所向けの直接的な支援制度の利用状況についてお聞かせください。昨日の質問者と重なる部分もありますが、市独自の小規模事業者等激励金、大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金、国の持続化給付金について、それぞれの申請件数について伺います。

次に、国民健康保険料の減免制度等につ

いてです。

この6月、国民健康保険料の決定通知が各家庭に届きました。摂津市では3年連続の保険料値上げが行われ、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、収入が減っている世帯に対し、二重三重の重荷となっているしかかっています。市民生活の困窮が進む中、丁寧な納付相談と保険料減免制度の活用が求められますが、この間、新たに新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度の特例が設けられていますが、この周知はどのようにされているか、伺います。

以上、1回目です。

○村上英明議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 コロナ禍における市内商工業への支援策についてのご質問にお答えいたします。

給付金等の申請の直近の状況でございますが、市独自の新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金の申請件数につきましては、昨日、652件と申し上げましたが、また新たに9件申請をいただきまして、661件でございます。

大阪府・摂津市共同の休業要請支援金のウェブ登録の直近の申請件数につきましては、法人は54件、個人は300件でございます。休業要請外支援金の現在の申請件数は、府内で約8万2,000件という情報を得ております。

また、国の令和2年度第1次補正予算事業として5月1日から開始されました持続化給付金事業は、経済産業省によりまして、6月11日までに約199万件的申請があり、約149万件、総額1兆9,600億円を給付したということでございます。個人事業者を含みます国の中小・小規

模事業者357万8,000者の約75%、過半数が持続化給付金を申請し、順次給付を受けているところでございます。

なお、6月12日に成立しました国の第2次補正予算では、持続化給付金事業に総額1兆9,400億円が追加されたということでございます。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 令和2年度の保険料改定及び新型コロナウイルス感染症対策としての新たな減免制度の周知についてのご質問にお答えいたします。

本年1月に大阪府より市町村標準保険料率が示され、本市におきましては、高齢化の進展による医療費の自然増及びこれまでの市独自の繰入れによる保険料抑制分の差額解消に向けて保険料率を設定し、今月10日に被保険者世帯へ令和2年度の保険料決定通知書を発送したところでございます。昨年度との比較で申し上げますと、本市の一人当たり保険料は、年額で5,260円、5.0%増の保険料改定となっております。

減免制度につきましては、平成30年度の広域化以後、大阪府の共通基準及び市独自基準の2種類により運用してきたところではございますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減少につきましては、国の通知により新たな減免基準が示されたことから、現在は3種類の減免制度による運用になっております。

国の基準のいわゆるコロナ減免制度の周知につきましては、先ほどの保険料決定通知書に案内チラシを同封するとともに、国保年金課窓口に手引きの設置、市ホームページ及び市広報の活用などにより、被保険者全体への周知を徹底しているところでござ

います。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目以降は一問一答方式でお願いします。

先ほどお答えいただいた制度の利用状況で、市独自の激励金については、迅速な実施に取り組みされたことを評価しています。ただ、申請件数が661件と、見込みよりやはり少ないように感じます。1週間ほど前に相談を受けた商店の方は、夫婦でお店をやっておられますが、制度のことは知らなかったとのことで、「急いで申請しようと思うが、先月の売上げの帳面は税理士に預けていて手元にない」、そのように言っておられました。昨日、野口議員や光好議員も言っておられましたように、周知と期間の延長など、また柔軟に対応していただきたいと思えます。

また、大阪府の休業要請外支援金も6月末が締切りということになっておりますけれども、特例で申請の日を延長することもあるようですので、摂津市のほうもぜひそれに倣っていただきたいと思えます。

それと、激励金のほうでは申請の際に事業の現況調査票も出してもらうようにされています。そのまとめなどを次の施策展開にも生かしていただきたいと要望しておきます。

一方、国・府の制度は、摂津市内の事業所で何件というところまで出すのは難しいと思えます。ただ、制度の利用に当たって様々な問題もあるように聞いています。実態を把握することから制度や運用の改善につながっていくこともあるかと思えますので、ぜひ実態をつかむ努力も引き続きしていただきたいと思います。

さて、国会で今月12日に成立した第2

次補正予算の中には、新たな国の制度として家賃支援給付金が盛り込まれています。7月以降に申請開始の見込みのようですが、中小企業などから強く求められてきたもので、固定費の中で大きな負担となっている家賃や地代の軽減を図れるものとして注目されています。この制度の概要と周知方法について伺います。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 6月26日現在の国の制度の詳細でありますとか、具体的な申請方法につきましては不明でございますが、給付対象者につきましては、テナント事業者のうち中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等でありまして、本年5月から12月までにおいて、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上の減少、または連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上の減少に該当する者に対しまして給付金を支給するとされております。

周知方法につきましては、制度の詳細が国より公表され次第、市の本ホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 ありがとうございます。また制度の詳細が分かりましたら、市民の方への周知徹底をよろしくお願ひしたいと思ひます。

今ご答弁いただきました家賃支援の給付金もそうですが、国の持続化給付金の申請方法が、インターネット等によるオンライン申請、ウェブ申請のみとなっています。ふだんパソコンを使っておられない方にとっては、この申請はハードルが高く、申請サポート会場が全国に設けられることになりました。ただ、残念ながら、摂津市には

この会場は置かれていません。独自に会場を設けることについて、どのように取り組まれるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 持続化給付金は、国が直接実施しております事業でございます。議員がご指摘のようにウェブ申請のみでありまして、申請が困難な事業者の方がおられることは認識しております。そのため、持続化給付金「申請サポートキャラバン隊」の派遣を商工会へ依頼し、7月13日から19日の午前9時から午後5時まで、摂津市商工会内におきまして派遣が決定しております。周知に関しては、広報やホームページで現在行っているところでございます。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 今お答えいただいた申請サポートキャラバン隊、これは持続化給付金に限ったものと認識しています。今後、家賃支援給付金についても同様の申請方式が取られるようになるならば、同様にサポート会場の設置が必要だと考えます。せっかく制度ができて、そこに行き着くのに相当の時間を要しているのが今の実態だと思います。早急な対応を関係機関に要望していただきますようによろしくお願ひいたします。

この質問の最後になりますが、摂津市の独自施策を考える上で、この間、市長や副市長は、国や大阪府の制度が行き届かない、そのはざまを埋めるような形で検討していきたいと述べていたように思います。コロナ禍において窮地に立たされている市内事業所に対し、必要などころにしっかりと制度が行き届いているのか、お考えをお聞かせください。部長のほうでお願いいたします。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 制度が行き届いているかということのご質問でございますけども、給付制度に関しましては、国が持続化給付金の受付を来年1月まで行っております。大阪府におきましては、府・市の共同支援金であります休業要請支援金を5月末まで実施しまして、休業要請外支援金につきましては現在受付をやっておるところでございます。

市独自の小規模事業者等激励金につきましては、今月末まで受付の予定で、順次振り込みをもう進めておるところでございます。

それで、制度の周知に関しましては、国等におかれましては、テレビ、新聞報道等などの媒体でPRをされております。また、ウェブ申請のみでございますので、その手続支援も申請サポートキャラバン隊などの方法で実施されておるところでございます。大阪府の支援金につきましては、各市の窓口申請書を配布するなど、できるだけ利便性を図っているところでございます。

本市の激励金に関しましては、広報、ホームページの啓発、商業団体への周知、それから、協力をお願い、制度案内の送付など、周知に努めているところでございます。

このように、多くの機会を捉えて様々な制度の周知を行っておりますので、事業者の方々へ制度は届いているものかと考えております。ただ、引き続き、制度のはざまとなる事業者がないように、今後も様々な支援制度が国や府、市で実施を予定されておりますので、広報や市のホームページなどを通じまして、きめ細かに周知に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 新型コロナウイルス感染症対策の事業所向け支援策について、るる伺ってまいりましたが、これまでに経験したことがない危機の中です。市のホームページ上でも、経済産業省のパンフレットを見ましても、数多くの事業所向け制度がつくられていることが分かりますが、ただ、それが十分に行き届いているのかといえば、先ほど、行き届いているということも言われましたけれども、本当に十分かといえば、まだまだそうでない部分もあると思っています。

答弁にありましたように、大阪府の休業要請支援金は5月で締め切られましたけども、その後、多くの対象外の事業所からの要望に応じて、今は休業要請外の支援金が設けられています。国の持続化給付金についても、当初は対象とされていなかったフリーランスの方たちなども対象に拡大されていくなど、取り組みが行われている中で改善が様々図られていっています。十分じゃない部分を、追っかけ追っかけ不足を埋めていくように動いている感じがします。市内商工業の事業者の実態、要望などを引き続き市として把握していく努力も行っていただいて、必要などころへ迅速かつ確実に支援の手が届くようお願いしております。

それでは、次に、国民健康保険料の減免制度等についてです。

まず、改めて、今回取り組まれることになったコロナ減免制度の概要についてお聞かせください。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年より30%以上減少し、か

つ前年の合計所得金額が1,000万円以下、かつ減少することが見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であれば該当する可能性がございます。主たる生計維持者の前年所得の合計金額に応じて減免割合が決定いたします。場合によっては保険料全額免除になる場合もございます。

なお、この制度につきましては、国の基準による減免のため、財源は10分の10が国費という形になっております。

以上です。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 先の質問項目で市内商工業の実態を聞かせていただきましたが、商店や飲食店はじめ、多くの事業所で売上げが激減しています。自営業の方たちが多く加入されているのが国民健康保険ですから、これまで以上に申請なり相談の件数がふえていることと思います。今回、感染拡大防止の観点から、基本的には電話相談と申請書の郵送での受付となっているわけですが、今週あたりは窓口でも相談者が多く、待ち時間も随分長くなったと聞いています。相談の状況や、これまでの申請件数について伺います。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 減免の相談・申請件数についてということでございます。

ご質問にもございましたように、例年、保険料の決定通知書送付後の6月及び7月は、保険料に係る納付相談、減免相談、あるいは申請が多くあります。さらに、今年度に関しましては、国の基準によるコロナ減免も新たに示されたことを受けまして、例年よりも多く相談、申請を受けている状況でございます。6月25日、つまり昨日現在でございますけれども、コロナ減免の申

請件数が94件、府の共通基準で61件の申請を受理している状況でございます。現在、窓口及び電話にて、該当の有無も含めまして、相談を日々受けている状況でございます。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 次に、実際たくさん相談に来られているとのことですが、新たなコロナ減免と、これまでからある減免制度、つまり大阪府の共通基準と摂津市の独自基準、3種類の減免制度で運用されている中で、どのように使う制度を選択するのか、具体的なケースに当てはめて、どのように対応されているのか、お聞かせください。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 まず、コロナ減免を受けられる方としましては、先ほどもご答弁させていただいたとおりの要件に合致するかどうかということで、生計維持者である世帯主の方の事業収入が新型コロナウイルス感染症の影響によって昨年より30%減少する見込みであるかどうか、そして、前年度の合計所得が1,000万円以下、かつ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計金額が400万円以下ということでございます。仮に、このコロナ減免の要件を満たしていない、例えば生計維持者である世帯主の方の収入は減少していないというような状況であっても、他の世帯員の方の所得が減少している場合などについては、コロナ減免ではなく、大阪府の共通基準による減免が適用される場合もございます。

なお、収入が年金のみの方であるとか、平成31年中の所得がゼロ円やマイナスの方など、昨年と比較して収入や所得の状況に変化がない方につきましては、収入や所得状況の変化で判定するコロナ減免や大阪

府の共通基準による減免のどちらにも適用できないという場合も考えられます。その場合にあつては、納付が困難ということであれば、個々の状況をお聴かせいただいた上で、分割納付等の提案をさせていただくなど、これまでから窓口において丁寧な対応に努めてまいっております。

以上です。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 様々なケースがあるということは分かります。ただ、先日、減免申請の相談をされた方の話で、市の独自減免を申請しようとしていた方がいらっしゃるんですが、一人10万円の特別定額給付金が入ることを理由に対象にはならないですよと説明を受けたと聞いています。確かに、この給付金を収入として見るならば、基準から外れることになるわけですが、ただ、生活保護制度においても収入認定から除外される、それが今回の特別な定額給付金ですから、ほかの福祉や社会保障の制度の関係でも収入とはみなさないものとして取り扱われるのが当然だと考えるんですけれども、見解を伺います。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 まず、これまで大阪府の共通基準の減免であるとか市独自減免に該当されていた方の多くが、今年度におきましては、国基準のコロナ減免に該当されている方が非常に多くおられます。そのような中でも、議員のご質問にございました市独自減免における収入につきましては、従前より、課税、非課税の別を問わず、全て収入と判断しております。ご質問にございました特別定額給付金につきましても、令和2年度における年間の臨時収入として保険料減免算定を行っております。

いずれにしても、市独自減免は、コ

ロナ減免、府共通基準のどちらにも該当しない方に対して、広域化による経過措置として適用しているものでございます。市といたしましては、まずは国の基準のコロナ減免の適用を最優先として相談、申請を受けているところではございますけども、コロナ減免につきましては、何分初めての基準であるということ、そして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、今年度については郵送での対応も行っております。または、電話相談等も多いことから、引き続き丁寧な減免制度のご案内であるとか納付相談に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 弘議員。

○弘豊議員 特別定額給付金については収入とみなすということをおっしゃられているんですけれども、今回のコロナ減免や大阪府の統一基準のどちらも当てはまらないケースで市の独自減免の制度が使われる場合があると認識していたんですけれども、特別定額給付金を収入とみなすということであれば、対象者はほぼゼロになってしまうんじゃないのかと思います。市の独自減免の制度は、収入減少の割合がそれほど大きいものじゃなくても、負担能力が乏しいと判断されれば対象になります。その判断に使う負担能力指数というのがありますけれども、生活保護基準の1.15倍から1.3倍など、生活保護基準に基づいて計算されています。生活保護制度での取扱いに倣って収入から除外することも検討できると思います。給付金が入ったから払えるでしょうと、こう言って突き放してしまうのはあまりに無慈悲だと言わざるを得ません。国保の制度をめぐっては、このコロナ禍の下、各自治体が独自努力で保険料を減額したり、傷病手当金の対象者を広げたり

と、裁量で支援が取り組まれている例はたくさん生まれています。現にある制度の運用の特例を認めることをぜひ検討していただきたいと、このことを申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○村上英明議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 おはようございます。順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、連棟長屋等の空き家対策についてということであります。

これは、私はずっと以前から質問をさせていただいておまして、平成27年5月、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、そして、平成28年度、平成29年度の2年で空家等対策庁内調整会議が行われて、大阪司法書士会との協定を結ばれたという流れで今日に至っていると思うんですけども、空き家対策の取り組み状況に関してお答えをいただきたいと思います。

続いて、これもずっと以前から質問させていただいておます自治会加入率の減少問題についてですけども、令和2年度、つまり今年度の摂津市の加入率について教えていただきたいと思います。そしてまた、近隣市の加入率も併せて教えていただきたいと思います。

続いて、鳥飼まちづくりランドデザインについてですけども、他の多くの議員も質問をされておられますけれども、このランドデザインの策定を進めておられますけれども、どのような内容を盛り込んでいこうと考えておられるのか、お聞かせい

たいただきたいと思います。

続いて、コロナ禍による市政運営への影響についてですけども、まだまだ新型コロナウイルス感染症による影響が出ております。また、ワクチンもまだ開発ができておりません。そのような状況の中で、新型コロナウイルス禍によります財政面での本市における影響、そして、市主催のイベント等が開催される予定でありましたけれども、その点はどのような影響があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○村上英明議長 答弁を求めます。建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 空き家対策の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

空家等対策特別措置法が平成27年5月に施行され、本市におきましては、昨年3月、空家等対策計画を策定し、本格的に取り組みをスタートさせております。同計画に基づき、重点的に取り組むとした10軒のうち6軒は、植栽の剪定や空き家の立入り防止などの対策が進んでおり、3軒につきましては、所有者と連絡が取れ、改善に向けた調整を進めているところであります。管理不十分で倒壊のおそれのある残り1軒につきましては、今年2月、特定空き家等に認定し、法第14条1項の規定に基づく指導を行いましたところ、所有者から自主的な改善措置に向けた意思が示されたことから、現在、その経過観察をしているところであります。

また、所有者特定に関しましては、大阪司法書士会と連携した相続人調査により、所有者特定につなげられております。

○村上英明議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 摂津市及び近隣市の自

治会加入率についてのご質問にお答えいたします。

本市の令和2年度の自治会加入率は106自治会で49.9%となっており、前年度から2.5ポイント下がっております。また、近隣市の状況といたしましては、高槻市が1,034自治会で58.3%、茨木市が504自治会で56.8%、吹田市が564自治会で48.6%、豊中市が478自治会で39.1%、箕面市が305自治会で48.3%、池田市が115自治会で30.1%となっており、各市とも前年度に比べますと下がっている状況でございます。これは、人口減少や高齢化の進行、地域に対する意識の変化等により、自治会の加入率が低下してきているものと考えられます。

○村上英明議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 鳥飼まちづくりランドデザインについてのご質問にお答えいたします。

ランドデザインの内容につきましては、鳥飼地域において現在直面している、また、今後想定される課題等の解決に向け、必要となる機能や施策について、ハード・ソフト両面から検討を行い、これからのまちづくりのビジョンをお示しさせていただきますと考えております。

あくまで一例でございますが、超高齢社会を迎えるに当たり、高齢者の生活支援に関連する課題に対しましては、ソフト面では地域包括ケアシステムの考え方やコミュニティといった観点、ハード面では防災や公共交通等外出支援の考え方の検討が必要になってきょうかと考えております。

ランドデザインは、今年度と令和3年度の2か年で策定する予定でございます

が、まずは、地域住民の方と将来人口推計結果等の課題共有を行うとともに、ご意見やニーズを確認させていただき、その上で、ランドデザイン素案の策定に向け、協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 新型コロナウイルス禍による財政面での影響についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、現在、様々な市独自施策を講じておりますが、その財源として、約8億2,000万円の財政調整基金を取り崩し、事業を展開しておるところでございます。これは、国からの地方創生臨時交付金の第1次配分を充当した上での取崩し額となっており、今後、国の第2次補正予算による追加配分を見込んだといたしましても、決算時における多額の財政調整基金の取崩しは避けられない状況であると考えております。

また、施設の改修工事に関しましては、当初の計画どおりの対応ができず、工期を先送りするなど影響も出ております。さらに、現時点で将来的な財政見通しを詳細に予測することは困難ではございますけれども、今後、経済の下振れによる市税収入、特に本市の強みであります法人市民税において多大な影響が予想されることから、来年度以降の財政運営に当たっては、さらに厳しさを増してくるものと考えております。

○村上英明議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 新型コロナウイルス禍における市主催のイベント等への影響についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、これまで、新型コロナウイルス対策本部会議等を通じまして、課題の共有と必要となる対策の協議、イベント等への各部局における対応の確認などを行ってまいりました。

この間のイベントの開催状況は、こどもフェスティバル、地区振興委員委嘱式、自治連合会総会、消防団辞令交付式、さらには小・中学校の入学式などに至るまで、春の恒例行事や総会、式典など、非常に多くの催しが開催自粛や延期を余儀なくされております。

なお、今後のイベント開催につきましては、新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、5月30日以降、適切な感染防止策の下、参加人数と収容率を段階的に拡大しながら実施していく旨を基本方針としております。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 これからは一問一答で行いたいと思います。

まず、連棟長屋等の空き家対策についてですけれども、前向きな答弁であります。取り組みが進んでいるのなら対象物件を拡大すべきだと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 お答えいたします。

昨年度から本市が重点的に取り組むといたしました10軒におおむねのめどが立ってまいりました。また、この取り組みにより、行政からの声かけで所有者の一定の取り組みが進むことが分かってまいりました。今後は、管理不十分で近隣から危惧される空き家等に対しまして、所有者情報や法的措置が可能かどうかの調査を行いまして、さらに重点的に取り組む案件を検討してまいります。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 不動産業者と協定を結ばれていると聞いているんですけれども、今後の取り組みに関してお聞かせいただきたいと思っております。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 今年度は、空き家解体の補助制度を創設するとともに、4月には空き家の利活用に関しまして不動産事業者と連携協定を結び、空き家所有者が利活用に関して具体的に相談することができるようにするなど、さらに改善が進むよう取り組んでいくことといたしております。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 特別措置法で該当しない連棟長屋というのがあるんですけれども、そうしますと、連棟長屋の空き家対策についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 長屋におけます空き家は、壁一つで隣接しておりまして、隣にお住まいの方に与える影響が大きく、また、近隣住民などから懸念の声が寄せられる場合がございます。

長屋は、全てが空き家とならなければ空家法が適用されないことから、個人情報を活用した行政指導や勧告に従わない場合に固定資産税の優遇を取り消すなどの措置が取れず、行政の取り組みが進められないことが課題であります。その取り組みを可能とする法制度が待たれるところであります。

しかしながら、長屋は、屋根や柱、壁などを共有する構造でもあり、所有者間の合意形成なくしては取り組みが進まないことも課題であります。これらは全国的な課題となっておりますことから、全国市長会に

おきまして長屋空き家の実態調査が始められております。

本市としましては、まずは長屋の対策を可能とする法制度とされるよう、大阪府や市長会を通じ、国へ継続して要望しているところでございます。また、周辺から危惧される長屋空き家の苦情が寄せられた場合には、まずは所有者へ連絡するなどの対応を行ってまいります。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 この問題は、冒頭で言いましたけども、私は十数年前から、相続放棄をした不動産、つまり空き家について、この本会議で質問させていただいていたんですけども、全国的に空き家が問題になる以前からさせていただいていて、その物件は現在も未解決のままです。国の法律でなかなか厳しいというのであれば、そこは市で何らかの対策、対応を取らなければならないと思うんですけども、相続放棄とか、亡くなられて空き家になった後、解決するのがなかなか難しいですから、そうなる以前、つまり生前に所有者の意思において寄附を頂く、そういう考えがないのか、お聞かせをいただきたいと思います。寄附を頂いて、市によって解体して、その物件を競売にしてはと思うんですけども、寄附に関してお聞かせいただきたいと思います。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 現在、国におきまして、相続登記の義務化や所有権放棄の問題などについて議論されており、空き家対策におきましても、同問題から放置される空き家の懸念や対策の重要性は認識いたしております。

議員がご指摘の土地の取得につきましては、今後の公有地としての土地の利用の使

途が行政目的に合致しない限り、取得することとしておりません。

今後の空き家の利活用につきましては、まずは不動産事業者との連携による取り組みを進めるとともに、国の動向を注視してまいります。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 私は、生前の意思によって寄附を受けるべきだと思います。そのことが空き家につながらない対策になるのかと思いますので、その点は市としてぜひとも検討いただきたいと思います。

続いて、自治会加入率の減少問題についてに行きます。

答弁で自治会加入率が50%を割ったということでもあります。50%を割れば危機的な状況になるということでも以前から質問させていただいていて、その50%を割ったということです。そうしますと、その状況の中で、自治会への加入促進の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○村上英明議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 自治会加入率促進についてのご質問にお答えいたします。

自治会加入率向上への取り組みといたしまして、協働のまちづくりの推進を目的に形成されましたつながりのまち摂津連絡会議に引き続き参画し、支援を続けてまいりたいと考えております。

自治連合会におきましては、自治会活性化に向けて臨時役員会を開催され、自治会の活性化に向けて課題や対応等について意見を出し合い、具体的な対策に向けた協議をスタートされております。さらに、各自治会、町会におきましては、新型コロナウイルス感染症の渦中におきましても、高齢者会員の方の見守りや、自治会会員へのマスクの配布や見舞金の支給等の取り組みを

されておりまして、自治会、町会の存在感を今なお示されております。

また、前回までにご報告をさせていただきました大型の新築マンションの住民の方に対する自治会の設立や、近隣自治会への加入促進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして理事会が開催中止となり、交渉が滞っております。しかしながら、今後のマンションの理事会の開催に合わせて、管理会社と連携をし、交渉を進めてまいりたいと考えております。

今後も、自治連合会や地域団体の意向を伺いながら、自治会活性化に向けて支援策を検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、市長にお聞きをしたいと思うんですけれども、つながりのまち摂津連絡会議がされて、他団体と連携を取って自治会活性化につなげていく、絆を深めていくという答弁も以前ありましたし、条例をとということもこの場では発言させていただいたこともあったんですけれども、市長が自治会に関してどのようにお考えなのか、その点をお聞かせいただきたいと思うんですが。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 森西議員の自治会の加入率等々についての質問にお答えをいたします。

以前から、この問題については、森西議員はじめ、各議員からもいろいろと質問があった経緯がございますけれども、役員になるのは嫌や、もう人のことを構ってられへん、俗に言う個人主義が蔓延しかけている、これは何も摂津市だけじゃないと思います。ある意味では、日本社会の病と言ったら怒られますけれども、こういう傾向になっていることは否めません。インターネットとかスマートフォンとか、どんどん

どんどん便利になってきておりますけれども、その一方で、機械を通じての触れ合いはあっても、人と人の直接のつながりがだんだんだんだん希薄になってしまっている、こんなこともしっかり目を向けないかんと思っているんですけれども、それはそれといたしまして、自治会の加入率が低下していること、これはやっぱりしっかりと問題意識を持たなくてはならないと思います。

今までと違いますか、過去、あれをしてほしい、これをしてほしい、これは何とかならんやろか、あれは何とかならんやろか、行政がこれもしましよう、あれもしましよう、何とかしましようといった時代が長く続いたと思うんです。これはいい時代だったと思います。ある程度、財政も、そしてマンパワーも充足されていた頃のことであろうかと思っておりますけれども、ただ、予想はされておりましたけれども、予想以上にといいますか、極端な少子高齢化、それから、さっきも言いましたが、ITのバブル化等々、一方で非常に多様化する行政需要にも応えていかないかんと。ということは、今までのいい時代の方程式はもう成り立たなくなったと言っていいと思います。

そこでよく言われたのが、行政はもちろんであるけれども、市民の皆さん、事業所の皆さん、団体の皆さん、みんなで考えるだけではなく、一緒に汗をかいて、そして一緒に行動して一緒につくっていかうやないかと、でないか、もうまちは成り立たなくなってしまうよ、これが協働、協働と一時よく言われた言葉だと思います。そういう意味からいいますと、これもしょっちゅう出てくる言葉ですけど、自助・共助・公助、この三つがうまく絡み合わないと、まちがだんだんだんだん衰退していっ

てしまう、これはもう見えております。

そこで自治会加入率の話ですけれども、よく出てきますが、ある自治会はそんなに減っていない、ある自治会は非常に減っている、マンション等々がふえてくると全く加入していない、いろんなパターンがありますけれども、昨今、魅力のあるといえますか、入ろうかなと思うような自治会づくりがやっぱり求められると思うんですね。そうすると、会長はじめ役員は大変だと思いますけれども、この辺を自治会の皆さんにお願いしなくてはならないと思います。そのことをしっかりとフォローし、サポートする、これが我々公助の役割でもあろうかと思えます。

そんなことで、まちをつくっていく上において、自助というか、自己、個人主義、こっちのほうはある程度ありますが、問題のお互いに支え合う共助、この辺がどんどんどんどん希薄になってくると災害もあったものではなくてしまうわけでありますから、我々行政もその辺をしっかりと押さえて、皆さんも頑張ってくださいよ、行政も魅力ある自治会づくりに取り組んでおられる自治会はしっかり応援していきたい、そんな思いで問題意識をさらに深めていきたいと思えます。

答えになっているかどうか分かりませんが、私の考え方でございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 市長からご答弁いただいて、本市にとって自治会は必要であるというようなご答弁であったと思えます。実際、自治会でごみとか防犯パトロールとか様々なことがあり、市のほうからも自治会に対して協力依頼、これからですと、国勢調査とか選挙になりますと人を配置してほしいとか、協力をお願いしたいというような話が

あります。実際に自治会に加入されている市民と加入されていない市民ということであれば、日頃、自治会員が行われているのは、無償のボランティアで行われていて、その点は不公平感が生じてくるわけですよ。市民サービスは全市民の方に提供されていると。でも、生活をするというサービスは、自治会に加入されている方、加入されていない方であると、そこは不公平が生じてくると思うんです。その不公平をなくすために、考えていかなければならないし、そのために、やはり全市民がその点の不公平をなくしていくということに市としても努力をしていただきたいと思えますし、その点は、市長が自治会に必要なんだということでもありますので、これは50%を割りましたけれども、そこを1%でもふやしていくような方策、方針をぜひとも市として考えていただきたいと思えます。今まで話をさせていただいていますが、条例を制定するというのももしかしたらその一つかも分かりませんし、効力があるかないかというのは、他の先行事例を研究していただいて、ぜひともその点も検討をさせていただきたいと思えます。

続いて、鳥飼地区のランドデザインについて質問させていただきたいと思えます。

ランドデザインを策定して、これで終わりでは困るわけであって、施策をしっかりと実行してもらえることが重要であります。そうすると、策定をした後の進行管理はどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 グランドデザインにつきましては、実現性のある内容であることが重要だと考えております。したがって、グ

ランドデザイン策定後、各所管課が主体性を持って取り組めるよう、素案の策定段階からしっかり連携してまいりたいと考えております。その上で、ランドデザインの中に位置付けられた施策等につきましては、庁内の他の計画と同様に、目標の達成に向けた進行管理は必要なものと認識しております。ただ、進行管理の方法等につきましては、財政面の問題もあり、今後、最終的な策定に合わせ、検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 続いて質問させてもらいますけれども、市長にお聞きをします。先ほどの空き家の件、自治会の加入率、そういうことも鳥飼地区のランドデザインに関してどうするのかというところも考えなければならぬと思います。今まで、地下鉄、その周りの都市核、様々な部分がありましたけれども、その点、市長として、ランドデザインを考えていく中で、どのようにこれを進めていこうとお考えなのか、その点を市長にお聞きしたいと思っております。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 鳥飼地域のランドデザインとまちづくりについての思いでございますけれども、この質問も今まで各議員から何度も出ていると思っております。さように非常に難しくも大切な課題ではないかと思っております。

同じような話になるかも分かりませんが、もともと1町3村が一緒になって三島町ができて、そして摂津市になったわけですが、そういうことからいいますと、味舌町があった北のほうに主要施設、また、鉄軌道等々が集積しておるのはやむを得ないことではないかと思っております。市になったときには、安威川以南、特

に鳥飼地域は豊かな農村地帯だったと思います。間もなく府内きっての大規模な区画整理がありました。広大な準工業地帯が出現したわけでありまして、安威川以南は、住農といいますか、住工混在地域、これが一つの特徴だと思います。まちをつくっていくときは、そのなりわい、特徴を見極めてまちをつくっていくことが大事だと思っております。そういう意味からいいますと、もともとの豊かな農村地帯のたまたまいは残していることもしっかり視野に入れながら、また一方で、府内でもきっての準工業地帯として成長してきている、これは鳥飼北部なんです、そういうこともしっかり視野に入れて、それぞれその特徴を生かしながらどう現状を捉えていくか、これは簡単な話ではありません。そういう意味では、これも極端な少子高齢化という問題と関係してくるわけですが、特に旧農村地帯に人口減少傾向が顕著であります。今後、学校の問題、公共施設の配置等々、しっかり全体のバランスを見ながらどうしていくのか。もちろん交通のアクセスの問題も大切な視点であります。そんな中で、もう一度、安威川以南、特に鳥飼地域の現状を分析しながら、今、私がお話ししたようなことを見据えて、安威川以南に住んでみたい、そんなまちづくりにつなげていければと思っております。

以上です。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 要望とさせていただきますけれども、50年後、100年後、この鳥飼地区をどうしていくのか、鳥飼地区でも西部と東部で違うわけであって、人口をふやしていくのか、準工業地帯のままでいくのか、市長は分析をされるということでありまして、職員、理事者の中でも鳥飼

地区に住まわれている方は何人おられるのか、なぜ鳥飼地区に住む選択をしないのか、そういうことも分析していただいて、また、庁内からも声を聴いていただいて、ぜひとも発展する鳥飼地区を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続いて、コロナ禍による市政運営の影響について質問をします。

財政運営から見た今後の計画事業の執行見通しについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 現在、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況でございますことから、現段階におきまして詳細な見通しをお示しすることはできません。しかしながら、今後、国の施策でございますとか税収の動向の中期財政見通しへの反映を行ひまして、計画事業の執行を見極めてまいりたいと思ひております。持続可能な財政運営への道筋をつけ、事業凍結や中止とならないように、減収補填債等を含めた市債の発行や、財政調整基金、それから地方創生臨時交付金等の最大限の活用を図りながら、安定的な財政運営に努めてまいりたいと思ひてございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、次に市長にお聞かせをいただきたいと思ひます。今後、新型コロナウイルス感染症に対して、市としてどういう対応をされていくのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 財政面からの新型コロナウイルス感染症等々の問題に今後どう備えていくかということでございますね。私は、これもよう言っていることですがけれども、まち

づくりの3本柱、お金づくり、人づくり、夢づくりという話をよくいたします。お金は全てではありませんけれども、やっぱりお金がなかったら、市民の幸せ、命と暮らしは守れないわけでありまして。でありますから、何かあったときにはすぐ対応できる、その備えはしっかりしとかないかんわけでございます。特に昨今、想定外のことが、ハード、ソフトにかかわらず、まま起りがちでございます。そういう意味では、現在のところは、潤沢とは言えませんが、しっかりと健全な財政運営を何とか保っておるところでございます。

今後、先ほどのお話にありました鳥飼地域のランドデザイン等々、今進めている事業等々、こういったことをにらみ合わせますと、決して油断するわけにはまいらないわけでありまして、そんな中、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が起きても即対応できる、そういうことを考えるには、やっぱり全体を見る中、ある程度バランスを考えて財政運営のことをしっかり考えておかないかと。いかなる状況でございまして、弱者の視点でそのときにしっかり守れる、そういった財政運営をしていきたいと思ひております。

以上です。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 中期財政見通しが出るのが例年決算審査の時期であります。決算審査の時期ですから、今年度の影響額でいうと来年の確定申告で申告された数字であります。法人税でいうと、影響額が実際に現れてくるのは来年度決算になるだろうと思ひます。その影響がないのかあるのか、その点は見極めながら、なかなか難しいとは思ひますが、様々な事業に影響がないような形をぜひとも考えていただいて、変

更があれば、早期にまた議会に示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村上英明議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、順位に従いまして一般質問いたします。

外出が困難な際の妊産婦の相談支援について。

子育て世代包括支援センターが4月に新設をされ、相談や訪問支援の体制が整っていく過程にあると思います。新たな事業は新型コロナウイルス感染防止対策を取りながらのスタートとなりましたが、相談体制や相談状況等についてお聞かせください。

次に、生活困窮者等への自立相談支援の強化についてです。

新型コロナウイルス感染拡大防止の休業要請に伴い、離職や休業で経済的に困窮される方々の支援として、生活支援課では住宅確保給付金、社会福祉協議会では緊急小口資金等の特例貸付けの受付業務をさせていただいております。この二つの支援は対象者がかぶるケースが多数あったかと考えますが、社会福祉協議会と生活支援課との連携体制についてお答えください。

次に、キャッシュレス社会に向けた市としての考え方について。

I T基本法が制定され、I T国家を目指した政府の基本戦略が打ち出されたことにより、電子自治体の構築の流れが進み、公共サービス向上のための電子自治体の取り組みを加速するための10の指針が発表されました。本市においても、平成27年3月に、5年計画とする摂津市地域情報化(基本)計画が策定されております。令和

元年までの5年間を総括して、どのような結果であったかをお答えください。

次に、子宮頸がんワクチンの周知について。

子宮頸がんの原因は、性的接触によって感染するヒトパピローマウイルス、通称HPVであります。HPVに感染しても、多くの場合、自然に排除されますが、この感染が続くと前がん病変になり、さらに悪化をするとがんを発症いたします。感染予防することができるHPVワクチンが、平成22年に国の基本事業対象ワクチンとして任意の予防接種が開始され、本市も初回接種者が394人と報告されています。

そして、平成25年4月から定期接種となり、公費助成が受けられるようになりましたが、接種後に多様な症状が生じた報告によって、積極的な接種は控えられ、接種者も激減し、現在、全国でも1%未満となっております。

そこで、本市の子宮頸がん予防ワクチンを接種された人数と、接種した方がどのようなきっかけで接種する決断をされたのか、分かる範囲で結構でございますので、お答えください。

1回目は以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 子育て世代包括支援センター設置後の相談体制や相談状況についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、本年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、子育て世代が抱える課題に包括的に対処するための体制づくりを進めているところでございます。

同センターの設置に当たりましては、出

産育児課に保健師、助産師、保育士などの専門職を配置し、窓口や電話、家庭訪問を通して相談支援に努めるとともに、教育委員会各課をはじめ、保育所や地域子育て支援拠点、NPO団体等、関係機関との連携体制の強化に努めているところでございます。

市民からの相談の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症により一部家庭訪問の実施などに影響も見られましたが、感染防止対策を講じながら、母子健康手帳の交付時における窓口での面談等をはじめ、全ての相談業務を継続してきたところでございます。また、新型コロナウイルス感染症による市民の不安に対処するため、ホームページによる相談窓口の周知や、大型連休時における相談支援体制の構築等に努めてきたところでございます。

続きまして、本市の子宮頸がん予防ワクチン接種者数及び接種するという決断に至ったきっかけについてのご質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、平成25年4月に予防接種法に基づき定期接種化されているものの、同年6月に、厚生労働省の通知により、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛などが報告されたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種勧奨が差し控えられることとなっております。

本市における令和元年度の接種者数は5名であり、積極的な接種勧奨を差し控えてからは、毎年数名で推移をしております。

接種される方につきましては、医師の勧めや、親族に子宮頸がん患者がおられたことなどがきっかけとなる方が多いと考えております。

○村上英明議長 保健福祉部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 生活困窮者自立支援相談窓口と社会福祉協議会との連携体制についてのご質問にお答えいたします。

生活に困窮されている方の多くが複合的な課題を抱えている状況にあることから、生活困窮者自立支援制度と緊急小口資金貸付制度が連携して対応することにより、相談者の自立の促進をより一層図ることができるものと考えております。

例えば、本市の場合、単身世帯の方の住居確保給付金の支給限度額は3万9,000円であることから、それを超える家賃の支払いが困難な方には緊急小口資金制度を紹介し、貸付けを希望される方には相談員が社会福祉協議会の窓口に同行してつなぐなど、両制度が連携し、包括的かつ効果的な支援を行う体制を取っているところでございます。

今後におきましても、多様で複合的な課題を抱え、生活に困窮されている方に対しまして、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、継続的な支援を行い、社会福祉協議会をはじめ、関係機関との一層の連携強化を図ってまいります。

○村上英明議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 摂津市地域情報化計画の総括についてのご質問にお答え申し上げます。

本市では、ICTの活用により、ネットワーク・コミュニティによる協働社会づくりを目指すとともに、市民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ることを目的として、平成27年度に摂津市地域情報化計画を策定いたしました。この間、住民票等の各種証明書のコンビニエンスストアでの

交付を実現し、また、広い範囲に確実に防災情報を届けられるようなデジタル防災行政無線機への更新、及び、基幹システム、統合型GIS、図書システム等のサーバーを、大規模災害時にもシステム、データを保護できる堅牢なデータセンターへ移行するなど、クラウド化を実施いたしました。また、コンテンツの見直しやスマホ対応など、誰もが利用しやすいホームページの刷新も行ってきたところでございます。

一方で、計画で掲げてきた事業の中には、公金の納付方法の拡充や行政手続のオンライン化の拡大など、当初の目標が達成できなかったものもございます。これら全計画の振り返りと、現在の社会動向、それからニーズを分析して、本市における今日的な課題を抽出して、次期地域情報化計画へ反映させていきたいと考えております。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、一問一答でさせていただきます。

外出が困難な際の妊産婦の相談支援についてですが、コロナ禍による外出自粛要請は解除になって、安心して外出ができないとか、乳幼児を連れていて周囲の目が気になるなど、不安が膨らんで神経質になる母親もおられます。この間の妊産婦の健診や、乳幼児の予防接種、健診等ほどのように対応されたのか、お答えください。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 新型コロナウイルス感染症により不要不急の外出自粛が求められておりますけれども、妊産婦の健診や乳幼児の予防接種は適切な時期に確実に受けなければならないものでありますことから、この間も、医療機関のご協力の下、継続して実施してきたところでございます。

また、外出困難を理由に予防接種等ができないとおっしゃられる保護者に対しましては、その理由をお伺いした上で、電話や訪問などで支援に努めてきたところでございます。

一方、乳幼児健診のうち、集団で実施するものにつきましては、国により、緊急事態宣言下では原則延期するよう通知が发出されましたことから、保健センターで定期的に行っている乳幼児健診は、4月から5月の実施分を延期させていただいております。現在、保健センターでの乳幼児健診は再開をしておりますが、延期の影響により、一部の健診を除き、健診日に1か月半程度の遅れが生じていることから、医師会等の関係機関のご協力を得ながら遅れの取戻しに努めているところでございます。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 国においては、新型コロナウイルス感染症対策の第2次補正予算を可決し、妊産婦総合対策事業として、オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用が盛り込まれました。外出自粛要請以外にも、外出が困難になる場合や、障害児や多胎児のご家庭では、荷物の量や天候に左右をされて、外出の苦勞は付き物であります。日常生活が制約された場合に、デジタルに慣れ親しんだ子育て世代において、ICTを活用した相談支援サービスは利用しやすい事業だと考えますが、このような取り組みについての見解をお答えください。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 相談支援をより適切に実施していくためには、できる限り対面でお会いすることが重要と考えており、新型コロナウイルス感染症の影響下におきましても、感染防止対策に注意を払いなが

ら、窓口での相談受付のほか、必要に応じて保健師等の専門職がご自宅まで訪問し、相談に応じるなどの対応に努めてきたところでございます。一方で、感染リスクを懸念し、電話やメールなどで問合せを希望される方も一定数おられることから、改めて相談先の周知等に努め、電話やメールでのご相談に柔軟に対応してきたところでございます。

こうした取り組みの結果、現時点で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、オンラインによる相談支援を早急に導入する必要性はないものと考えております。しかしながら、近年、SNSを活用した相談支援や情報発信など、オンライン上での相談支援サービスを取り入れる自治体は徐々に増加してきており、本市におきましても、こうした事例について注目をしているところでございます。今後も、こうした先進市の事例等を研究し、子育て世代からのご相談に幅広く応えられる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 直接に会ってご相談に対応いただけることは、相談者には大変うれしいことです。そして、どれだけ話を聞いてもらえたかで安心感も変わってまいります。最大に寄り添いながら、気持ちを引き出して不安が取り除かれるように、引き続きのご支援をお願いしたいと思います。

少しSNSを活用する自治体についてご紹介をしますと、静岡県浜松市では、独自のLINEアプリ「子育て情報サイトびっぴ」を開設し、LINE登録をしますと、摂津市のLINEのように、市のほうから情報やQ&A、施設紹介などが毎日発信されます。

また、電子母子手帳として、母子手帳ア

プリ「母子モ」を導入する自治体がふえてまいりました。この母子モは、自治体の情報や予防接種のスケジュール化ができること、また、1冊の母子手帳の子育て記録が夫婦と、また、その家族にも共有できるというアプリでございます。いろんな形で子育てに反映ができるといったアプリです。この電子母子手帳は、国の成長戦略実行計画の中に、子育てノンストップサービスの推進として、民間の子育てアプリと連携しながら紙の手続をデジタル化すること、そして、子育て世代の事務負担軽減と自治体の業務を効率化する検討が具体的に進められております。

晩婚化、晩産化、核家族化、共稼ぎ世帯など、子育て環境は大きく変化する中で、引き続き、子育て世代の負担軽減と、寄り添った総合的な支援の在り方、また、相談支援の体制強化に努めていただくよう要望いたします。

次に、生活困窮者等への自立相談支援の強化についてです。

生活困窮者相談支援事業の新規相談件数を過去5年間平均してみますと、年間169件、うち、住宅確保受給は平均6件です。本年6月24日現在、相談246件、住宅確保受給64件と急増しました。住宅確保給付金の条件が緩和されたことありますが、相談対応に当たる相談支援員の体制に人員不足や支障はなかったか、その点についてお答えください。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 住居確保給付金の申請要件が緩和された本年4月以降、相談・申請件数は、ご質問にもございましたように、急激な増加傾向を示しております。そのような中で、生活困窮者自立支援相談担当だけで対応することが困難となってきた

ため、生活支援課全体で応援体制を組んで対応してまいりました。しかし、それでも体制的に厳しい状況が続いていたため、人事課と協議の上、5月下旬に非常勤の相談支援員を1名追加配置し、現在は、正規職員1名、非常勤職員3名の計4名の相談支援員が対応を行っているところでございます。現状におきましては、相談に来られた方に対し、経験豊富な相談員が懇切丁寧に相談に応じ、適切に必要な制度や支援につなげることができているものと考えております。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 相談者が急増し、相談支援員を加配されたとのことですが、生活困窮者自立支援制度には、住宅確保給付金のほかに、一時生活支援、就労支援、就労準備支援などがあり、一人一人の状況に合わせた包括的な支援が行われていると思えます。例えば、住宅確保給付金は、コロナ禍の影響で、休業等に伴う収入減少によって住居を失うおそれが生じている方に対して、安定した住まいの確保を支援するもので、支給要件に合致すれば、基本3か月間の家賃給付が受けられます。しかし、経済的な困窮が続いた場合は、就労活動と支援員との面談などを行うことで延長も可能ですが、社会全体の経済状況次第では、別の新たな相談者もふえることも想定されます。国は、自立相談支援機関に、相談体制の強化の必要性から、支援員や事務補助員の新規雇用、体制整備に係る経費の補助についての通知をされていると思えます。その点について検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○村上英明議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 ただいま議員がご指摘のとおり、令和2年4月13日付で、厚生

労働省社会・援護局からの通知には、体制拡充の具体的な例としまして、相談支援員等の新規雇用や事務補助員等の新規雇用により、相談支援員の相談業務への集中化などが挙げられており、これらの体制整備に係る経費の4分の3は国庫補助の対象となる旨が示されております。

今後の社会経済活動の動向及び相談・申請件数の推移がまだまだ現状では不透明であることから、今後の状況を注視した上で、より体制の充実の必要性が生じた折には、相談者に寄り添った支援を引き続き推進していくため、体制強化に向けた国庫補助の活用を検討してまいります。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 先ほど、部長のご答弁の中にも、生活に困窮されている方の多くが複合的な課題を抱えている状況にあるとありましたように、相談内容は一つではなく、就職氷河期世代の就労支援や長年のひきこもりなどは、非常に時間をかけながら改善に努めなければなりません。さらには、相談者が窓口に来庁されることを待つだけではなく、アウトリーチ型支援のように、訪問をし、寄り添いながら自立に導いていく、こういったことが相談支援員の本望であると考えております。社会福祉協議会やNPO団体など関係機関との連携を図ることと、そして、相談業務に専念できる体制整備に取り組んでいただくことを要望したいと思います。

次に、キャッシュレス社会に向けた市としての考え方についてです。

地域情報化（実施）計画の中には、オンライン決済の導入の項目がありました。公金の支払方法をふやすことで利便性を高め、収納率を向上させることを目的に、税や手数料などを、インターネットを利用し

て、クレジットカードなど多様な方法で支払うことを可能にする、そういったことを検討されたと思います。その内容についてお聞きしたいと思います。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 現在、公金の収納方法でございますけれども、金融機関の窓口での納付、口座振替、それからコンビニエンスストアでのお支払いということで、この3種類がございます。これまで、ペイジー決済でございますとかクレジットカードの利用につきましても、関係各課と検討を行ってきたところではございますけれども、その中で、手数料が多くかかるといったことや、納付方法をふやすことで飛躍的な収納率向上は見込めないという理由から、現在、三つの収納チャネルとなっておりますところでございます。

一方で、国が昨年10月から開始しましたキャッシュレスへのポイント還元制度によりまして、クレジットカードやスマートフォンなどを使ったキャッシュレス決済が一層広く普及をしております。公金の収納方法の多チャネル化につきましても、キャッシュレス決済への対応が必要であると考えております。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 キャッシュレス決済方法は、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、QRコードなどがありますが、支払う側にとっては、決済スピードが速く、現金の煩わしさが軽減されていきます。企業、店舗側にとっては、金銭授受のミス削減と生産業務の効率化、業務改善による人手不足の解消、犯罪防止などのメリットがあります。消費者には、消費税10%に伴い、昨年10月から今年6月までキャッシュレス決済に対してはポイント還

元制度の実施、そして、取り扱う企業、店舗には、キャッシュレス事業者は一定期間手数料を無料にする、また、導入コストを低くすることで、キャッシュレス化が広く普及をしております。特に、スマートフォンでQRコードを読み込めば、24時間いつでもどこでも支払いが可能という利点で、こういったことを公共料金支払いに導入する自治体もふえております。

本市の上下水道部では、クレジットカード等のキャッシュレス決済について研究をされているようですし、庁内及び公共施設の窓口で支払われている手数料、使用料、また、軽自動車税などは、キャッシュレス決済の効果があるのではないのでしょうか。次期地域情報化計画において、キャッシュレス化をどのように進めていかれるのか、お答えください。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 次期地域情報化計画では、行政手続を一貫してオンラインで完結できるデジタルファーストの実現を目指しております。この仕組みの一環として、キャッシュレス決済の推進を考えておるところでございます。

現在、経済産業省のほうでは、自治体窓口や公共施設のキャッシュレス化に取り組むモニター自治体を選定いたしまして、自治体のキャッシュレス化の標準的なプロセス策定に向けて取り組まれております。本市では、この検証結果を基に、施設利用料等、少額な決済からキャッシュレス化を進めてまいりたいと考えております。間もなく国が進めておりますマイナンバーカードとマイキープラットフォームを活用した各種ポイントの利用が開始され、キャッシュレス社会の一層の進展が見込まれるところでございます。本市といたしましても、次

期地域情報化計画に基づき、キャッシュレス決済の導入により、多様な市民ニーズに対応し、利便性の向上に努めてまいります。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 キャッシュレス決済のリスクとしては、端末の充電が切れてしまったら決済ができないこと、また、大規模な通信障害が発生した場合でも同様のことが起こることは想定しなければなりません。しかし、現金の扱いを減らすことは、時間の削減につながり、その分、ほかのサービスや業務に移行することができます。また、このたびの新型コロナウイルスの感染対策においては、人と人との接触を減らすという行為にも役立ったと思います。費用対効果は様々な角度からしっかりと検証していただき、キャッシュレス化に向けたシステムの構築に取り組みされることを要望したいと思います。

次に、子宮頸がんワクチンの周知についてですが、定期接種対象年齢は小学6年から高校1年の女子ですが、積極的勧奨を控えてから7年が経過し、子宮頸がん予防ワクチンの情報を知らない人がふえているのではないかと考えます。子宮頸がん予防ワクチンの効果は、HPV感染症の減少と子宮頸がんの罹患者の数の減少という個人的な防御だけではなく、集団防衛の効果も期待されます。子宮頸がんは20歳から40歳代の若い女性が増加しており、全国で年間約1万人の女性が罹患をし、約2,800人が亡くなっておられます。がんになる手前のがん病変状態では、子宮の部分切除を受けることになり、これから出産を希望する場合に流産や早産のリスクが高くなります。全ての対象者が子宮頸がん予防ワクチンの情報を適切に知り、子宮頸がんを

予防する機会を失わないよう、行政として取り組む必要があるのではないのでしょうか。そういった点での市としての考えをお聞かせください。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、現在、厚生労働省の通知に基づき、接種を積極的に勧める通知を対象者に個別に発送することは差し控えておりますけれども、一方で、同ワクチンには子宮頸がんの発症予防の効果が期待されることから、対象者が知らないうちに接種の機会を逃すことのないよう周知する必要もあるものと考えております。

現在、本市では、ホームページ上で子宮頸がん予防ワクチンの説明を掲載するとともに、子宮頸がん検診の積極的な周知啓発に努めているところでございます。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 ホームページの掲載は、情報を自ら取りに行く人にしか届きません。

市が実施する子宮頸がん検診は20歳以上の女性が対象でもあります。平成12年生まれ以降には、今の大学生世代を中心に、ワクチンの情報は得られないまま対象年齢を超えてしまった若者が多くいる、そういったことから、この大学生たちがもう一度そういう機会が欲しいという署名活動をするグループもおります。

昨年12月に、公益社団法人日本小児科医会から全国の自治体首長宛てに、子宮頸がん予防ワクチンの対象者に対して周知のための通知や、委託医療機関への説明書、予診票の事前配布などの対策について要望が出されました。そして、今年5月末には、大阪小児科医会が、大阪府知事、また、府内の首長宛てに同様の要望書を送付されたと聞いております。本市としてどのように

取り組まれるのか、お聞かせください。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、近年、子宮頸がんの減少に対する有効性を示すデータも報告され、積極的接種勧奨の再開についても活発に議論が交わされるようになる一方で、ワクチンの安全性については、国民の間でなお根強い不信感もございます。こうした相反する状況を改善し、子宮頸がん予防ワクチンに係る取り組みを強化していくには、早期に国の見解が示される必要があるものと考えております。

今後の子宮頸がん予防ワクチンの周知につきましては、議員がご指摘の公益社団法人日本小児科医会からの提案内容なども参考にしつつ、市民に混乱や誤解を与えぬよう慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

○村上英明議長 福住議員。

○福住礼子議員 市として、市民が健康面での適切な意思決定を行うために、正しい情報を提供していくことが重要であると考えます。子宮頸がん予防ワクチンを接種したくない人には、打たない権利が保障されております。公費で接種できることを知っても、対象期間が過ぎれば、約5万円近い自己負担になります。定期接種対象最終年齢である高校1年の場合、ワクチン接種は6か月間で3回接種することを考えますと、9月中に初回接種しなければ、無料の定期予防接種は受けられなくなります。医師会との協議も重ねながら、HPVワクチンの正しい情報を伝え、家族で話し合うなどして最良の選択ができる環境をつくるための周知に取り組まれることを要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○村上英明議長 福住議員の質問が終わりま

した。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症流行の第2波に備える市内医療・介護・福祉サービス体制の現状と課題について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、発熱など、いざというときにお医者さんにかかりやすい、検査しやすい、入院、治療しやすいなど、市民が安心できる医療・介護の体制を確立することが求められると思います。そこでまず、市民が発熱などの症状が出てから、受診し、PCR検査を受けるまでの流れについて、現状と認識されている課題についてお聞かせください。

2番目に、学校再開にあたり、子どもの安全、心身のケア、学習を保障する学校・学童保育の対応についてです。

学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の約3か月間の休校は、子どもたちに大変大きな影響を与えていると思います。感染への不安、学習の遅れ、友人関係や生活リズムの変化など、様々なストレスを抱えた中での学校再開です。先週月曜日からは通常の授業になりましたが、一人一人の子どもを大切にす手厚い取り組みが重要だと考えます。安全、心身のケア、学習の面からどのような取り組みがなされているか、お聞きいたします。

また、4月から一部で民間委託が導入された学童保育では、学校休校中も原則児童を受け入れてきました。保育時間の相次ぐ変更など、これまでにない対応が求められてきたところだと思っておりますが、学校休校中

の学童保育の状況についてお答えください。

三つ目に、浸水被害を防止する内水排除等の対応についてです。

毎年、この梅雨入りのシーズンから台風シーズンまで、まちなかに降った雨水が排水されず浸水する内水による浸水が、程度の違いはあれ、あちこちで発生します。そこでまず、摂津市の内水排除の現状についてお聞きいたします。

1回目は以上です。

○村上英明議長 答弁を求めます。保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 PCR検査の流れと現在の課題についてのご質問にお答えいたします。

現在の主な流れといたしましては、発熱などで新型コロナウイルスの感染が疑われる場合、まず、24時間無休で対応している新型コロナ受診相談センターに相談していただきます。その結果、感染の疑いがあると判断された場合には、同センターが紹介する専門の帰国者・接触者外来を受診することになります。ここで採取された検体が専門の検査機関に送られ、陽性であるか否かが判明するという流れでございます。

課題といたしましては、PCR検査は結果が出るまで時間がかかり、1日に検査できる件数が限られること、また、検体採取は帰国者・接触者外来以外でも実施できませんが、感染のリスクや感染防止のための院内環境の整備に負担がかかるなどの理由で実施する医療機関が少ないことなどが挙げられます。

○村上英明議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 学校を再開するに当たって

の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

およそ3か月の長期にわたる臨時休業を経て、5月11日より学級を二つに分け分散登校を実施し、6月15日より通常どおり授業を再開いたしております。国・府のマニュアルを参考に市のマニュアルを作成し、学校では、ソーシャルディスタンスの確保や、消毒、換気など、感染症対策を講じながら学校教育活動を実施しております。

また、感染やコロナ禍での学校生活について不安を感じ、悩んでいる児童・生徒についての報告はございませんが、学校が本格的に再開される中で、そのようなケースも想定されます。学校の教員だけでなく、全小・中学校に配置いたしておりますスクールカウンセラー等の専門職も連携して対応できるよう準備をいたしております。

○村上英明議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 小学校臨時休業期間中における学童保育の状況についてのご質問にお答えいたします。

小学校臨時休業期間中は、午後1時30分からの開室時間を、午前8時30分から開室し、児童の受入れを行ってまいりました。運営に当たっては、開室時間の延長、分散保育の実施、指導員の負担軽減などを考慮し、日頃より小学校において子どもたちの支援に関わっている教職員、障害児等支援員、学級補助員のほか、幼稚園教諭の協力の下、運営に支障を来さないよう人員の確保を行ってまいりました。

次に、感染防止対策といたしましては、指導員と国・府からの衛生管理の留意事項などを参考に情報共有を行い、保護者の方々にも、子どもたちの手洗い、マスクの

着用、登室前の検温実施など注意喚起を行い、感染防止に努めてまいりました。また、密を避ける取り組みとして、小学校の協力の下、特別教室や多目的教室などをお借りし、保育室以外も活用した分散保育を実施してまいりました。併せて、家庭での保育が可能な保護者の方を対象に、登室自粛要請を行うなど、学童保育室での感染防止対策に努めてまいりました。

○村上英明議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 市内の内水排除についてのご質問にお答えします。

本市の雨水整備につきましては、令和元年度末の面積普及率が、安威川以北の合流地区が95.7%になり、ほぼ概成している状況であり、安威川以南の分流地区が34.2%となり、未整備地域が多く残っている状況でございます。また、計画雨水量は、10年に一度の確率で時間当たり48.4ミリメートルの降雨を対象としております。

現在の安威川以南の雨水整備の進捗状況ですが、三箇牧鳥飼雨水幹線工事については、管推進工事が終わり、今年度末の完成にめどがつき、東別府雨水幹線工事については、令和3年度末の完成を目指してシールド工事の準備を進めております。一方、安威川以南の未整備地域につきましては、農業水路を活用した水路から下水道への取り込み口の設置をするなど、下水道を補完する施設として対策を講じているところでございます。

○村上英明議長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○村上英明議長 再開します。

午前中に引き続いて一般質問を行います。

安藤議員。

○安藤薫議員 これから一問一答で質問してまいります。よろしく申し上げます。

第2波に備える市内医療等の体制についてでございます。

この間、新型コロナウイルス感染症をめぐって、市民、国民の中で大きな不安が広がったのは、新型コロナウイルス感染症というのが未知のウイルスであるということと同時に、症状が出たときに一体どうしたらいいのかというような不安があったと思います。症状があるのに、相談センターに電話をしてもつながらない、つながっても検査が受けられない。治療が遅れて重症化を招いたり、場合によっては命を落とすというケースが報じられたりしたことが大きな要因だと思います。このような事態は絶対に繰り返すことはできないと思います。この間、広島県、岩手県、愛知県など18道県の知事が発表した緊急提言にありますように、PCR検査を拡大して、感染の早期発見・調査・入院等で市民の命を守ることだと思います。摂津市は保健所のないまちだけに不安は大きいと思います。市としてどのような対策をお考えなのか、お答えください。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 ご質問にお答えいたします。

ワクチンが開発されるまでの間に新型コロナウイルス感染症が再び拡大することは十分に考えられますことから、市民の不安を少しでも解消することが喫緊の課題と認識しておりまして、PCR検査を必要とする患者に検査を実施する体制を早急に整えることが必要であると考えております。

市といたしましては、その手段といたしまして、PCR検査の拡大を図るために、新型コロナウイルス感染症対策検体採取補助金を創設する補正予算案を今議会で上程いたしました。これは、PCR検査の検体採取を実施した市内医療機関に対し補助金を交付することで、検査の実施を促進し、患者の早期発見、早期治療及び感染拡大の防止を図るものでございます。

また、市内において検査体制を強化するため、地域の医師会等が運営する帰国者・接触者外来、いわゆる地域外来・検査センターの設置などの取り組みにつきまして、茨木保健所や市医師会等と調整を図りながら検討しているところでございます。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 既往症のある方、それから高齢者、また、小さいお子さんに対し、発熱時に早期に検査を行って、適切な治療を身近に行えるような体制が不可欠だと思います。ぜひとも早期設置に向けた調整を図っていただきたいと思います。

同時に、市内医療機関に対する支援強化についてお聞きいたします。多くの医療機関が、この間、感染リスクに対峙しながら診療を継続されていますが、これまでの感染拡大の影響で、マスクや防護服など医療用品等の不足、また、受診抑制による収入減、医療従事者の心身両面の負担などが大きな問題になっていると思います。大切な地域医療を守るために、摂津市としてさらなる支援強化が必要だと考えますが、考えをお伺いいたします。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 新型コロナウイルスの感染の不安から医療機関の受診者が減少していることは、市医師会との情報交換の中でも伺っております。また、報道でもあ

りますように、医療従事者の精神的な負担は大変大きなものでございます。

こうした中、既に創設している医療従事者への感謝と応援を目的とした医療従事者応援給付金につきましては、現在、約8割の医療機関に対し交付手続を行いました。また、医療現場で必要となりますマスクやガウン、グローブ、手指消毒剤などについて、次の感染拡大に対応できるよう備蓄の充実に努めております。

検査方法や物資の流通など、新型コロナウイルス感染症に係る状況は日々変化していることから、積極的な情報収集、情報発信に努め、医療現場の声を聴き、地域医療を支えることが、市民の命を守り、暮らしを支えることであると考えております。今後も引き続き、市民の最も身近な自治体として、市ができる支援に取り組むとともに、国や大阪府に地域医療体制の確保に向けた支援について要望してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 この間、摂津市が行っている医療・介護・保育等々の従事者に対する応援給付金、これは非常にいい制度であると思います。しかし、先ほども述べましたように、新型コロナウイルス感染症のPCR検査であったり、発熱外来などを設けたときの医療機関での費用面での負担、それから、受診抑制による収入減というのはやはり放置することはできない、一義的には国のほうがしっかりとした手だてを取るべきだと思いますので、国への働きかけとともに、地域医療を守るために、引き続き支援強化について検討を続けていただきたいと思います。

続いて、介護保険事業所についてもお聞きしたいと思うんです。介護保険の現場で

も、やはり新型コロナウイルス感染のリスクを伴いながら介護サービスを提供しておられるかと思えますけども、利用者の自粛等があつて、市内介護保険事業者の現状もなかなか厳しいものがあると理解しておりますが、市として、市内の介護保険事業所の現状、課題についてどのように把握されているのか、お考えについてお聞きいたします。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、2月の下旬頃から、デイサービスやショートステイにおきまして、高齢者が自主的にサービスの利用を自粛する兆候が見られました。さらに、緊急事態宣言後の4月14日には、大阪府から、家庭の対応が可能な高齢者は、できる限りサービスの利用を自粛してほしいという要請もあり、多くの利用者がサービスの利用を自粛する状況でございました。そこで、4月下旬に、摂津市介護保険事業者連絡会と協働で市内の介護保険事業者にアンケートを実施しましたところ、新型コロナウイルス感染症の発生前と比較して、平均で約20%程度、利用者が減少している状況が確認できております。これらのことから、介護保険事業者が以前より厳しい経営状況に置かれていると認識しております。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 かなりの減収になっているということですが、介護事業所は、市内にたくさんあつて、しかも小規模のところも多いと理解をしております。コロナ後、市内の大事な介護事業所が過密的な状況に陥らないためにも、支援策は強化する必要があると思えますが、その点、重ねてお伺いいたします。

○村上英明議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている介護保険事業者におきましては、活用が可能な様々な制度が設けられております。例えば、独立行政法人福祉医療機構の無利子無担保の経営資金の融資でありますとか、経済産業省の持続化給付金、厚生労働省の雇用調整助成金などがございますが、内容が複雑で理解するのに時間を要するという声もお聴きしております。また、類似した制度が複数あり、どの制度を利用すればよいのか、ほかに利用できる制度はないのか、専門知識を持ち合わせていない方にとって、全ての制度を熟知することは困難な状況でございました。そのような課題を少しでも解消するため、本市では、国の制度を分かりやすいように一覧表にまとめまして、相談窓口の連絡先を見える化した上で、せつつ医療・介護つながりネットなどの媒体を活用し、迅速に介護保険事業者にも周知するように努めており、今後も継続して丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 市内の商工業、飲食店の方々が、制度が複雑で、もっと簡素化してほしい、迅速化してほしいという要望書を産業振興課のほうに出され、小規模事業者への激励給付金等にもつながってきたかと思えますが、介護保険についても、やはり今ある制度は分かりやすく周知をし、手続も簡素化して介護保険事業者を応援していただきたいと思えます。根本的に、やはり国と大阪府に対しても、介護保険事業所に対する給付についてはしっかり行うように、事業者、それから利用者とは一番面して相対している摂津市が、また近隣の市町村とも一

緒に声を上げていただくように要望しておきたいと思います。

続いて、学校再開に当たっての学校の対応についてお伺いしていきたいと思えます。

集団感染を防止するための基本原則は3密を避けることであります。学校生活の中でソーシャルディスタンスの確保が大変重要だと思います。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、新しい生活様式としてソーシャルディスタンスの確保を呼びかけ、人との間隔はできるだけ2メートル、最低でも1メートル空けることを基本にしています。6月8日からの1週間は分散登校が行われて、1クラス約20名でした。先生は一人一人の子どもの様子を把握しやすく、子どもも先生との距離が縮まり、話がしやすくなったと思います。そして、しっかりソーシャルディスタンスを確保することができていたのではないのでしょうか。

しかし、15日以降、通常授業で40人学級に戻ったことで、ソーシャルディスタンスの確保など、求められている感染防止策を図ることが困難になったのではないかと思います。子ども一人一人の健康や学習状況をしっかり把握できるという点でも、子どもや保護者の不安を少しでも小さくするためにも、少人数編制の授業を行うべきであると考えますが、見解を伺います。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 現在、大阪府が国の補正予算を活用しまして教員を追加配置する動きがございます。本市といたしましても、感染予防や学習保障の観点からも、このような加配教員を積極的に活用してまいります。特に、小学6年生、中学3年生について、1クラスの人数の多い学校では、加配を活用して少人数での教科指導が実施でき

るように検討しております。できるだけ多くの学校で少人数での授業を実施できるよう、加配教員の配置を大阪府に要望してまいります。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 様々な人的な確保をしていただきたいんですけども、やはり国のほうが第2次補正予算の中で教員増と言っているのも非常に少ないんですね。1校一人いるかないかという予算しか組まれていないように危惧しているわけですけども、市として、やはりせめて新型コロナウイルス感染症の混乱が収まるまで授業を少人数で行うことが必要だと思います。強く求めておきたいと思えます。

加えましてお聞きしたいのは、教職員に求められる感染防止の取り組み、消毒などいろいろな業務がふえると思えます。教職員の業務負担がどのようなものになっているのか、お聞かせください。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 平常の業務に加え、教職員は、感染防止対策のため、毎朝の児童・生徒の健康観察、定期的な換気、給食の配膳、消毒作業やトイレ清掃等を行っております。児童・生徒に対し、感染症や熱中症にならないように常に気を配る必要がございます。そのため、身体的・精神的負担が増加していると捉えております。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 大きな負担が教職員のほうにものかかっているということでもあります。この間、教職員の超多忙化が問題になってきました。働き方改革が提起もされてきました。教職員の疲弊は、ひいては子どもたちの教育環境の悪化をもたらします。新型コロナウイルス感染症対策による教職員の負担増を軽減するための支援について

お聞かせください。

- 村上英明議長 教育次長。
- 北野教育次長 国や府の補助金を活用しながら、印刷や消毒作業に従事するスクールサポーターを全校1名ずつ増員することを考えております。また、生徒の個別指導や授業準備などを行う学習サポーター等の様々な人的支援を実施してまいります。

- 村上英明議長 安藤議員。
- 安藤薫議員 スクールサポーター、また、学習サポーターの増員は非常に重要なことだと思っております。しかし、教職員そのものをふやしていくというのが非常に重要ではないかと思っております。引き続いて、市独自でも教職員の増員を求めていきたい、そういった方向に政策を見直すことを強く求めておきたいと思っております。

続いて、昨日からも議論がありますが、学習面についてお聞きいたします。長期間授業が行われなかったことから学習の遅れが心配されています。家庭状況によっては格差も心配されていますが、一気に遅れを取り戻そうとすれば、無理な詰め込みになってしまいます。大切な学校行事をなくしたりすることで子どもたちの学校生活をゆがめかねません。摂津市教育委員会は、これまで行ってきた業者による学力テストや研修などを精査・見直しして、子どもの実態に応じた柔軟な教育を行えるよう支援を行うべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

- 村上英明議長 教育次長。
- 北野教育次長 授業再開後、順次未学習の内容から授業を行い、児童・生徒の学力を十分に保障するよう努めております。しかし、議員がご指摘のように、学習の遅れを取り戻すことで児童・生徒に過度な負担を与えることがないよう、年間の指導計画の

精査を行うなどして対応してまいります。

- 村上英明議長 安藤議員。
- 安藤薫議員 学習面の件で教育長にもお伺いしておきます。3月に学校再開ガイドラインが示されて、その中では、児童・生徒の負担が過重とならないように配慮する、また、5月に示された文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」では、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年または次々学年に移して教育課程を編成する学習活動の重点化等が示されているところであります。摂津市の教育、また、学習指導の方針についても、こうした視点に立つべきだと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

- 村上英明議長 教育長。
- 箸尾谷教育長 ただいま議員がご指摘いただきました学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年または次々学年に移して教育課程を編成するということは、具体的に言いますと、それぞれの学校の最終学年を除きまして、例えば小学校4年生であれば、その学習内容の一部を5年生あるいは6年生に移すことができる、まあ言えば先送りをすることができるという文部科学省の局長通知でございます。

それに対しまして、本市では本年度中に学習内容を履修することとしております。その理由としましては、いろいろあるんですけども、まず、やっぱり各学年の履修内容と申しますのは学習指導要領で規定されておりますけれども、それぞれの子どもの年齢による発達段階、あるいは理解度、それから下の学年で習ってきた既習事

項、それから、その教科だけじゃなくて、他教科との関連なども含めてそれぞれの学年の学習内容というのは規定されております。ですから、ある学年のある単元だけをぼんと先送りするとしても、それが他学年や、あるいは他教科にも影響してくる可能性があるということで、一つ難しさがあります。

また、一般的に高学年になるにつれて学習内容は高度になります。ですから、小学校でいいますと、4年生、5年生、6年生、どちらも1年間で1,015コマ学習することとなっておりますけれども、やっぱり4年生より5年生、5年生より6年生のほうが学習内容が高度になりまして、時間も必要になってまいります。そういう中で、4年生の内容を5年生に移す、あるいは5年生の内容を6年生に移すというのは、やはり時間的にも厳しい場合がある。とりわけ、今申し上げた小学校5年生の内容を6年生に移すとか、あるいは中学2年生の内容を3年生に移した場合には、やっぱり最終学年で下の学年の未履修分も併せて学習しなければならないということもありますので、これもまたなかなか難しい。

そしてまた、もう一つは、やっぱり毎年一定数の転出入生がおります。そういう中で、本市だけが例えばある学年の学習内容を他学年に移したときに、その子が転出してしまったら、その転出先で果たしてそれを次年度で履修できるのかどうかといったことで、場合によっては未履修になってしまう可能性もあるということを考えまして、そしてまた、先ほど議員がご指摘いただきました通知にも、各学校で授業時数増加のための指導工夫を行った上で、なおかつ最終的に履修ができない場合は移してもいいという前提条件もありますことから、

本市におきましては今年度中の履修を考えております。ただ、第2波、第3波が出てきた場合には、またその都度、適切に考えていきたいと思っております。

また、それ以外の学習活動の重点化ということですが、これは具体的にどんなことかといいますと、例えば、中学校理科の実験の授業なんかを想定しますと、実験の授業をするときに、まずはその実験の目的、あるいは方法、そして注意点を説明した後で実験を行います。その後、結果をグラフなり、あるいは表なりにして自分なりの考えをまとめる、そして、それをクラスの中でみんなで交流して、その後で問題集等の類題をやって定着を図る、そんな流れが考えられると思うんですけども、学習活動の重点化といいますのは、その中で、例えばグラフ化とか表にして自分の考えをまとめるという学習活動、あるいは問題集をやって定着を図るといった活動を、例えばタブレットがあるのであれば、家庭でタブレット等を活用して家庭学習の中でやる、そういうことで学校での授業時数を減らしていく、そういうことも含めて学習活動の重点化と言われておまして、これについては各学校で工夫して実施していただきたいと思っております。

どちらにしましても、長期休業中の短縮や、あるいは学習内容の重点化も含めた授業の工夫等によりまして、子どもや、あるいは教職員の負担増にも十分留意しながら子どもたちの学力保障に努めていきたいと思っております。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 教育長からいろいろ詳しくご説明をいただきました。ただ、教育長も、3か月もの間、長期にわたって学校を休校するという事は、今までにない異例の事

態である、そうした中で、カリキュラムを本来やる期間よりもうんと短い期間の中で押し込んでいくことによって、今でも子どもたちの心身にいろいろな負担がかかっている、学習の遅れ、それから家庭の格差の問題、様々な問題がありますから、やはり学校、そして子どもたちの実態に即して、丁寧に寄り添った教育活動を進めていきたいということは申し上げておきたいと思えます。

次に、学童保育について触れます。学童保育も、特に異年齢の児童が放課後の生活の場として過ごすわけですから、学校生活とはまた異なった感染防止の困難さがあると思えますが、安全対策についてどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 学童保育は、学校再開に伴い、保育場所が限られてきますが、ソーシャルディスタンスの確保に努めております。各学童保育室では、これまでも感染拡大防止対策として、手洗い、マスクの着用、空気を循環させるための室内換気の徹底や、一堂に多くの児童が集まるおやつの際には向かい合わせに座らない、食事中は不要な発言を控えるなど、様々な取り組みを実施しております。また、遊びについても、ゲーム盤のような密になりやすい遊びは避け、可能な限り児童同士が一定の距離を保てるよう、一人で遊べる折り紙や厚紙による創作を行うなど、密にならないよう遊びの内容や場所を分散する工夫をしております。

今後も、これまで同様に基本的な感染症対策を継続して行うことが重要であり、加えて、分散保育を実施するための保育室の確保、学校再開など環境の変化による児童

のケアなど、学校と連携を密に行い、安全な学童保育の運営を行ってまいります。

○村上英明議長 安藤議員。

○安藤薫議員 今、お話しいただきました。今こそ学童保育が、地域、保護者、そして学校との連携を密にしていくということが問われると思います。この4月から民間委託の学校もありますけれども、官民ともに、その質を均一にするとともに、連携を強く図っていただい、子どもたちの安全を守っていただくように求めておきたいと思えます。

次に移ります。内水排除についてですが、一義的には下水道整備の完成を待たなければならないということだと思いますが、分流方式で雨水幹線の整備途上の安威川以南については、内水排除の多くを農業水路に頼っているということでもあります。そこで、建設部長に農業水路について質問していきたいと思えます。鳥飼下の地域では、地域内で流れる小さな水路でありますけれども、土地が低い場所では、大雨警報が出ていなくても、ちょっとした土砂降りでも道路が冠水したり、家屋内に雨水が流入してくることが度々起こっています。かんがい期の今、農業水路の水位が上がりまして、降った雨水が排水できずに住宅地内に滞留しているようであります。そこで、かんがい期における農業水路の管理について、どのように行われているのか、お伺いしたいと思います。

○村上英明議長 建設部長。

○高尾建設部長 お答えいたします。

摂津市内の農業水路は、平常時、淀川などから用水を農地へ送水するとともに、農地の排水を神崎川などへ送っております。議員がご指摘の水路をはじめまして、主要な幹線は神安土地改良区が管理しておりま

す。それ以外は本市が管理しております。内の雨水対策におきまして、安威川以南の雨水対策の未整備地域では、下水道で受け切れない雨水の排水施設としての役割も農業水路が担っております。かんがい期には、用水が送水され、通常よりも水位が高くなるため、大雨時には、浸水しないよう、総務部、上下水道部、建設部による水防本部を設置し、水位監視やポンプ施設等を稼働させ、浸水防除の取り組みを行っております。

- 村上英明議長 安藤議員。
- 安藤薫議員 加えてお伺いしておきますが、農業水路は、一義的には農業関係者、農業のためにある施設だと思われので、農業水利関係者はどのように水路の管理をされているのか、併せてお伺いします。
- 村上英明議長 建設部長。
- 高尾建設部長 水利関係者は、農地を維持されるため、日常、農地へ取水するための水位を調整されております。とりわけ、かんがい期における大雨時には、水位が上昇することが想定されますことから、周辺地域の浸水防除のため、本市が取水ゲートの開閉操作などにより水位を調整し、大雨に備えております。引き続き、浸水防除のため、水利関係者をはじめとする関係機関と緊密に連携を図ってまいります。
- 村上英明議長 安藤議員。
- 安藤薫議員 水路が農業用と、そして雨水の排除のためにと、今、両面で利用されているということでもあります。先ほど紹介した低い土地の方々からは、目の前の水路がどんどん水位が上がってくるということが見えますので、大雨が降る前には水路の水位を下げておいてほしいという声をたくさんおっしゃっておられるわけです。やはり

地域の実情に応じて、外水氾濫への備えとともに、こうした身近な生活の中であふれてくる水に対しても、地域に寄り添って、いざというときにどのような対応をしたらいいのか、もしくは、このような活動をしている、安心して下さいという周知などを日頃から行っていくことが、小さな災害、それから大きな災害を防止するための大きな力になると思いますので、この点は、上下水道部や建設部、また、防災危機管理室のほうでも連携をしていただいて、検討していただくことを要望して質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

- 村上英明議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

- 藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症関係が随分かぶっていますけれども、よろしく願います。

まず1番目、新型コロナウイルス感染症に対する本市の支援についてですが、昨日来、同趣旨の質問がありましたので、要望にとどめたいと思います。

私たち公明党議員団は、これまで3度にわたり支援対策強化の緊急要望書を提出いたしましたけれども、今回も多くの要望を取り入れていただいたことに感謝したいと思います。これからも、市民を一人も取り残さないとの思いで、さらなる支援策の実施をお願いし、要望といたします。

次に、2番目、新型コロナウイルス感染症禍における大規模災害対策についてですが、今年も梅雨に入り、例年の異常気象が心配される季節到来となりました。今年は淀川が危ないとの意識で質問いたします。

新型コロナウイルス感染禍で発生した場合には、特段の対策と配慮が必要だと思われます。本市での現状の取り組みについてご答弁をお願いします。

次に、3番目、子どもたちを第一に考えた「学びの保障」総合対策パッケージの実施についてですが、3月2日より約3か月間に及んだ新型コロナウイルス感染症に対する臨時休校が解除になる中で、保護者や本人にとっては、長期休暇明けの生活リズムの確立、遅れた学習の取り戻し、学校での新型コロナウイルス感染不安など、様々な不安が募っていると思います。

先日、6月5日に文部科学省は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージを示しましたが、それを踏まえて本市の取り組みを聞きたいと思います。

まず、「臨時休校中も、学びを止めない」として、学校が課す家庭学習と、教師によるきめ細かな指導・状況把握により、子どもたちの学習の継続及び学校との関係の維持を徹底するとしていますが、本市の実態はどうであったのか、また、各家庭のインターネット環境を調査されましたが、その結果、どのようにされたのか、ご答弁をお願いします。

次に、4番目、保育所待機児童解消の取り組みについてですが、今年の4月時点の保育所待機児童数と令和3年4月開設の民間保育施設2か所の進捗についてご答弁をお願いいたします。

次に、5番目、吹田市都市計画道路「千里丘朝日が丘線」が坪井墓地にかかる件ですが、都市計画決定が先日終わりました。これまでの手続について、特に坪井墓地管理組合の墓地に係る本市の対応についてご答弁をお願いします。

次に、6番目、大阪高槻京都線の千里丘交差点の京都行き西側歩道の整備についてですが、この場所は、ベビーカーが傾いて進めない、高齢者の押し車が押せないほど傾きがひどい歩道として、整備要請を長年行ってまいりましたが、これまでに1ミリも動きません。整備することに対する重要性和機運についてのお考えをご答弁お願いいたします。

次に、7番目、ガランド水路遊歩道を千里丘駅まで延長して本市の魅力を大きく発信することについてですが、シティプロモーションが始まっている中で、以前に整備されましたガランド水路と、三宅の旧街道を何らかの整備をしてJR千里丘駅までつなぐことで、駅から文化ホールや大正川までイメージを連続させることができ、本市の魅力を大きくアップすることができると思いますが、その考えについてご答弁をお願いします。

次に、8番目、生態系被害防止外来種「アメリカオニアザミ」の駆除についてですが、昨年、健都の遊歩道を散歩中の市民から、緑地にオニアザミが生えており、子どもに危ないので駆除してほしいと頼まれました。それ以来、オニアザミとの闘いはじめ、周辺を調査しますと、近接するJR貨物敷地内に群生していることが分かり、すぐに市を通じてJR貨物に除去を申し入れました。秋口に草刈りをしてきましたが、枯れるまで放置していたために、大量の種（綿毛）が周辺一面にまき散らされました。このままでは健都でオニアザミが大量に繁殖してしまうとの思いで、今年は専ら種を飛ばさない対策を実施中です。群生地は学園町の中央環状線沿いにも存在することが分かりました。ほかにも市内に群生地が存在すると思います。全国的に

は、ホームページで市民に駆除を呼びかけている市町村もあります。本市における考えをご答弁お願いいたします。

1回目は以上です。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めます。2番目からということで、総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 新型コロナウイルス感染禍において災害が発生した場合の本市の取り組みについてご答弁申し上げます。

本市におきましては、これまで、災害時には最寄りの避難所へ避難をしていただくよう呼びかけてまいりました。地震災害につきましては、まず、一時的に各学校のグラウンドや都市公園など市内29か所の一時避難場所へ避難していただき、その後、市内30か所の避難所へ避難していただくこととなります。しかし、風水害時におきましては、本市の大部分の地域が浸水想定区域となっているため、十分な避難場所の確保が困難となります。さらに、新型コロナウイルス感染症蔓延下に災害が発生した場合、市民の皆様の避難が各避難場所に集中しますと、3密を避けることがかなり困難な状況となりますことから、対策を講じる必要があると考えております。

なお、浸水想定区域外にあります市の3か所の避難所については、安全に受入体制が整えられるよう、避難者の名簿管理や体調管理、さらにはマスクや手指消毒剤などの配備、パーティションの確保などの感染防止対策を行ってまいります。

○村上英明議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 臨時休業中の子どもたちの学習等の実態及びインターネット環境調査についてお答えいたします。

臨時休業中、教員は、家庭訪問等を通じて、子どもたちの健康・生活状況の把握を行うとともに、主に復習のための学習プリントを配布し、家庭での学習を支援しました。子どもたちは、おおむね自宅で過ごしており、日常生活で心配となるような状況は報告を受けておりません。さらに、4月からは、教員が動画を作成し、子どもたちへの声かけや規則正しい生活の指導、家庭学習の支援を行っております。6月15日時点で、小・中学校合わせ526本作成し、インターネットで配信いたしております。

また、5月に全家庭のネットワーク環境調査を行いました。児童・生徒が平日、昼間の時間帯に動画を視聴できない割合は、小学校で約44%、中学校で約20%でした。この調査結果から、現状ではインターネットを活用した双方向通信による家庭学習の実施は困難であると判断したところです。今後は、第2波、第3波の感染に備えて、オンライン学習の実施に向けて、さらにICT機器の環境整備を進めてまいります。

○村上英明議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 保育所の待機児童についてのご質問にお答えいたします。

本市における厚生労働省保育所入所待機児童の定義の待機児童数は、令和2年4月1日現在で32名、前年対比では3名の増加となっております。令和元年度も、認定こども園の分園や小規模保育事業を整備することで、保育定員数の増加を図ってまいりましたが、様々な要因から保育施設への入所申込者数が増加したことで、待機児童の解消には至っていない状況でございます。待機児童の詳細を見ますと、地域別、

年齢的に偏りが見られ、地域としては安威川以北に発生し、年齢的には1歳児、2歳児となっております。

このような状況から、昨年度策定いたしました第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、今年度も安威川以北地域において計画的な施設整備を行い、定員の拡大を図ってまいります。具体的には、三島三丁目、千里丘東二丁目において、それぞれ定員40名前後の保育施設の整備を図ってまいります。そのうち、千里丘東二丁目に整備予定の保育施設につきましては、今年中の開園を予定しており、小規模保育事業の連携施設にもなる予定でございます。

○村上英明議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 都市計画道路「千里丘朝日が丘線」についてのご質問にお答えいたします。

本路線は、本市と吹田市域にまたがる道路であり、令和2年3月に事業主体である吹田市が都市計画決定し、現在、事業認可手続を進められております。なお、その決定に当たり、吹田市から本市に対しまして意見照会があり、同年1月に開催した本市都市計画審議会の意見を付して吹田市に回答しております。事業予定区域には議員がご指摘の墓地がございますが、これまで吹田市が開催した墓地管理委員会に対する事業説明会や、市民の方々を対象とした都市計画案に関する説明会に本市も同席するなどの協力を行っております。今後とも、吹田市が実施する用地買収における地権者への丁寧な説明や円滑な手続を進められるよう、同市に働きかけてまいります。

続きまして、大阪高槻京都線の千里丘交差点の京都行き西側歩道の整備についての

ご質問にお答えいたします。

議員がご指摘の箇所は、道路と民地の高低差により適正な歩道勾配が確保されていないことなどは認識いたしております。当該箇所の周辺においては、本市が実施する千里丘西地区市街地再開発事業や、吹田市が実施する都市計画事業千里丘朝日が丘線が予定されておりますことから、これら事業と一体的に整備されるよう、道路管理者である大阪府茨木土木事務所に働きかけてまいります。

○村上英明議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 ガランド遊歩道の延伸についてのご質問にお答えいたします。

ガランド水路は、耕作地の減少や下水道の進展により、農業水路としての機能を縮小し、新たな役割として、平成10年度に下水道処理水を活用したせせらぎ水路や緑の遊歩道の整備が行われ、親水性のある水辺の空間としての市民の憩いの場として親しまれております。

遊歩道の延伸につきましては、乙辻の踏切からJR千里丘駅に向け、北側の市道千里丘東66号線の現況幅員が狭小部で3.3メートルとなっており、せせらぎ水路と遊歩道の幅員や通行車両の幅員などが確保できない状況にあります。また、軒を並べる家屋からの出入口の確保など、住民の理解はもとより、生活道路として維持する必要があり、技術的に難しいと考えております。

○村上英明議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 生態系被害防止外来種の「アメリカオニアザミ」の駆除についてのご質問にお答えいたします。

アメリカオニアザミは、国の生態系被害

防止外来種に指定されており、カテゴリー区分としては、国内に定着が確認されており、生態系等への被害を及ぼしている、また、そのおそれがあるため、防除・遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的な対策が必要な外来種であると規定されております。その総合対策外来種には、対策の緊急性が高く積極的に防除を行う必要のある緊急対策外来種、甚大な被害が予想されているため対策の必要性が高い重点対策外来種及びその他の総合対策外来種に区分されており、アメリカオニアザミはその他の総合対策外来種に分類されております。そのため、他市においてホームページで駆除等を市民へ呼びかけておられる例は確認しており、本市におきましても、他市事例を参考にホームページの活用を検討してまいります。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問を行います。これからは一問一答で行います。

まず、2番目の新型コロナウイルス感染症禍における災害対策についてですが、市内の使用可能な避難所は3か所のみということです。現在、広域避難計画を、国、大阪府、大阪市、三島地域の4市1町で、明年3月頃策定を目指し、検討会議を開催されていますが、その進捗についてご答弁をお願いします。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答え申し上げます。

広域避難計画につきましては、国と大阪府の主導により、昨年11月から検討作業を継続しているところでございます。

これまでの進捗状況ですが、構成自治体であります三島地域の4市1町と大阪市の各ハザードマップの分析、避難想定人数と

避難所収容人数の量的バランスの調整などを行ってまいりました。特に、本市につきましては、構成自治体の中でも浸水想定面積の割合が大きく、避難する側の自治体となりますことから、鳥飼地域の現地視察や、他市への避難時にボトルネックとなります宮島橋の通行可能最大量を試算するなどの作業を進めてまいりました。

今後につきましては、受入先となります各自治体内での避難所の確保、避難判断基準の作成、移動手段確保の協議、調整を進め、来年3月頃に広域避難第1次計画を策定する予定となっております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先日、NHKスペシャルでは、万博記念公園への避難を検討していることが紹介されていまして。広域避難第1次計画を明年3月頃策定予定ということですが、今年は淀川が危ないとの思いで、手遅れにならない策定を希望します。

大阪府から6月に避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）が出されています。それによりますと、多様な避難所の確保として、避難所における感染症蔓延防止を図るため、自宅療養者、濃厚接触者及び一般の避難者を区分した避難スペースを確保するとともに、各避難所においても、身体的距離を保ち、3密を回避するためのスペースが必要であること、また、民間施設も含めた可能な限り多くの避難所の開設を図ること、自宅での待機、親戚や友人宅への避難の検討を図ることが挙げられていますが、本市の考えをご答弁お願いいたします。

また、先日、マスコミに摂津オリジナルセパレート避難メソッドを発表されていますが、併せて答弁をお願いします。

そして、新型コロナウイルス感染症禍にお

いては、他地域からの広域応援が十分確保できないため、自主防災会の活躍に頼らざるを得ないとされています。新型コロナウイルス感染禍での対応についての研修会等を開く必要があると思いますが、本市の考えをご答弁お願いいたします。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答え申し上げます。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染禍において風水害が発生した場合、他の自治体と比べましても、避難場所の確保が非常に難しいことから、本市独自の分散避難の在り方について、摂津オリジナルセパレート避難メソッドを取りまとめたところでございます。風水害時の避難所運営につきましても、感染症対策を考慮いたしますと、現状の避難場所だけでは避難者の収容が困難となりますため、配慮を要する方や避難所にしか避難できない方が避難できる場所を少しでも多く確保できるよう、現在、市内の事業所や民間施設等へ避難場所の提供についてご協力をお願いしているところです。先日、香露園地区にございます事業所と協定を締結し、約100名分の緊急避難先をご提供いただくことができました。そのほかにも、現在、約20社と協定締結に向けた協議を進めておるところでございます。しかし、それでも十分な避難場所を確保することは難しく、市民の皆様には、ハザードマップなどを確認していただき、浸水のおそれがない場合は、自宅上層階等での在宅避難や、親戚や友人宅に身を寄せる縁故避難など、多様な避難方法の検討を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、現在はコロナ禍において実施を見合わせておりますが、自主防災会などでの避難所運営に関する研修会等につきまし

ては、できるだけ早期に実施しまして、災害時には円滑な避難所運営ができるよう連携してまいりたいと考えております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 各家庭で洪水被害時の避難方法を決めておくことは非常に重要であると思います。何度も言いますが、淀川は今年には危ないとの思いで、手遅れにならないように早急な市民への周知をお願いいたします。また、自主防災関係者に対して、新型コロナウイルス感染禍の計画をしっかりと定めてから早期の研修会等の開催をお願いしたいと思います。

さて、内閣府政策統括官発信の「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について」と題した通達が都道府県に発信をされています。その中では、今は自治体も社会福祉協議会も手いっぱいな上に、分散避難が推奨される中、自治体や社会福祉協議会だけでは被害者支援を十分にできないことから、地域のNPO等、民間支援団体とあらかじめ連携体制を構築しておくことが極めて重要であることとしています。本市の考えをご答弁お願いします。

○村上英明議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 災害時に本市の力だけで被災者支援を行うことは不可能でございます。ボランティアや他の自治体からの支援を受け、復興を早めるためには、受援力を高める必要があると考えております。少しでも多くの方からご支援をいただき、力を発揮していただけるよう、社会福祉協議会が所管しておられる災害ボランティア制度の拡充をしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 何度も言いますが、手遅れにならない対応をお願いしたいと思いません。

新型コロナウイルス感染禍の中で分散避難が推奨されますが、その際、あらかじめ検討しておかなければならないことは、避難所以外に一時避難されている方、また、在宅避難者の状況把握です。この場合に有効なのが被災者アセスメント調査票です。これは厚生労働省と内閣防災が設置した作業グループが作成したもので、被災者支援に関わる現場関係者の経験と知恵が凝縮されています。避難所の受付窓口、災害時要援護者名簿などを基にした家庭訪問、見守り活動をする際に活用することが想定され、これによって、在宅避難者を含め、避難者全体の状況が、ざっくりではありますが、把握できるようになります。内閣防災は、この調査票の活用を自治体に促しております。こうしたものも活用していただき、全ての避難者を一人も取り残さず守れる取り組みをお願いします。とにかく、新型コロナウイルス感染禍の中で大災害が発生した場合の計画をしっかりと立て、市民の安全・安心を確保することが市としての最大の責務であり、強く要望したいと思います。

さて、今回も含めて、これまで市長が実施された様々な支援策については大変高く評価をするものです。今後も、第2波、第3波の到来を踏まえた上で、様々なシミュレーションを行い、対策等を用意しておくことが重要であり、その上で、市民を一人も取り残さないとの思いで、市民のニーズをしっかりと見極め、次なる支援をお願いしたいと思います。最後に、総括的に市長の決意と覚悟をお願いいたします。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 藤浦議員の新型コロナウイルス感染症についての質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が2月前後に大きく取り上げられたと思いますけれども、恐らくいち早くという言葉が当てはまると思いますが、2月3日に対策本部を立ち上げました。そして、いろいろと頭をよぎったんですけども、国も府もいろんなことを考えてくれている、でも、これは、なかなか形になるのは先のことになるおそれがあるぞと。言葉はよくないんですけど、やっぱり大きな粗削りな面があるのではないかと。いい制度ができて、帯に短したすきに長しという言葉はよくないかも分からないけれども、もうちょっとところで制度の対象から外れる人がたくさんいてるはずやと。特に、摂津市には中小零細企業の皆さんが多く、恐らく制度があってもなかなかたどり着かない、ここをとにかく国や府の制度が行き届くまでに今すぐ手を打とう、そういう思いを持ちました。

福祉のほうにつきましては、全てとはいかない、でも、一つの目安として、貧困率の一番高いひとり親家庭の皆さん、ここへまず支援することを考えようやないかと。恐らくそのとき、一方は10万円、一方は5万円。大盤振る舞いと言ったら怒られますけれども、まあ、摂津市としてはよう頑張ったと思います。これが府内各市のモデルみたいになりました。そして、結果的には、国もひとり親家庭への施策を全国的に展開するという形になったんですけども、そのほかいろいろご指摘をいただいておりますけれども、目につくところとか、それなりの日の当たるところ、これはみんな分かっていると。しかし、地道にと

いいですか、縁の下の力持ちといいますが、あんまり物は言われへんけれども、そういった仕事に就いておられる方はたくさんあるぞ、この辺にもしっかりと感謝の気持ちを表そうやないか、そういうことで、いろんな医療、福祉等々の関係者の皆さんにも支援をすると。そんなことで、落ちこぼれと言うたらよくないけど、とにかく、前にも答弁しておりますけれども、制度の対象から外れる人がないようにということで目を向けてきたんですけど、これからもそういった視点は大事にしたいと思います。

そういうことで、今は落ち着いているようですけども、まだ予断を許さない。第2波、第3波が起こったときには、慌てることのないように、さらに知恵を絞ってといいますが、敏速かつ丁寧に、常に弱者の視点を考えながら取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 どうぞよろしく願いいたします。

次に、3番目、学びの保障についてですが、臨時休業中、家庭復習を進めるプリントを配布したり、また、4月からは教員が動画を作成して、6月までに合計526本作成したとのことでした。子どもたちの自宅期間が長期化する中で、体力が低下することも心配でしたが、生活習慣の乱れについてはさらに危惧をいたしました。学習においても、出された復習プリント等をやる子とやらない子では格差が生じています。そして、インターネット調査では、日中、動画が見れない小学生は44%、中学生は20%であり、これもまた格差が生じています。その他、文部科学省の作ったもの

や、教科書メーカーの作った動画など、たくさん出ていましたが、さらに格差が生じていると思います。

自宅は、学校と違い、子どもたちの勉強する環境がまちまちです。家庭学習時間もともと少なく、ゲームやスマホの時間が長い本市の子どもたちは、生活が乱れた生徒・児童も多かったのではないかと思います。学校が再開され、6月のスタート時点で早くも格差ができている実態を踏まえて、課題のある子一人一人に寄り添い、一人も取り残さない教育をぜひお願いしたいと思います。

さて、学びの保障では、学校再開に当たって、感染症対策を徹底しながら、しっかり学校での学習を充実する、最終学年の小学6年生と中学3年生は優先的に学習を取り戻す、また、他の学年は、二、三年間を見通した教育課程編成も検討し、着実に学習保障をしていくとしています。そのためには、先日、国で成立した第2次補正予算を使って、教員加配やスクールサポーターなどの人的体制整備や、感染症対策、学習保障などに使える学校補助金、ICT環境の整備について、小学6年生と中学3年生を優先的に本年8月までにオンライン学習の確立が挙げられています。本市では具体的にどのように計画をされているのか、また、学校が始まり、子どもたちのストレスから不登校が増加することに対して、SSW、つまりスクールソーシャルワーカーの加配も記載をされていますが、本市の取り組みについてご答弁をお願いします。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 まず、人的支援としては、教員の加配を最大限確保するとともに、全校に教員の業務補助を行うスクールサポーターや学習指導員の追加配置を行いたいと

考えております。

次に、感染症対策ですが、衛生用品等消耗品やサーキュレーター等、熱中症対策も兼ねての備品購入等に補助金を活用してまいります。

次に、ICT環境整備ですが、小学6年生、中学3年生から優先的に一人1台のタブレット端末を配備し、順次全児童・生徒へ配備したいと考えております。

最後に、学校再開後の子どもたちの状況でございますが、休業中の学習や生活の制限等による心理的ストレスを感じている子どもの支援として、スクールカウンセラー等と連携して組織的に対応するよう指導しておりますが、現時点で大きな問題行動等の報告は受けておりません。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ただいま、物的、また人的支援の具体策を答弁いただきましたけれども、授業が本格化したこれから、学力の格差を解消しながら学習保障の実施をされてまいります。いじめ問題、また、児童虐待や貧困問題など、新型コロナウイルス感染症のひずみが子どもたちに及ぶことが心配です。細かく目配りを行い、場合によってはスクールソーシャルワーカーの増員なども検討し、一人も取り残さない教育をぜひお願いいたします。

次に、教育課程の編成についてですが、文部科学省は、参考資料として「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の展開イメージ（中学校3年生の例）」を紹介されています。こうしたものを参考に各学年の教育課程を作成し、保護者、児童・生徒に示す必要があると思います。いつまでに作成するか、また、授業や行事の考え方等についてご答弁をお願いいたします。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 臨時休業が延長されるたびに、学校に対して未学習の時数調査を行いました。調査結果を踏まえた授業時数を確保するために、夏季及び冬季休業期間の短縮や、各学校の状況に応じて1週間当たりの授業時間増などを実施いたします。教育委員会といたしましては、学校に対して、近日中に子どもや保護者に授業時数確保のための方策を文書で説明するよう指示いたしております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 本市教育委員会として、教育課程に対する方針について、もう少し具体的に確認したいと思います。

まず1番目、市内小・中学校全学年で今年度中に学びを取り戻す方針なのか、2番目、夏季休暇、冬季休暇の日程は、3番目、土曜、日曜、祝日の授業については、4番目、今季のプール授業は、5番目、修学旅行、運動会については、また、行事の重点化について、それぞれどのように各学校に指示をされているのか、また、その他、授業時間確保の方法として、どのような手法を提案されているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○村上英明議長 藤浦議員、すいませんが、一問一答ということ踏まえれば、できたら一つ一つということになってくると思いますが、今回は受付をさせていただきますから、よろしく申し上げます。教育次長。

○北野教育次長 教育課程に係る教育委員会の方針についてお答えいたします。

まず、臨時休業により遅れている学習につきましては、第2波に備えることから、今年度中に終えるよう計画いたしております。

次に、長期休業の日程でございますが、

夏季休業は8月7日より17日までとし、冬季休業は12月26日から1月6日までとする予定でございます。

次に、土日等の授業実施につきまして、現時点では計画いたしておりませんが、今後の状況いかんによっては検討しなければならないと考えております。

次に、水泳指導でございますが、児童・生徒の健康診断を早期に実施できないため、健康安全面の配慮から、今年度については実施は見送りをいたしたところでございます。

次に、修学旅行と運動会につきまして、各校とも、感染拡大防止の観点を踏まえ、工夫して実施する予定にしております。

次に、行事の重点化につきましては、運動会であれば、競技等に重点を置いたプログラムの編成をいたしながら行うということでございます。

また、授業時数確保につきましては、1週間当たりの授業時数増、朝の15分程度の時間を活用したモジュール授業等の実施を行うよう示しております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。本市は、全小・中学校ともに今年度中に学びを取り戻す方針の下、今、学校ごとに特色を生かし、無理のないようにカリキュラムを作成し、保護者に伝えることを指示されているということでございます。

しかし、詰め込まないようにといても、通常よりも短期間でカリキュラムを組むこととなります。どこかにそのひずみが現れるのではないかと、さらに学力の格差が広がることや不登校が増加することなどが懸念されます。課題のある子どもに手厚く、一人も取り残さない教育を責任を持っ

て行っていただくようにお願いします。そのことについて、最後に教育長の決意と覚悟をお願いいたします。

○村上英明議長 教育長。

○箸尾谷教育長 まず、授業時数回復の手だてについて簡単にご説明申し上げますと、先ほどちょっと申し上げたんですけども、小学校4年生から中学校3年生まで、年間1,015時間授業をするようにと法令で規定されております。この1,015時間と申しますのは、年間の授業週を35週と設定しての計算になっています。35週ということは、8か月と3週分、これが小・中学校の年間の授業週ということになります。

35週ということで、これを回復しなければならないんですけども、現在、教育委員会が示しております長期休業、つまり、夏季と、それから冬季の18日間の休業を加味して、6月15日の授業再開から3月、つまり年度末までを計算しますと、およそ34週ございます。ということは、あと1週間分ということになるんですけども、ただ、これは子どもたちが楽しみにしている学校行事が全然入っておりません。ということで、先ほど教育次長のほうから答弁いたしましたように、朝のモジュール学習でありますとか、あるいは、本市の場合は、多くの学校で水曜日は5時間授業になっておりますが、それを6時間目をやりますとか、あるいは、先ほどご答弁申し上げた学習活動の重点化でありますとか学校行事の精選、例えば、音楽会等が小学校なんかは特に練習も含めて結構な時間をかけてやっておりますが、新型コロナウイルス感染症の対策でその学校行事はできませんから、そこは授業ができると。そういうようなことで残りの授業時数を回復していく

ということでお考えいただいたら結構かと思えます。

今ご指摘いただきました子どもたちの生活習慣の乱れ等の影響ですけれども、私もこれは心配をしております。例えば、長期休業で基本的な生活習慣が乱れて、不登校と申しますか、学校に来ない子がふえるのではないかと心配もしておりましたが、6月当初に全校長にヒアリングを実施しましたところ、多くの学校で、逆に前年度まであまり来ていなかった子どもが来るようになったというようなこともありました。ただ、これにつきましては、東日本大震災で学校が再開されたときも同様な状況が起こって、やはりしばらくしたらまた来なくなつたということも聞いておりますので、我々としても、今、学校に子どもたちが来てくれている間に、子どもたち同士や、あるいは教員とのつながりをしっかりと確保して、学校に引き続き来ていただけるような取り組みをしていきたいと思っております。

また、高校受験につきまして、やっぱり中学校3年生は一番心配していると思えます。昨日も申し上げましたとおり、夏期と冬期合わせて3週間、民間塾と連携して授業料無償の学習塾を学校で開催することにいたしました。民間塾を公立の学校で開催するということは、いろいろご意見もおありだと思いますけれども、今年度に関しては、やはり子どもたちを第一に考えていくということで開催を決定いたしました。ということで、希望者ということになっておりますので、ぜひ多くの子どもたちに利用していただけたらと思っております。

そういうような具体的な支援策を進めながら、やっぱり私としましては、今回の長期間の休校等によりまして、子どもたち

が、地域や経済的な教育格差によりまして、将来に子どもたちがコロナ世代というような、何か教育が不十分にしか受けられなかった子どもたちとやゆされることのないように、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。とにかく子どもを第一に考えて、一人も取り残さない教育をお願いしたいと思えます。

次に、4番目、保育所についてですが、開設予定が順調に進んでいるとの答弁をいただきました。

さて、私は、今後、特に健都の待機者がふえることを懸念しています。千里丘小学校区での子どもの増加傾向と保育所定員との関係についてご答弁をお願いします。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 千里丘地域におけるゼロ歳から5歳までの就学前児童数の推移でございますが、平成30年10月現在で448名、令和2年4月現在で643名となっております。千里丘地域の中でも、千里丘新町の就学前児童数が、平成30年10月現在の55名から令和2年4月現在では232名に増加しており、マンション開発による影響が顕著でございます。

一方、千里丘地域には、保育所1園、保育所分園1園、認定こども園1園が立地し、その保育定員数は350名となっており、児童数に対する保育定員数は比較的多い地域になります。千里丘新町のマンション開発については全て竣工済みとなっておりますが、完売といった状況ではないことから、今後も千里丘地域、特に千里丘新町の児童数の推移を注視してまいります。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今おっしゃったように、私

の最近の私的な調査ですけれども、健都のマンションは全部で966戸ありますけれども、そのうち350戸前後がまだ未入居です。子どもの数字もさらにこれからふえる可能性が高いと思います。また、子どもを乗せて竹之鼻ガードを自転車で移動するのは大変な至難でございます。そんなことから、近い将来、千里丘に保育所の新設が必要ではないかと考えていますので、今後もよく注視をしていただくようお願いし、要望といたします。

次に、5番目、坪井墓地の件です。これまで、都市計画決定に対しまして、坪井墓地管理組合は、先祖が安らかに眠る場所を道路にされてなるものかと、反対看板設置や反対署名集めなど様々に取り組んでこられました。しかし、都市計画決定がなされた後は移転交渉に移っていくこととなりますが、関係者の声によく耳を傾け、小手先の移転にならないように、移転前よりもよくなる、そういう整備になるように、本市もしっかり協力することをお願いし、要望といたします。

次に、6番目、大阪高槻京都線についてですが、令和9年度の完成を目指して千里丘西地区再開発事業が行われ、都市計画道路千里丘朝日が丘線が整備される中で、併せて整備できますように、引き続き働きかけをお願いし、これも要望といたします。

次に、7番目、ガランド遊歩道の件ですが、通告のタイトルがちょっとよくなかったのですが、まるでガランド水路を延ばすような答弁になりましたけれども、私が言っているのは、舗装を変えることや特徴のあるものを置くなどのイメージをつなぐということでございますので、そうすることによって魅力を高めることができると言っています。そのためには、三宅まちづくり協議会

を立ち上げ、三宅地区の人たちと協働で進めれば、さらに大きな魅力になると思いますが、そのお考えをご答弁お願いします。

○村上英明議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 ガランド遊歩道の魅力発信についてのご質問にお答えいたします。

ガランド水路沿いの街並みにつきましては、平成12年に「甦る水100選」として建設大臣表彰を受賞したほか、大阪まちなみ百景としても取り上げられ、さらには、本市のシティプロモーション戦略におけるブランドとしても位置付けをしており、地域の人々の心を癒やしてくれる市内有数の水辺空間でございます。多くの方々にこの魅力ある水辺空間に足を運んでもらうためには、このガランド遊歩道をまず認知していただくことが重要であると考え、昨年度作成いたしました本市のPR冊子にも取り上げたところでございます。

ただ、議員がご質問のJR千里丘駅からガランド遊歩道までを生かした連続性のある魅力づくり、魅力発信につきましては、三宅地区のお話も今ございましたけれども、道路の状況等もございまして、その連続性の部分については今後の課題であると認識をしております。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 三宅まちづくり協議会を立ち上げて、地域の魅力を高める取り組みについて、ぜひシティプロモーションの面から前向きに取り組んでいただくことを要望したいと思います。

また、最近、JR千里丘駅東側のタイル舗装の劣化が激しくなっています。全面舗装も今後考えていただくことを併せて要望しておきたいと思っております。

最後に、アメリカオニアザミについてですが、アメリカオニアザミは、見た目は日

本のアザミと似たきれいな花を咲かせるために、知らずに触ってしまい、けがをするケースがあります。ヨーロッパ原産の多年草で、北アメリカから輸入された穀物や牧草に混じって日本に持ち込まれました。大きなものになりますと、大人の背丈ほどにもなります。葉や茎、つぼみに鋭いとげがあり、刺さるとけがをします。特に小さな子どもなどが分からずに触ってしまい、けがをします。繁殖能力がずば抜けて高く、除去するタイミングが遅くなると爆発的にふえ、一度その場に根づいてしまうと、多年草ということもあり、年々その数をふやしてまいります。本市におきましても、先ほど答弁いただきましたけども、ホームページによる市民周知で、市全体で駆除に取り組むとともに、職員の皆さんにもこのことを徹底していただき、公共施設に結構生えていることがあります。この公共施設等に生息する個体を職員の皆さんが駆除していただくように併せて要望いたしまして質問を終わります。

○村上英明議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、まず初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症によりまして被害に遭われた全ての皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、緊急事態宣言期間中も、それぞれの立場で、感染リスクのある中、業務に従事してくださいました市の職員、あるいは、医療、介護、そして福祉施設、教育、保育の現場の皆様々に心から感謝を申し上げ、質問をさせていただきます。

今回、1点だけさせていただきます。夢の実現、魅力あるまちづくりを目指した新

幹線鳥飼車両基地との連携についてでございます。

1点目には、先日頂きました3月に発刊の撰津市シティプロモーション戦略ということで、新幹線公園の0系新幹線の前でせつつ君がVサインを取っている表紙の写真ですけども、非常にインパクトがあるすばらしい戦略ができたかと思えます。この撰津市シティプロモーション戦略を進めていくに当たっては、新幹線基地との連携というものが非常に大事であると思えます。そして、それと併せて、今年度から始まりました、今、鳥飼地域のまちづくりのビジョンを作成していただいていると思えますけども、鳥飼まちづくりランドデザインの取り組み、これも、新幹線鳥飼基地との位置付け、連携については非常に大事な部分があるのかと思えますので、1点目、その部分をお聞かせいただきたいと思います。

そして、もう一つは、以前は新幹線基地の見学会があったと聞いております。そして、同僚議員からも再開に向けての質問があったと認識しておりますけども、子どもたちの社会見学会の実施について、どのようなメリットがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、もう一つは、安全・安心なまちづくりの観点から、緊急車両通行における消防本部と新幹線基地との連携についてお聞かせいただきたいと思います。

例えば、鳥飼八町、いわゆる鳥飼地域の東部のほうで火災あるいは救急出動の要請があったとき、もちろん鳥飼出張所があります。火災の場合は高槻市の応援というのもあると思うんですけども、やはり本部から出動の場合に、新幹線の基地内を通行させていただきますと、私は1分でも2分でも早く現場に到着できるのかと思えます。

その観点からちょっとご答弁をいただきたいと思います。

1回目、終わります。

○村上英明議長 答弁を求めます。市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 シティプロモーション戦略推進における鳥飼車両基地との連携並びに鳥飼まちづくりグランドデザイン推進における鳥飼車両基地の位置付けについてのご質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインの策定におきましては、誰もが訪れてみたい、住みたい、住み続けたいと共感していただけるようなまちづくりのビジョンを示すことも重要であり、そのためにはシティプロモーションの観点が必要となってまいります。

昨年度、シティプロモーション戦略の策定に当たり実施した市民アンケートにおきまして、本市のイメージをお聞きしたところ、回答された市民の約3分の1が「新幹線や電車などの乗り物のまち」を選択され、「都心部へのアクセスのよい利便性の高いまち」に次いで多い結果となりました。これは、モノレールや幹線道路からずらりと並ぶ新幹線車両を眺めることができる鳥飼車両基地が起因しているものと考えられます。

鳥飼車両基地は、JR東海の所有施設であるため、グランドデザインに直接位置付けることは難しいと考えておりますが、シティプロモーション戦略のブランド要素の一つとして位置付けており、例えば、隣接する新幹線公園を利用したコラボイベントの開催など、JR東海と連携した新たな取り組みが展開できれば、本市の魅力ある代表的なブランドになり得るものと考えてお

ります。

○村上英明議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 新幹線鳥飼車両基地の見学が実施できた場合のメリットについてのご質問にお答えいたします。

小学校の社会科において、身近な地域の特色、交通や地形、働く人々の様子を学ぶ必要があることから、3年生を中心に、現在、市内の工場や商店、公共施設等の見学を行っております。そのような中、新幹線基地の見学をさらに実施できれば、子どもたちに人気のある新幹線の実物を間近に見学できるため、いわゆる本物に触れる機会がふえることになり、子どもたちが社会や仕事、まちの様子を、より詳しく、印象深く学べるようになると考えております。

○村上英明議長 消防長。

(明原消防長 登壇)

○明原消防長 緊急車両通行における消防本部と新幹線基地との連携についてのご質問にお答えをいたします。

消防本部と新幹線基地の連携につきましては、現在、基地及び新幹線軌道敷での災害発生時、迅速に被害を軽減できるよう、警防活動上、必要な情報共有を図っております。

ご質問の基地内の緊急車両の走行につきましては、過去、消防車をはじめ、公用車両について、基地内通り抜け走行を許可していただいていた時期がございましたが、先方のセキュリティ対策等を背景に、現在では通行不可となっております。

現在、鳥飼八町方面への出勤につきましては、新幹線軌道敷に並行する市道鳥飼野々1号線や市道新在家鳥飼上線を走行するルートが一般的であります。しかしながら、大阪中央環状線の停滞や市道新在家鳥

飼上線の新在家一、二丁目の渋滞等により、緊急走行に苦慮する場合もございます。

ご提案の基地内の緊急走行につきまして、最近の救急到着時間を基に、構内道路約2.2キロメートルをノンストップで緊急走行した場合をシミュレーションいたしますと、鳥飼基地東交差点まで数分の時間短縮が可能であると予測されます。実際の緊急走行に関しましては、基地出入口ゲート開閉による時間ロス及び基地内での安全運転管理等が大きな課題であると考えるところでございます。

○村上英明議長 南野議員。

○南野直司議員 市長公室長から、摂津市のシティプロモーション戦略における新幹線基地との連携、そして、鳥飼まちづくりグランドデザインの位置付けの観点からご答弁をいただいたわけであります。

摂津市は、14.87平方キロメートルと、大阪府の中でも比較的コンパクトなまちでありますけれども、やはりJR京都線、あるいは阪急京都線、そして大阪モノレール、そして東海道新幹線ということで、先ほど市長公室長からアンケートのお話もありましたけれども、一つの魅力は鉄道のまちということでもあります。もちろん、阪急正雀駅には正雀車庫というものがございますけれども、年に一度フェスティバルもされて、大盛況であると伺っていますけれども、ほか、摂津市のだ真ん中にある新幹線基地との連携というものが、やはり今後の摂津市の魅力の発信に大きな役割を持つてくるのだと私自身は認識しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、鳥飼まちづくりグランドデザインにつきましても、今後、地域の市民の皆様アンケートを取りながら鳥飼地域の

まちづくりのビジョンというものを作成されていくと思いますけれども、大きな産業として、市民の皆さん、そして事業所、そして行政が一緒になって協働でまちづくりを進めていくという観点からは、やはり大きな産業ということで、新幹線基地は外せないと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

それから、消防長から緊急対応、消防力の向上についてご答弁をいただいたわけがあります。少しの時間、1秒でも2秒でも、現場に行く時間、あるいは病院に到着する時間が短くなりますと、消防力の向上という観点からは本当にメリットがあると思います。また、大きな地震が来ますと、電信柱が倒壊したり、いろんな状況になって、一般道が使えない状況も出てくるのかと思いますけれども、そんな中、基地の中を通らせていただきますと、すごくメリットがあると思いますので、どうかよろしく願いいたします。私も、新幹線基地、JR東海と連携が取れるように、自分自身も全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、教育次長から子どもたちの社会見学についてのメリットということでご答弁をいただきました。もう1回、教育長にも同じ観点から聞きたいと思うんですけども、私自身、6月1日から、今も子どもたちが通学する通学路と一緒に立たせていただいているんですけども、やはり3か月のブランクがあって、それから子どもたちは毎朝一生懸命学校に通っています。この小学生たちに、やはり摂津市の魅力であります新幹線基地を見学させてあげたいという思いが本当に強くなりまして、まずは見学会から実施していただければという思いで私自身も全力で取り組んでまいりますので

で、ここで教育長の思いをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○村上英明議長 教育長。

○箸尾谷教育長 先ほど、次長からもご答弁申し上げましたけども、私も、学校教育における社会見学、とりわけ地元の企業とか、あるいは施設の見学と申しますのは、実際現地に赴いて実物を見たり触れたり、あるいは実際現地の方に説明を聴いたりすることで、やっぱり子どもたちの関心等が一段と高まると考えております。また、そうすることで、地域の方々にも、あるいは地域の企業の方々にも一体となった学校づくりにご協力いただけるのではないかと考えています。

ご質問の新幹線鳥飼基地の見学につきましては、以前は市内の全小学校で見学をさせていただいていたと聞いておりますが、中止となった今も行きたいという子どもたちが多くとも聞いています。実施に向けましての条件整備でありますとか環境が整った上で、一部ではなく、小学校全校で実施をさせていただけるのであれば、子どもたちがさらに意欲的に地域を学ぶきっかけになるのではないかと思います。

○村上英明議長 南野議員。

○南野直司議員 教育長から力強いご答弁をいただきました。連携について、どうかよろしくをお願いします。

最後に、ちょっと市長に思いを聞かせていただきたいと思います。先ほども教育長のほうにはお話ししましたが、何としても、摂津市の小学生の子どもたちが対象になりますけども、まずは見学会から実施できるようにオール摂津で取り組んでいただきたいと思いますので、どうか市長の思いをここでお聞かせいただきたいと思います。

そして、最後になりましたので、私のほうから1点だけ、市長に決意を言っていたきたいと思います。ちょうど4年前の市長選考で再選されまして、この9月が市長選挙であります。この4年間といえますのは、大阪北部地震、あるいは台風21号、そして新型コロナウイルス感染症ということで、本当に激動の4年間だったと思います。そんな中、森山市長は、「安全・安心」、そして「健康」、「こども」を市政方針の重点テーマに据えて、多くの実績を積んでこられました。そして、JR千里丘駅西口のまちづくり、あるいは阪急京都線連続立体交差事業、そして国立循環器病研究センターを中心とした健康・医療のまちづくり等々、まだまだ課題はたくさんあります。もう一つは、安威川以南のコミュニティのバリアフリー化でございます。どうか5期目も挑戦していただきたいという思いで、市長から、もしよければ決意を表明していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 南野議員からの質問にお答えをいたします。

新幹線の話は、今までいろんな形で質問があったことを覚えておりますけれども、さようにやっぱり市民みんなの関心事ではないかと思っています。特に、摂津市の特徴、ソフト面では母なる川淀川、そして、ハード面では、全国初の国土軸というんですか、東海道新幹線の鳥飼基地、この二つが挙げられると思います。それで、この二つの特徴を生かしたまちづくり、これが本当に理想なんですけれども、なかなか口で言うはやすし、形にするには非常にいろいろ課題があることは皆さんもご承知だと思います。今まで関係者の皆さんがいろんな

形で国に対しても要望していただいたわけ
でございます。特に、前に車を止めて、子
どもさんが金網にこうやってしがみつくと
言うたら怒られますけれども、とにかくそ
んな光景をよく見ます。危ないなど。でも、子どもにとって夢ですね。何とかして
あそこに観覧席ができないものかというこ
とで、議員も取り組んでいただいだ経緯が
あるかと思いますが、要望が繰り返され
てきました。

しかしながら、国鉄時代からJRになっ
て、いろいろ方針が変わる中、セキュリ
ティという言葉で、なかなかこれがハ
ードルが高くなってしまった。この言葉
返すのは非常に難しいわけでございます。
そういう意味で、ああでもない、こうでも
ないと言っている間に、地下水の汲み上げ
問題で係争になるなど、いろいろありま
した。その後、関係者間でのいろんな話し合
いがありますけれども、私自身も少し足が
遠のいております。人も代わっておられま
す。そういう意味で、地下水の汲み上げ問
題も一方にありますけれども、それはそれ
として、やっぱり子どもたちの夢、摂津市
のまちづくりの一つの夢といいますか、大
切な課題として、何とかしてご指摘のよう
なことを実現できたらと思っております。
人も代わっておられますから、私のほうか
ら出向いてでも、何とかこの実現ができる
ように要請をしていきたいと思っております。

もう一つと言うたら怒られますけれど
も、この4年間を振り返って、大変ご評価
をいただきありがとうございます。次も
どないすんのか、やったらどうやねんとい
うお話ではなかったかと思えます。ありが
とうございます。私は、ご案内のとおり、
かなり年を取っております。ということ

で、私でいいんであろうかと自分なりに
も考えることがあります。ただ、おかげさん
で、足腰、頭の中は元気であります。

今ご指摘のように、いろんな課題がいっ
ぱいあります。そんな中、また後ほどの挨
拶でもお話ししようと思ったんですけど
も、摂津市は、今年度、行政経営戦略を策
定すべく、今、取りかかっている最中であ
りまして、大きな転換期を迎えておりま
す。今日まで携わってきて、こういった方
針を提唱した当事者として、引き続いて市
政のハンドルの切ることも責任の一つでは
ないか、そんな思いもしておるわけござ
いりますが、また後ほどの最後のご挨拶の中
で私なりの思いを述べさせていただきたい
と思えます。ありがとうございました。

○村上英明議長 南野議員の質問が終わり、
以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第37号など16件を議題
とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任
委員長。

(野口博総務建設常任委員長 登壇)

○野口博総務建設常任委員長 ただいまか
ら、総務建設常任委員会の審査報告を行
います。

6月11日の本会議において、本委員会
に付託されました議案第37号、令和2年
度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管
分、議案第56号、摂津市附属機関に関す
る条例の一部を改正する条例制定の件、議
案第57号、一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正する条例制定の
件、議案第58号、摂津市税条例の一部を
改正する条例制定の件及び議案第67号、
摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例制定の件、以上5件につ
いて、6月15日に委員全員出席の下に委員

会を開催し、審査しました結果、議案第58号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

- 村上英明議長 文教上下水道常任委員長。
(嶋野浩一朗文教上下水道常任委員長 登壇)
- 嶋野浩一朗文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第37号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第38号、令和2年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第60号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第61号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第62号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、議案第63号、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第66号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第68号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件、以上8件につきまして、6月12日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

- 村上英明議長 民生常任委員長。
(森西正民生常任委員長 登壇)
- 森西正民生常任委員長 ただいまから、民

生常任委員会の審査報告を行います。

6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第37号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第39号、令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第59号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件、議案第63号、摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第64号、摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第65号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件、以上6件について、6月12日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第59号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告します。

- 村上英明議長 駅前等再開発特別委員長。
(藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 登壇)
- 藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長 ただいまより、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第37号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分について、6月17日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

- 村上英明議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論に入ります。

通告がありますので、許可します。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党市議会議員団を代表して、議案第58号及び議案第59号についての反対討論を行います。

議案第58号は、国の地方税法の改正に伴い、市税条例の一部を改正するものですが、市民への影響としては、給与所得控除の上限を給与収入1,000万円から850万円とすることで、勤労世帯への増税へとつながります。子育てや介護を行っている者には負担増が生じないように配慮がされますが、摂津市ではおよそ3,000人が増税の対象となり、約1万5,000円の影響を受けます。一方、法人市民税の関係では、連結納税制度の見直しで、グループ通算制度として形を変えての大企業に有利な制度が引き継がれます。また、市民税基礎控除の引上げ、公的年金等控除の見直しに伴い、収入はふえないのに所得がふえるという問題があります。国民健康保険料や介護保険料など、所得金額によって算定基準が定められている様々な制度にも影響が生じる可能性があり、政府は、低所得者への負担増にならないため、各制度の基準の見直しを行うと述べていますが、市の独自制度についても、所得基準が設けられているものについては影響が出ないようにすることが必要です。くれぐれも負担増が生じないように制度の総点検を求めておきます。

続いて、議案第59号は、マイナンバーの通知カードの廃止に伴い、手数料条例から通知カード再発行の項目を削除するものです。通知カード廃止は、昨年5月に国会で成立したデジタル手続法に関連するものです。デジタル手続法は、国、地方、民間

業者、国民その他の者が、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指し、行政手続の原則オンライン化などを進めるとされていますが、果たして国民が全ての手続のオンライン化を望んでいるのか、それが本当にスムーズな行政手続を実現するのかについては、この間の特別定額給付金におけるオンライン申請での混乱や、中小業者への持続化給付金支給の大幅な遅れを見ても、疑問を感じざるを得ません。システム改修など莫大な費用をかけて、膨大な個人情報の集積を行おうとしています。国民はその危うさに気づいているからこそ、マイナンバーカードの普及は遅々として進まないわけです。

2015年10月、制度導入当初、マイナンバーカードの全国民への発行義務化はできないとして、紙の通知カードを配ったわけですが、5年もたたないうちに通知カードを廃止してマイナンバーカードの取得に誘導する今回の動きには到底賛同できません。本市として、マイナンバーカードの取得は義務ではないことを市民に周知すること、また、通知カードの廃止をはじめ、国民をマイナンバーカード所持に追い込む政府の在り方に抗議をすることを求め、反対討論とします。

○村上英明議長 水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 公明党議員団を代表しまして、議案第37号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)、議案第38号、令和2年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)に対しまして、賛成の立場から一括して討論させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が長引く中、5月27日に非常事態宣言が解除になり、現在は、新しい生活様式を導入・定着させ

ながら、アフターコロナ、ウィズコロナと言われる次なる時代に向けて、社会活動の再開に踏み出しました。本市独自の支援策も今回で第3弾となり、国・府からの施策を補う支援を展開されていることを高く評価いたします。

私たち公明党議員団は、3度にわたり新型コロナウイルス感染症の対策強化の緊急要望書を提出させていただきましたが、今回も多く要望を取り入れていただいたことに感謝申し上げます。

具体的施策について申し上げますと、まず、水道基本料金を7月から10月まで4か月間減免されますことを高く評価いたします。私たちが申入れを行ったときは様々な意見があったようですが、森山市長の決断に感謝申し上げます。僅かなようですが、市民生活の下支えになることを確信いたします。

また、学校休業中の食費負担を少しでも和らげるために、小学生の給食費を6月から8月まで全額免除、中学生には10食分のデリバリー選択給食を補助されることを高く評価します。

さらに、児童手当支給世帯に対して、子ども一人当たり1万円のセippi子育て応援商品券を配布される点、そして、申請手続を省略し、書留郵便で送付されますことも評価をいたします。

毎年恒例となりましたセppiスクラッチについては、当たり券を大幅に拡大され、市民生活の活性化と市内小売店舗の支援に取り組まれますことを評価いたします。

事業資金融資保証料について、資金繰りが大変なことを考慮し、返済途中や新規借入れでも前倒しで保証料を助成されますことを評価します。これからも、市民や市内

事業者を一人も取り残さないとの思いで、さらなる支援をお願いします。

また、市民の健康を守るため、市内医療機関でもPCR検査の導入が進むように、新型コロナウイルス感染症対策検体採取に応じた医療機関に対して、一人当たり1万円の補助金を出す施策を評価します。国における接触確認システムも開始され、新型コロナウイルス感染症との共存の中、市民生活がスムーズに進むことを期待します。

さて、学校においても、あらゆる点で配慮を行い、6月15日より通常授業が再開され、本年度において全ての学年の学習を取り戻すべく取り組みが始まっております。子どもたちの学力支援については、中学3年生を対象にして、8月に5教科で16回と、冬期に3教科で5回の講習会を予定され、また、同じく中学3年生に英語検定などの受験費用を全額補助されることを高く評価いたします。

また、万一の第2波、第3波に備えて、タブレット端末の貸与を前倒しし、小学校6年生と中学校3年生には9月を、他の学年にも10月をめどにされます。家庭でも活用できるよう、オンライン授業なども可能にされることを高く評価いたします。活用にあたっては、授業支援ソフトの拡充と、教員への活用支援、機器の十分なサポート体制の強化を併せてお願いいたします。

また、小学校の各教室に電子黒板機能つき大型表示装置の導入については、公明党の要望でもあり、導入に至りました点、感謝をいたします。

長期の休業により、生活リズムが整わなかったり、家庭環境が大きく変化してしまった子どももいます。不登校やいじめ、児童虐待など、様々な課題を抱えた子どもた

ちがふえることが懸念されます。そして、そうした課題を抱える子どもたちに寄り添い、一人も取り残さない教育の実施をお願いいたします。

森山市長におかれましては、先ほど、今年9月の市長選に再挑戦するとの意味の発言をされました。摂津市の今後50年先、100年先安泰の市政を築くために、多くの市民の声に応じて再び陣頭指揮を取っていただくために、ぜひとも勝利されることを切に願ひまして公明党を代表しての賛成討論とさせていただきます。

○村上英明議長 嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 議案第37号、議案第38号及び議案第66号、以上三つの議案に対しまして、自民党・市民の会を代表いたしまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

中国の武漢市に端を発しました新型コロナウイルス感染症の猛威は、全世界へと瞬く間に広がってまいりました。我が国にも大変に大きな影響がございました。非常事態宣言も出されました。現在は解除をされているという状況でございますが、しかし、経済的に見てまいりますと、リーマンショックをしのぐような大変に大きな影響がございました。また、国民生活にも多大なる影響があったことは言うまでもないところでございます。

我が摂津市におきましても、実に10名の方がこの新しいウイルス感染症に罹患をするという状況になりましたし、それぞれの市内の事業所も大変に厳しい状況に置かれて、市民生活にも非常に大きな影響があったわけでございます。

この状況に対して、中国はどのように責任を取ってくれるんだ、どうしてくれるん

だと声を大にして言いたいところでございますが、このような状況に際しまして、森山市長を中心に、様々な取り組みを英断で実行していただきました。市内の中小零細企業に対しまして激励金を支給していただき、また、児童扶養手当を支給されておられるひとり親家庭にも手を差し伸べてもらわれました。そして、このコロナ禍の中で、まさに最前線で闘っていただいている医療関係者、福祉関係者の皆様方に対しまして、感謝の気持ちを形で表すという取り組みも実行していただきました。これまでの取り組みは市民の皆様方から大変に大きな評価がなされているところでございます。

そして、今回、摂津市独自の施策といたしまして、この議案の中で第3弾の姿勢が示されているところでございます。具体的に申し上げますと、水道料金の減免、子育て応援商品券の配布、小・中学校の給食費の補助、そしてまた、中学校3年生が英検を受ける際に補助していく、あるいは、事業所向けの融資制度につきましても補助をしていく、このような姿勢が示されているところでございまして、まさに的を射た取り組みではないだろうか、我が会派といたしましても大変に強く感じているところでございます。

しかし、この新型コロナウイルス感染症との闘いは、まさに現在進行形でございます。これから様々な困難がこの摂津市に、市民の皆様方に、事業所に降りかかってくることは、簡単に想像ができるところでございます。そのような際に必要であるのは、確かな政治経験に基づいた英断ではないだろうか、強く我が会派としては感じているところでございます。

森山市長におかれましては、4期16年

間、市長として市政運営のまさに真中にお立ちいただきました。これからも摂津市政の真中にお立ちいただき、そして、その市長を中心として、オール摂津でこの困難に打ち勝っていかなくてはならないと強く感じるところでございます。我が会派といたしましても、この未曾有の危機に対応すべく、アフターコロナの新しいまちづくりに向けまして、議会の立場から責任ある言動、行動を取っていくことをお誓い申し上げまして、簡単ではございますが、議案第37号、議案第38号及び議案第66号に対します賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○村上英明議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で討論を終わります。

議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第56号、議案第57号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号及び議案第68号を一括採決します。

本14件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、本14件は可決されました。

議案第58号及び議案第59号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本2件は可決されました。

暫時休憩します。

(午後3時 4分 休憩)

(午後3時21分 再開)

○村上英明議長 再開します。

日程3、議案第70号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第70号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、国の補正予算第2号に伴う新型コロナウイルス感染症対策として、低所得のひとり親世帯への追加的な給付金の支給や、学校再開に伴う感染症対策に要する経費など、早急な対応が必要となる事業の予算を計上するものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,008万2,000円を追加し、その総額を475億6,571万4,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金1億1,966万9,000円の増額は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金などでございます。

款16府支出金、項2府補助金3,967万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金2,073万4,000円の増額は、今回の補正に

伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項2児童福祉費1億2,591万9,000円の増額は、ひとり親世帯臨時特別給付金などでございます。

款9教育費、項1教育総務費1,895万8,000円の増額は、学習保障に必要な人員体制を確保するための経費でございます。

項2小学校費1,500万円、項3中学校費750万円の増額は、学校再開に伴う感染症対策に要する経費でございます。

項4幼稚園費120万5,000円、項5社会教育費1,150万円の増額は、幼稚園や学童保育室等における感染症対策に要する経費でございます。

以上、議案第70号、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第5号）の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 即決案件ということなので、若干質問させていただきたいと思いません。

まず、議案書8ページにありますひとり親家庭福祉費に関連をいたしまして、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されるということで、6月時点の児童扶養手当の受給世帯に5万円が8月頃に支給されるということで、第2子は3万円ということになっていますが、市内ではひとり親家庭は1,066世帯ということだそうですが、児童扶養手当を受けていない、いわゆる対象外となる世帯数は幾らになるのか、それから、その中でも、収入が大きく減少した場合は5万円が支給されるということになっていますが、収入が減ったことの確認方法

はどのようにされるのかということをお願いいたします。

それから、2点目に、幼稚園、保育所における感染対策に対する経費ですけども、これは、8ページの児童福祉総務費、また、9ページの幼稚園管理費に記載がありますが、1施設当たり50万円を限度に補助されるということでございます。やっぱり厳正に利用されないといけないと思うんですけども、民間の保育所なんかも入っていますから、実際に厳正に利用される方法として、支給の方法についてどのように考えておられるのかということが一つ。それから、保育所は公私立とも含まれておりますけども、幼稚園は私立は除かれているということでございますが、これはなぜそうなっているのかということ。

それから、3点目でございますが、今度は学童保育事業のことで、12ページに青少年対策費として、これは学童保育事業についても同じように対策費用が組まれています。民間事業所も多く含まれています。市内の10の小学校の学童保育プラス、あと13の民間施設も含まれているということでございますが、どのような施設が対象になるのかということですね。

それから、4点目は、学校マネジメント支援事業で、同じく8ページの教育指導費について、学校を補佐するためのスクールサポートスタッフの費用が出るということでございますが、これは、事前に15人ということで、各学校一人ということなので、現在は、今年度初めから一人配属されているので、もう一人入れて二人体制でスクールサポーターとしていくということだろうと思うんですが、指導員の派遣は大阪府の割当てで、先ほど来の一般質問でもありましたけども、各学校で非常に少ないと

ということになっていますから、これは現時点では府とのやり取りで何人ぐらいの予算になるのかということをお教えください。

それから、5点目には、学校を再開する対策費用として、10ページのところに学校管理費と保健衛生費ということで、感染対策費用として各学校では100万円から200万円程度ということで、国のほうからは第2次補正予算で説明があるわけですが、文部科学省の資料の中では、物的なものとして感染対策費用と、もう一つ、学習保障にも使えるということになっていて、教材とか空き教室活用の備品などにも使えると書いてあるんですけど、この辺のことは今回の予算の中には盛り込まれているのかいないのか、また、別口でそういうものがあるのかないのかについてご答弁をお願いします。

○村上英明議長 以上5点ですね。

答弁を求めます。次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 それでは、ひとり親世帯に対します臨時特別給付金につきましての何点かのご質問にお答えいたします。

まず、この給付金の対象者でございますけれども、令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方、また、公的年金を受給されておる中で、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方という三つの方々を主な対象といたします。

まず、こういった方々の収入の確認の方法でございますけれども、公的年金等を受給されている方につきましては、基本、児童扶養手当の所得制限内の方でございますので、前々年、つまり平成30年1月から

12月の年間収入において、児童扶養手当所得制限限度内であることを証明していただき、それを確認するということが、必要な書類も出していただくこととなります。

併せて、ひとり親世帯で急激な収入減の方につきましては、令和2年2月以降の任意の月の収入、少ない月になろうかと思えますけれども、その1か月分をベースにしまして、12か月分を掛けた収入合計額が児童扶養手当の収入基準額以下であれば該当するといった形になります。そういった形で対象者の収入につきましては確認をさせていただきます。

次に、施設に対する50万円の補助の実績でございますけれども、領収書を実績報告として出していただきまして、確実に新型コロナウイルス感染防止に使っていただいたという確認をさせていただいて、それを補助金として出すという形でさせていただきたいと思っております。

3点目。公私立の保育所、幼稚園等々の対象範囲でございますけれども、この補助金の対象につきましては、子ども・子育て支援新制度に含まれている公私立の保育所、幼稚園、認定こども園、そして認可外保育施設が対象となります。本市にあります私立の幼稚園につきましては、子ども・子育て支援新制度ではなしに、大阪府の私学助成を受けておられますので、そちらのほうの補助制度の活用になろうかと思えます。

4点目、学童保育の施設に対する補助でございますけれども、学童保育につきましては10校の小学校全てのほうで行っておりますけれども、3校につきましては民間委託をしております。その民間委託の3校も含めた10校の小学校全てが対象という形で考えております。

以上でございます。

○村上英明議長 教育次長。

○北野教育次長 第2次補正予算を受けたマンパワーの配置の状況でございますが、先ほどの一般質問についても答弁をさせていただきましたが、ご指摘のとおり、スクールサポーターについては、1校1名ということで、15名の増というのを考えておりました、これは会計年度任用職員で予算要求をさせていただいておるところでございます。

もう一方の学習サポーター、この方々については、およそ1回2時間程度、7,200回、時間にしますと1万4,400時間分の報償費という形で、時間当たりという形で組みさせていただいておるところでございます。

あと、感染症対策の衛生用品等ですが、消耗品等につきましては、アルコールであるとかハンドソープ、そのようなものを設置いたします。

あと、ご指摘の備品についてでございますが、夏休みも短縮するということで、酷暑期間において学校給食を実施する、そんな中で、下処理室にエアコンが配備されていない学校もございますので、そのような給食室に対するエアコンの設置でございますとか、一般質問でもお答えしましたサーキュレーター、あるいはドライミスト発生ができるような扇風機、このようなものを想定して予算計上しておりますが、何分、国のほうで6月12日に成立した途端でございます。まだ文部科学省のほうから詳細が出ておりません。補助要綱に即した形で我々は執行していかなければなりませんので、現在のところ、枠組みという形の予算であるのご理解いただければと思います。

以上です。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

1点目のひとり親世帯臨時特別給付金についてでありますけども、収入が減った方についてもそれぞれ所得を確認するという事で理解しました。ただ、どれぐらい一番最初の段階で除外される世帯がおられるのか、ちょっとご答弁がなかったんですけど、最初に振り分けて、その中から所得が減った人をまた算出するということになるんだらうと思いますけども、その最初に除外される世帯が分かれば教えていただきたいと思います。

また、給付は恐らく支給に合わせて速やかにされるということになると思うんですけども、具体的な支給方法についてはどのようにされるのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、2点目の保育所、幼稚園の件ですけども、これはよく分かりました。とにかく、ちゃんと使用目的に合った利用をされるような運営をしっかりとお願いしておきたいと思います。

それから、3番目の学童保育事業ですけども、市内の10校の小学校の学童保育というのは分かるんですけど、議会運営委員会などの説明のときには、どうも市内で23施設あると聞いているんですけど、あと、例えば児童デイサービスとかの民間施設も補助されるとお聞きして、私の勘違いなのか、これはもう1回お願いします。

それから、学校マネジメント支援ですけども、学習サポーターが1日2時間として7,200回の予算だということでございますが、一般質問でもありましたけれども、実際に学校が始まって、様々にもう少し人的支援が必要だということであれば、市単費でもいろいろ考えていただいて、この

ところは柔軟な姿勢でぜひ臨んでいただきたいということを要望しておきたいと思えます。

5番については、これからまだ文部科学省からいろいろ出てくるということで、また出てきたときに対応していただくということでお願いしておきたいと思えます。

じゃあ、1点だけ、すいません。

○村上英明議長 次世代育成部長。

○小林次世代育成部長 児童扶養手当を受けておらず除外される世帯という表現をしていただきましたけども、本市の中で18歳未満のひとり親世帯というのが、ざっとした数字でございますけれども、約1,000世帯あるといたしまして、児童扶養手当等々を受けていただいている方を引きますと、家計急変者として申請していただく世帯につきましては、160世帯程度があるのではないかと考えております。

あと、具体的な支給方法につきましては、6月の定時払いの方につきましては、既に児童扶養手当を受けておられますので、8月の中頃ぐらいには支給をまずはさせていただきますと思っております。その他の公的年金受給者の方であったり家計急変者の方につきましては、所得等の確認もございますので、もう少し遅れることもありますが、速やかにお手元に届くように処理をしていきたいと思っております。

それと、学童保育の施設数の関係でございますけれども、委託校を合わせて10校でございますけれども、クラス数としては23クラスがあるということでございます。申し訳ございません。よろしく願います。

○村上英明議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 分かりました。とにかく速やかに本人の手元に届くように対応をお願い

いして質問を終わります。

○村上英明議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第70号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議案第71号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 議案第71号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料も併せてご覧いただきますようお願いいたします。

特別職の職員の給料月額につきましては、本年5月から9月までの間、特例により減額をしているところですが、今回、一連の不祥事等に関しまして、行政機関の長として、その責任等を明確にするため、市長の給料月額をさらに10%減額するとともに、副市長についても同様に10%の減額を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

改正前の附則第5項では、5月から9月までの間、市長は20%、副市長及び教育長は10%、それぞれ給料月額を減額する特例を規定しておりますが、改正後の附則第5項の次に第6項と第7項を加え、改正前と同じく、5月から9月までの間の特別職の給料月額の減額特例を規定することとし、第5項では、市長の減額特例を規定し、7月から9月までの間については30%に、第6項では、副市長の減額特例を規定し、7月から9月までの間については20%に、第7項では、教育長の減額特例を改正前と同様に期間中10%とする旨を規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年7月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第71号の提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入ります。三好俊範議員。

○三好俊範議員 数点お伺いいたします。市長と副市長の案件ですので、お二人にお答えいただきたいと思います。

まず、1点目、急遽、今回、6月22日に議案のほうが提出されました。その思いというか、経緯をご説明いただきたい。

2点目、今回、新型コロナウイルス感染症で、既に市長は20%、副市長は10%削減されているところですが、今回、さらに10%の削減と。責任を取ってということだと思いますが、この10%という金額の根拠について教えていただきたい。

3点目、事の発端が発覚し、市長、副市長が知ったのが、昨日の一般質問の中でも出ましたが、10月に副市長、部長が知っ

て、3月に市長が知ったと。その2か月後の5月26日、報道発表があった日に我々議会のほうに報告されました。これはお二方にちょっとお伺いしたいんですが、市長、副市長にとりまして、我々議会、そしてまた市民の方をどういうふうに捉えているのか、この3点を1回目にお伺いしたいです。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 今回、一連のミス、エラー、不祥事で、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。私どもは非常に重く受け止めております。

昨日の議会の中で、いろいろ経過については説明したつもりでございます。昨年10月に市民税の過大還付が発覚いたしました。すぐさま各担当課のほうは、相手のお方に対しまして、ミスのおわびと、それから丁寧な説明の中で、返還に応じていただきたいということで動きました。その間、相手方と色々な交渉もしながらやっていたんですが、最終的には訴えの提起に係る議案の上程に至るということになってしまいました。

これらを受けまして、我々は非常に重たいと思っております。事務方の責任者として、それから、管理監督の職務上の責任を明らかにするために、今回、市長と協議をさせていただきながら、共々、給料月額、新型コロナウイルス感染症の関係の部分に1割カットをプラスさせていただくことで提案させていただいております。これで十分なのか、それから、根拠についてどうなのかと言われますと、返答のしようがございません。しかしながら、これが望ましいということで議案提案をさせていただいておりますので、皆様方のご判断を仰ぎたいと思っております。

以上です。

○村上英明議長 3点目、議会と市民に対してどう思っているのかということでご質問されているんですけども、いいですか。市長。

○森山市長 三好俊範議員の質問にお答えをいたします。

私はいつも言っていますけれども、一般の民間とは違って、公務員、つまり公務に準ずる者、これは全体の奉仕者という言葉もよく使うんですけども、すなわち市民の皆さんの税金で役所は運営されておるわけでありまして、1円のお金たりともうっかりミスでは済まされないということをよく職員に言っております。そういうことで、常に市民の皆さんのおかげでこうして仕事をさせていただき、日々があると思っております。

以上でございます。（「議事進行」と三好俊範議員呼ぶ）

○村上英明議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 議会についても併せて質問させてもらいましたので、お願いします。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 私は長いこと議会人でございますので、議会の大切さといいますか、議会の責任、役割、これはよく分かります。今は立場が違う方向にありますけども、市民の声をそれぞれの立場で反映される、そのことを我々の最大公約数のまちづくりに生かしていくという意味では、非常に大切な役割だと思っております。

○村上英明議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 そしたら、2回目、質問させてもらいます。

今回の議案第71号につきまして、市長、副市長は議会の判断を仰ぐと、市長のほうも、議会の立場に関しては、説明する

責任もあり、役割も分かるとおっしゃりましたが、ちょっと1点お伺いしたいです。

広報せつつです。これは7月1日発行で、もう我々に配られています。3日前には配られるとここに書いていますけども、この中で、2ページ目のところに「不適正な事務執行等に関するお詫びと今後の対策について」と書かれております。市長が今回の誤還付について謝罪文を書かれているんですけども、この中で少し一文抜粋させてもらいますと、今回の件に関して、「一連の出来事はすべてからく気のゆるみからであり、決してあつてはならないことと大変重く受け止めております。つきましては、この度、管理監督の責任者として市長、副市長の報酬カット、関係職員の処分を行い」と書かれております。今回の市長、副市長の給料カットは、今、議案が提出されているわけであつて、議決は通っていません。にもかかわらず、ここに既に書かれているというのは一体どういうことなんでしょうか。先日の渡辺議員の質問の中でも、副市長が議会の皆様の判断にこれを委ねますとおっしゃられている一方で、既にもう賛成ありき、通るありきで動かれているんです。議会をちょっと軽視しているんじゃないかと思うんですけど、こここのところの確かな説明をしていただくようお願いいたします。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 広報せつつは、原則7月号は7月1日に配布ということで、そういう観点から私は寄稿しております。だから、今、お手元にあるということについて、それが先に記事になってしまっているということで、それは軽視をしたつもりは全くございませんけれども、今後、そういうことにな

らないように、広報課等々にしっかりと申し添えたいと思います。軽視をしたわけではございませんので、それはご理解をいただきたいと思います。

○村上英明議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 3回目です。議会については軽視したことがないというのは、まあいいとしましょう。ただ、これは今から採決されますけど、否決された場合、市長が書いていることはうそになるわけですよ。広報する市民に対してうそをついていることになるわけです。そこについて、先ほど市民に対してもどう思っているかと話を聞きましたけど、意見が合わないんじゃないか、さっき言っていることと今回やっていることが違うんじゃないかと思うんですけど、そののちをしっかりと説明いただきたいです。

3回目、以上です。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 結果として、今、広報せつものに、そういう文章、まだ議決されていないものが載っているということについて、これは、議会を軽視はしておりませんが、結果としてそういう形になったことについてはおわびを申し上げたいと存じます。今後、その辺もしっかりと気をつけて掲載するようしていきたいと思っております。（「議事進行」と三好俊範議員呼ぶ）

○村上英明議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 もう1点、市民に対してうそをつくことになるかもしれないということに関してどう思っているのか、市民に対して、結果否決されれば、現状載っていることがうそになってしまいますから、そこに対して、そうってしまった場合はどういうふうに使われているのか、そこだけ。

○村上英明議長 新たな質問ということでは

ないですね。三好俊範議員。

○三好俊範議員 じゃないです。先ほど聞いたことです。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 そういうことになりましたら、改めておわびの掲載をさせていただくことになるかと思えます。

○村上英明議長 ほかにございますか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 これはゆゆしき問題です。よく三好俊範議員がこれを見つけてくれたと思います。これね、議会を一体どんなふうに使われていたと、さらっと終わってもうたら具合悪いんですよ。俺は副市長に聞きたいと思うんですけど。議決されていないのにされましたって、これは議会軽視も甚だしいんじゃないですか。こんなことはあり得へんことですよ。昨日も私は、さんざん質問させていただいたときに、議会軽視があるん違うかということでは言いましたね。少なくとも私はこれは反対ですよ。まだ賛否も採っていないのに、こういうことを先に書いて、どないなっているんや、あんたら。

副市長。昨日、あなたは私の答弁に、二人、三人の目でしっかりとチェック体制を整える、口が酸っぱいほどそういうことを言っていると言うたん違いますか。チェックしていないじゃないですか。採決が終わっていないのにこういうことになるとるじゃないですか。あなたはまたええかげんなことを言っているんですか。あなたはまた議会を軽視しているんですか。副市長、あなたにお答えしたいと思います。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 決して議会を軽視をしているわけではございません。先ほど市長が言いましたように、広報せつつはやっぱり月1

回でございますので、タイムリーにということがまず視点にあったと思っています。先ほど市長が言いましたように、もしこれが否決になれば、次の機会のときには訂正、おわびを申し上げたいと思っております。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 議会軽視していない、これを月に一度出さなあかんと言うけど、広報は大切ですが、広報せつつが大切なのか議会が大切なのかどっちやねん。これを先に出さなあかんから、議会の議決は決めんでもええから、これのほうが先やというあなたの答弁ですよ。そうじゃないか。あなたはそういうことを言っているじゃないか。議会軽視も甚だしいと言っているんだ。議会軽視していないと言うけど、心にもないことを言うな。何であなたはここで心にもないことを言うのか。チェック機関を機能させるとか、そんなことを俺も30年間言われっ放しでおったけど、ええかげんなことを言うな。

これはどこまで配っているんだ。この広報せつつをどこまで出しているんだ。すぐ回収するべきやろう。議長、こんなことをされて我々も黙っておくわけにいかへんのですよ。この議案は、別に議会を開くか、それから、回収が終わってから議決するか、そういうことをしてもらわんことには示しがつかんのですよ。違いますか。お答え願いたいと思います。

○村上英明議長 暫時休憩します。

(午後3時57分 休憩)

(午後4時39分 再開)

○村上英明議長 再開します。

それでは、答弁を求めます。副市長。

○奥村副市長 それでは、ご答弁申し上げます。

す。

先ほどは、議会の進行を妨げまして、誠に申し訳ございませんでした。事務方の責任者といたしまして、広報せつつの記事に関し、決して議会の軽視したわけではございませんが、結果として議決をいただく前にこのような事態になったことに関しまして、深くおわび申し上げます。

広報誌に関しましては、回収することとし、議決の結果を踏まえ、配布させていただきます。

今後につきましては、記事の作成、印刷、配布の過程と、議会の議決状況をしつかりと確認した上で行動してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○村上英明議長 よろしいですか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 結構です。

○村上英明議長 ほかにございますか。森西議員。

○森西正議員 責任を明らかにするために削減をされるということでありませぬけれども、市民が納税していただいた税金なのに、特定の一人の人物に金銭を渡されたわけですね。後に訴えの提起の議案を上げられますけれども、返還はできないということで、もし全額返還をしていただけなかったりとか、もしくは対価の差押えが間違っただけで還付をした金額までいかなかったときには、これは市民から見ますと、返還をしていただけなかった金額というのは市民が損害を被るわけですね。その点を市としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 昨日の香川議員のご質問の中で市長がこういうふうにご答弁をいただいております。やっぱり返還に注力をしな

がら、それぞれ市長の責任を果たしていくということでございます。提訴ということになりますと、それぞれ相手方との交渉事、これは専門家の弁護士に委ねる部分が大半でございますが、その弁護士としっかりと調整をしながら、できるだけ返還に応じていただきたいということで我々は進んでいきたいと思っています。

○村上英明議長 提訴の件は次の議案になっていまして、今回につきましては市長、副市長の給与削減の案件ということですので、その辺を踏まえてお願いします。森西議員。

○森西正議員 議長からも提訴の件ということでありましたけれども、これは責任を明らかにするために報酬削減をするということでもありますけれども、市民から見ますと、訴訟を起こしたけれども、その分が返還していただけない場合は損害を被るわけです。その場合に、市として何らかの対応を取られると。それは提訴して返金していただくような形をされるんですけども、損害を被った場合は市として何らか対応されるのか、改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

○村上英明議長 提訴に対しての具体的な対応ということですよ。今の議案第71号については、市長、副市長の責任という部分です。森西議員。

○森西正議員 損害を被ったときに市としてどうするかということですね。ほんなら、また改めて提訴のところで聞かせてもらいます。

○村上英明議長 よろしいですか。
ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第71号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議案第72号を議題とします。
提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第72号、訴えの提起の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、不当利得返還請求について、大阪地方裁判所に訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提訴の相手方は、議案書に記載しておりますとおりでございます。

提訴の趣旨は、議案書に記載しております2点でございます。

1点目は、相手方に対し、平成30年度市民税・府民税の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除不足額、これが還付額でございますが、このうち不当利得に当たる返還金1,502万円及びこれに対する令和元年12月3日から完済までの摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例(昭和60年摂津市条例第3号)第4

条に規定する割合による延滞金の支払いを
求めるものでございます。

2点目は、訴訟費用は相手方の負担とす
る旨の判決を求めるものでございます。

続きまして。提訴の理由でございます。

本市は、相手方に対し、令和元年10月
28日に、平成30年度市民税・府民税の
配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除不
足額のうち過還付金1,502万円につい
て返納の通知を行い、返還を求めました。

令和2年1月10日に相手方から、返還
金について履行延期の特約等の申出書の提
出がありましたが、資料等の不備のため再
提出を求めたところ、同年3月6日に、相
手方の代理人から本市に対し、不当利得の
利益が現存しないため返還に応じられない
旨の通知が提出されました。

上記通知書の内容が受け入れられるもの
ではなかったため、本市は再度、履行延期
の特約等の申出書に係る資料等の提出を求
めました。しかし、相手方から資料等の提
出がなかったため、令和2年4月3日に履
行延期不承認通知書を送付した上で、返還
金について同月28日に督促を行い、同年
5月29日には催告も行いましたが、相手
方が返還に応じないため、訴えを提起する
ものでございます。

続きまして、訴訟の遂行方針でございま
すが、弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟
を遂行してまいります。

訴訟において請求が容認されないとき
は、上訴するものとしております。

また、相手方から本市の請求に応じる旨
の申入れがあり、かつ、その履行が見込ま
れる場合は、和解するものとしたしており
ます。

以上、議案第72号、訴えの提起の件に
つきましての提案説明とさせていただきます

す。

○村上英明議長 説明が終わり、質疑に入り
ます。森西議員。

○森西正議員 それでは、こちらの議案第7
1号の提訴のほうでということでありませ
ぬけれども、質問をさせていただきたいと思
いますけれども、相手方が返還できないとい
うことであったときには、市民の立場からし
ますと、納得できるものではありません。
改めてお聞きしますけれども、その責任を
市としてはどのようにお考えなのか、お聞
かせいただきたいと思えます。

○村上英明議長 それでは、答弁を求めま
す。副市長。

○奥村副市長 提訴ということになります
と、これから裁判闘争になってまいります。
裁判闘争になりますと、我々素人では
なしに、法律の専門家に委ねることになっ
てまいります。本来、我々の目的は、返還
をしていただきたいというのが目的で、裁
判をすることが目的ではないですが、やは
り最終的な手段としては裁判に訴えるしか
ないということで、今回提案させていただ
いております。返還額1,502万円とい
うことでございますが、この返還のために
実効ある方法はどういうものがあるか、こ
れはやはりまた専門家に相談をしていき
たいと思っております。

○村上英明議長 本日の会議時間は、議事
の都合により、あらかじめこれを延長しま
す。

それでは、2回目ということで、森西議
員。

○森西正議員 副市長のおっしゃる裁判で
というのは理解をします。しかしながら、全
額返還していただくために訴訟を起こして
いくわけでありませぬ。しかしながら、結果
的に返還がされなかったりとか、もしくは

対価の差押えが1,502万円までいかなかったときに、どうされるつもりでしょうか。そのときに、市としてこれは市民に対して責任があるのではないかと思うんですけども、その点をもう一度お聞かせいただきたいと思ひますし、そのときに1,502万円の返還が訴訟ないし差押え等でできなかったときには、市民に対してどのように責任を取られるのかというのを改めてお聞かせしたいと思ひます。

○村上英明議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えいたします。

昨日も答弁いたしましたけれども、議決をいただきますと、これから返還訴訟の判決になるわけでございます。そうすると、これから裁判に入ります。この裁判の判決というものを見なくてははいけません。私といたしましては、その判決、つまり結果に基づき、できるだけ不納欠損にならないよう、あらゆる手段を講じていくこととなります。今は提訴して裁判に入るところでございますから、まだそこまで至っていないということでございます。

○村上英明議長 森西議員。

○森西正議員 庁内でいいますと、そこは市民税課の中で起こったことになると思ひますけれども、市民から見ますと撰津市の市役所全体のことになるわけですね。そうしますと、庁内の皆さんが思われることと市民から見られるところが違うわけであって、今回、市長、副市長が特別職の報酬削減という形で出されていますけれども、これは責任を明らかにするためということでもあります。もし実際に返還がされないというのであれば、その金額に至らないわけですね。至らなかつたら、そこをどうするのかというところがあります。私は、そ

こは市長、副市長だけでなく、これは市民から見ますと庁内全体の問題であって、こういう問題、ミスが起こったということをチェックできなかった我々議員も問題があったのではないかとやっぱり思われるわけであります。何が言いたいかといいますと、もし損害が発生するのであれば、その対応というのは全庁でもって考えるべきではないかと思うところであります。

もう3回目ですから、これは私の意見として終えたいと思ひます。

○村上英明議長 ほかにございますか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 森西議員が裁判については質問されましたけど、私もいろいろ裁判は研究しておりますので、そのことに関してやったけど、ほぼそういう形で1,502万円の回収というのは現実的になかなか難しいものがあると思ひます。

そこで、この裁判に際して、またこれは要らん金なんですよ。本来やったら要らん金ですわ。大体幾らぐらい見積もっておられるのか。上告までは行くことはないと思ひますけど、上告までということをお考えまして、その算段、見積りはどのぐらいの金額ということになっているのか、ちょっとその辺もお聞かせしたいと思ひます。

○村上英明議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、渡辺議員のご質問にお答えいたします。

本市の顧問弁護士事務所であります宮崎綜合法律事務所とは、連絡を密に、状況を報告しながら、また、助言をいただきながら事を進めてまいりました。これが実際に訴訟ということになりますと、契約を別途交わします。その契約の案として、大体ひな形はどんな形にしましょうかということのご相談をしております。その中で、大体

どれぐらいかかるんですかということもお伺いしておりますので、その部分について申し上げますと、裁判するときについては、通常、着手金ということで前金がかかります。これについては約83万円程度ということを知っております。それから、裁判所の印紙代とか、これは数万円かかるんですけども、あと、勝訴の場合、やっぱり成功報酬というものを支払うことになると思いますけれども、全面勝訴という形になれば、前払いに加えて大体百六十五、六万円程度の支払いが出てくるものと今考えております。

今回、上訴ということも含めて訴えの提起の中に入れさせていただいておりますけれども、まだ第一審、提訴の準備にもかかれておらない状況ですので、一審の判決次第で、恐らく訴訟の方針等については変わってくる可能性もあるということで、現在のところ、第二審、上訴の分についての金額のお話はしておりません。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 裁判に関しては、私はこれを是としたいんですけど、これははっきり言うて、さっきも言うたように、全面的に勝訴して1,502万円が全部返ってくるということは現実的にちょっと難しい。その上、この百数十万円の裁判費用がかかる。こういうことを考えましたら、これは市民の税金ですけど、ミスがミスと呼んでこういう形で裁判になってしまって、半年間かけても説得も聞かんとこういうことになってしまったということに関しては、その説得に行った職員の様々な時間も考えたら、これは相当なお金がかかってしまうということになるわけですよ。ちょっと数字の一つの桁を間違えたおかげで、こんだけの損害が全体的にかかってくるわけで、ま

してや、これを市民の貴重な血税によってこういう形で補っていかなあかんということを考えますと、これは、行政としてしっかりとそのことを受け止めながら、あなた方の自分の財布じゃないんですよ。これは市民の財布なんですよ。これは何遍も副市長にワーワー言うて、さっきも言いましたけど、やっぱりそういうことをもっと真剣に捉えて動いてもらわんことには、その覚悟をしっかりと示してもらわんことにはあかんと思うんですけど、副市長、ちょっと最後にお答えをお願いしたいと思います。

○村上英明議長 副市長。

○奥村副市長 今おっしゃられていることは、重々に私どもは重く受け止めております。我々の原資というのは、ご指摘のように、市民の方の貴重な税金で我々の仕事が動いております。逆に我々は、市民から仕事を任されているという認識で仕事をしております。そういう意味では、任されている我々がしっかりと間違いのないようにやるというのは当然のこととっております。そういう意味で、市民の大事な税金については、やはりしっかりと大事に使いたと思います。今回の提訴に関しますいろんな諸費用、これについては、やはり他に真面目に税金を納めていただいている皆さん方に対しても公平・公正な行政を進めていくための一つの経費だと理解しております。ただ、前段としては、やはりこういうことが二度とあってはいけないということで、まず、こういうミス防止は、もう少し力をしっかり入れまして、それぞれミス防止に努めていきたいと思っております。

○村上英明議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 今回、昨日から今日もいろいろやり取りがありまして、さっきも議会応接室での副市長との話の中で、多数の人

の目によってこういうミスがないようにするということ、この答弁はもう耳にたこができるというか、もうええかげんにせえよというようなことで私も言いましたけど、もう二度とそういうような言い訳の答弁をしないように、私はそのことはしっかりと覚えていますから、その辺のことを真剣にやっていただきたい。これは切に要望しておきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○村上英明議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第72号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議会議案第8号など3件を議題とします。

お諮りします。

本3件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第8号及び議会議案第9号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

議会議案第10号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○村上英明議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、市長の挨拶があります。森山市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議会審議の後、お疲れのところ、貴重な時間を拝借し、申し訳ございません。

議会の審議では、様々のご質疑、ご意見、そして貴重なご提言を賜り、慎重審議をいただき、ありがとうございました。そしてまた、過分なるお言葉もいただき、厚くお礼を申し上げます。今後、一つ一つの

ご提言を形にすべく、その可能性を探ってまいりたいと存じます。

任期の最後の6月議会は、定例会としては最後になります。そういうことで、慣例に基づきまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

思い起こしますと、4年前の平成28年、4期目の選挙がございました。4期目に就任いたしまして、最初の大きな出来事の一つ、これはこれからの摂津市を占う上で非常に大切な区切りになったと思っております。言うまでもありませんけれども、今日がありますのは、すべからく先人のおかげでございます。こうして私もここで元気に挨拶させていただけますのも、先人の皆さんはもとより、ここにおられます議員各位、また職員の皆さん、そして関係者の皆さん、報道関係者の皆さん、そして、何よりも市民の皆様のご支援、ご理解、ご協力があったおかげでございます。重ねて重ねてお礼を申し上げます。

この4年の間にもう一つメモリアルな出来事がありました。そうです、平成の時代が令和に移り変わりました。新しい天皇陛下がご即位なされた、こういった慶事に出席したことでございます。これはめでたい出来事であったと思っておりますけれども、ただ、過ぎ去りし平成は、前にも言いましたけれども、極端な少子高齢化の副作用、インターネットのバブルによるいろんな弊害、そして地球温暖化によります災害の連続等々、難しい課題をたくさん残したまま先送ってしまったと思っております。これからも歩んでまいります令和の時代は、こういった課題にしっかりと向き合い、そして、一方で新たな課題にも挑戦していくことになります。

新たな課題と申しますと、令和になって早速新たな課題が勃発しました。新型コロナウイルス感染症でございます。今や生活様式を変えてしまうような大変な出来事になってしまっております。摂津市ではいち早くこの問題に目を向けたわけでございますが、保健所もない。専門病院もない、そういった中で、医師会はじめ三師会、また、関係機関、保健センターの皆さん等々のお力で、何とかこの新型コロナウイルス感染症を最小限度に抑えることができました。少し終息にかかっているとは言われておりますけれども、まだまだ予断を許しません。これからも第2波、第3波に備えてと申しますか、さらに知恵を絞りと言いますか、もしかのときには即対応できるよう、知恵を絞って迅速に、弱者の視点を大切にしながら行動してまいりたいと存じます。

この4年間のまちづくりでございますけれども、その重点項目といたしまして、市民の皆さんの安全・安心、健康づくり、そして、子育て支援等々を重点テーマとして様々な施策を行ってきたところでございます。この間、一方では、台風、地震、そして今回の新型コロナウイルス感染症等々、災害、災害、災害がまちづくりに大きく立ちまわったこともございました。しかし、そんな中でありますけれども、一つ一つの課題を克服しながら、それなりに市民の皆さんの最大公約数をなし得たのではないかと申しております。そういうことで、この4年間、一つ一つの施策を着実にこなすことができました。

ご案内のとおり、この4年間のまちづくりの指針の根幹をなしたのは、第5次行政改革、そして、第4次総合計画、また第4次総合戦略、これが指針となってまちづく

りの根幹となったわけですが、そんな中、今日、先ほども言いましたように、新型コロナウイルス感染症で生活様式が変わってしまうのではないかと、また、引き続いての極端な少子高齢化、数々の災害の連続、世界的な不況の嵐、また、安威川以南、特に鳥飼地域のランドデザインの問題、各施設の老朽化等々、摂津市を取り巻くといえますか、日本を取り巻くと言ってもいいと思いますが、課題が次から次へと出てきてまいります。今までのまちづくりを見直そうということで、今年度の所信表明でもお訴えしたと思いますけれども、第5次行政改革、そして総合戦略、総合計画、これを一つ一つ見直すといえますか、総括し、一つのものにまとめ上げ、そして次なるまちづくりに備えるべきではないかということで、摂津市の行政経営方針、行政経営戦略、これを策定しようということでただいま取り組んでいるところでございます。この方針、戦略は、今後の5年間の市政運営の根幹をなす非常に大切なものでございます。ということで、今まさに摂津市の大きな一大転換期にあると言ってもいいと思います。

そんな中でこの方針を策定するわけですが、でき得るならば、任期中にこの策定ができることは非常に理想でありましたけれども、こういった中、任期を迎えてしまいました。そういうことで、これまでの取り組みを振り返りまして、よりよいまちづくりに資するため、この行政経営方針・戦略策定を提唱いたしました私自身、もう一度、摂津市のハンドルを切って、そして、この難局を突破するといえますか、どんなときでもしっかりと対応できる安全・安心のまちづくりを確立し、そして、次なる世代にバトンタッチをしていき

たい、そんな決意をしたところでございます。皆さん方には、どうぞご理解を賜りまして、今後ともご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

後になりましたけれども、先ほど来もいろいろとご意見を賜っております。この任期の締めくくりに、様々な不適切な事務処理が露呈してしまいました。誠に申し訳なく、改めまして心よりおわびを申し上げます。議会中でもいろいろお話を申し上げましたが、第三者機関を設置し、一つ一つ問題点を探り、そして今後の緊張感につなげていきたい、そんな覚悟でございます。何とぞ議員各位にもいろいろとご指摘、また、ご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

4年間、本当に何かとご支援賜りましたこと、重ねて重ねてお礼を申し上げ、挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○村上英明議長 挨拶が終わりました。

これで令和2年第2回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後5時14分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 村上英明

摂津市議会議員 森西正

摂津市議会議員 三好義治

☆ 添 付 資 料

令和2年第2回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
6 / 11	木	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
12	金		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
13	土			
14	日			
15	月		総務建設常任委員会（301会議室） (常任委員会予備日) (一般質問届出締切 12:00)	10:00
16	火		(常任委員会予備日)	10:00
17	水		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
24	水			10:00
25	木	本会議（第2日）	一般質問	10:00
26	金	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告(休会分)・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

令和2年第2回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 議案第37号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第56号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第57号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第58号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第67号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案第37号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第38号 令和2年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第60号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第61号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第62号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案第63号 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第1条（摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）以外に関する部分）
議案第66号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第68号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

〈民生常任委員会〉

- 議案第37号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第39号 令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第59号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議案第63号 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分（第1条（摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）に関する部分）
議案第64号 摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第65号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案第37号 令和2年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分

令和2年 第2回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 松本暁彦議員 | 2番 檜村一臣議員 | 3番 光好博幸議員 |
| 4番 渡辺慎吾議員 | 5番 香川良平議員 | 6番 水谷毅議員 |
| 7番 野口博議員 | 8番 弘豊議員 | 9番 森西正議員 |
| 10番 福住礼子議員 | 11番 安藤薫議員 | 12番 藤浦雅彦議員 |
| 13番 南野直司議員 | | |

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 松本暁彦議員

- 1 アフターコロナでの学校教育の充実について
- 2 アフターコロナでの中小企業支援と相談体制強化について
- 3 時代ニーズに応じた墓地行政について
- 4 持続可能な次期一般廃棄物処理基本計画に向けて
- 5 シティプロモーション戦略の具体化について
- 6 道路交通を含む中長期的なまちづくり整備について
- 7 新型コロナウイルス感染症対策を含む安全安心のまちづくりについて
 - (1) 新たな危機管理体制について
 - (2) 市の新型コロナウイルス感染症対策体制について
- 8 市のガバナンスについて

2番 檜村一臣議員

- 1 摂津市地域防災計画について
- 2 コロナ禍における学校の対応について
- 3 コロナ禍における行政と医療機関の連携について
- 4 中学校教科書の採択について

3番 光好博幸議員

- 1 中小零細企業の支援及び活性化について
- 2 鳥飼地域のまちづくりについて
- 3 災害に強いまちづくりについて

4番 渡辺慎吾議員

- 1 平成30年度個人市民税・府民税に係る還付誤りについて

5番 香川良平議員

- 1 市民税誤還付について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 市職員のテレワークや時差出勤について
 - (2) 第2波対策について
 - (3) 災害時の対策について
 - (4) 学校教育について
- 3 阪急正雀駅前の道路整備について
- 4 鳥飼地域の活性化について

6番 水谷毅議員

- 1 学校のICT機器活用について
- 2 デジタル社会の推進について
- 3 高齢者の健康づくりについて
- 4 死亡届受理後の手続き支援について

7番 野口博議員

- 1 JR千里丘駅西地区まちづくりについて
- 2 摂津市独自の新型コロナウイルス感染症対策の到達と今後の課題について
- 3 新型コロナウイルス感染症蔓延下における自然災害時への対応について
- 4 高齢者や弱者が行動しやすい環境整備について
- 5 市道千里丘三島線の拡幅整備について

8番 弘豊議員

- 1 コロナ禍における市内商工業への支援策について
- 2 国民健康保険料の減免制度等について

9番 森西正議員

- 1 連棟長屋等の空き家対策について
- 2 自治会加入率減少問題について
- 3 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
- 4 コロナ禍による市政運営への影響について

10番 福住礼子議員

- 1 外出が困難な際の妊産婦の相談支援について
- 2 生活困窮者等への自立相談支援の強化について
- 3 キャッシュレス社会に向けた市としての考え方について
- 4 子宮頸がんワクチンの周知について

11番 安藤薫議員

- 1 新型コロナウイルス感染症流行の「第2波」に備える市内医療・介護・福祉サービス体制の現状と課題について
- 2 学校再開にあたり、子どもの安全、心身のケア、学習を保障する学校・学童保育の対応について
- 3 浸水被害を防止する内水排除等の対応について

12番 藤浦雅彦議員

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する本市の支援について
- 2 コロナ禍における大規模災害対策について
- 3 子どもたちを第一に考えた「学びの保障」総合対策パッケージの実施について
- 4 保育所待機児童解消の取り組みについて
- 5 吹田市都市計画道路「千里丘朝日が丘線」が坪井墓地にかかる件について
- 6 大阪高槻京都線の千里丘交差点の京都行き西側歩道の整備について
- 7 ガランド水路遊歩道を千里丘駅まで延長して本市の魅力を大きく発信することについて
- 8 生態系被害防止外来種「アメリカオニアザミ」の駆除について

13番 南野直司議員

- 1 夢の実現、魅力あるまちづくりを目指した新幹線鳥飼車両基地との連携について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案 第 40 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 41 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 42 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 43 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 44 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 45 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 46 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 47 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 48 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 49 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 50 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 51 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 52 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 53 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 54 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
議案 第 55 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月11日	同意
報告 第 7 号	令和元年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	(6月11日 報告)	
報告 第 8 号	令和元年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件	(6月11日 報告)	
報告 第 9 号	令和元年度摂津市水道事業会計予算繰越報告の件	(6月11日 報告)	
報告 第 10 号	令和元年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件	(6月11日 報告)	
報告 第 11 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(6月11日 報告)	
議案 第 37 号	令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)	6月26日	可決
議案 第 38 号	令和2年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)	6月26日	可決
議案 第 39 号	令和2年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月26日	可決
議案 第 56 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 57 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 58 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 59 号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決

議案 第 60 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 61 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 62 号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 63 号	摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 64 号	摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 65 号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 66 号	摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 67 号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 68 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件	6月26日	可決
議案 第 69 号	損害賠償の額を定める件	6月11日	可決
議案 第 70 号	令和2年度摂津市一般会計補正予算（第5号）	6月26日	可決
議案 第 71 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月26日	可決
議案 第 72 号	訴えの提起の件	6月26日	可決
議会議案 第 8 号	新型コロナウイルス感染の第2波に備え医療と検査体制の抜本的強化を求める意見書の件	6月26日	可決
議会議案 第 9 号	新型コロナウイルスの感染症で影響を受けた事業者に対する支援策の迅速かつ確実な実施を求める意見書の件	6月26日	可決
議会議案 第 10 号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて議論の促進を図る意見書の件	6月26日	可決